2025 ディスクロージャー



はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

JAやまがたは、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当JAに対するご理解を一層深めていただくために、当JAの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌を作成いたしました。

皆さまが当JAの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年6月 山形農業協同組合

JAのプロフィール

◇設立	平成9年4月	◇組合員数	21,023 人
◇ 本店所在地	山形市旅篭町	◇役員数	28 人
◇出資金	37 億円	◇職 員 数	380 人
◇総 資 産	1,885億円	◇ 支店・センター等数	34 カ所
◇ 単体自己資本比率	11.52%		

- (注1) 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。
- (注2) 本ディスクロージャー誌において、期間の定めの記載等がないものについては、令和6年度(令和7年2月末時点もしくは令和6年 3月1日~令和7年2月28日)のものとなっております。
- (注3) 本資料の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、合計欄の数値と内訳の数値合計が一致しない場合があります。

目 次

【JAの概要】	
1. 基本理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3. 重点実施事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4. 経営管理体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5. 事業の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
6. 農業振興活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
7. 地域貢献情報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
8. リスク管理の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
9. 自己資本の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 9
10. 主な事業の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
【経営資料】	
I 決算の状況	
1. 貸借対照表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 0
2. 損益計算書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 2
3. キャッシュ・フロー計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 3
4. 注記表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 4
5. 剰余金処分計算書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
6. 部門別損益計算書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 4
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
8. 会計監査人の監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
Ⅱ 損益の状況	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 7
2. 利益総括表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 7
3. 資金運用収支の内訳 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 8
4. 受取・支払利息の増減額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 8
Ⅲ 事業の概況	
1. 信用事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 9
(1)貯金に関する指標	
(2) 貸出金等に関する指標	
(3) 内国為替取扱実績	
(4) 有価証券に関する指標	
(5) 有価証券等の時価情報等	
(6) 預かり資産の状況	
2. 共済事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 6
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	
(2) 医療系共済の共済金額保有高	
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	
(4) 年金共済の年金保有高	

	(5) 短期共済新契約高	
	3. 農業・生活その他事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 7
	(1) 買取購買品取扱実績	
	(2) 受託販売品取扱実績	
	(3) 保管事業取扱実績	
	(4) 利用事業取扱実績	
	(5) その他の事業取扱実績	
ΙV	7 経営諸指標	
	1. 利益率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 0
	2. 貯貸率・貯証率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 0
V	7 自己資本の充実の状況	
	1. 自己資本の構成に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 1
	2. 自己資本の充実度に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 2
	(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳	
	3. 信用リスクに関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
	(1) 標準的手法に関する事項	
	(2) 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)および三月以上延滞	
	エクスポージャーの期末残高	
	(3) 貸倒引当金の期末残高および期中の増加額	
	(4) 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額	
	(5) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウエイト1250%を適用する残高	
	4. 信用リスク削減手法に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 6
	(1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要	
	(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額	
	5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 ・・・・・・・・	6 7
	6. 証券化エクスポージャーに関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 7
	7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
	(1) 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要	
	(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価	
	(3) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益	
	(4) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額	
	(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)	
	(5) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額	
	(子会社・関連会社株式の評価損益等)	
	8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項・・・・・・・	6 9
	9. 金利リスクに関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 0
	(1) 金利リスクの算定方法の概要	
	(2) 金利リスクに関する事項	
V.	I 連結情報	
	1. グループの概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 2
	(1) グループの事業系統図	
	(2) 子会社等の状況	
	(3)連結事業概況	
	(4) 最近の5連結事業年度の主要な経営指標	

(5) 連結貸借対照表	
(6) 連結損益計算書	
(7) 連結キャッシュ・フロー計算書	
(8) 連結注記表	
(9) 連結剰余金計算書	
(10) 農協法に基づく開示債権	
(11) 連結事業年度の事業別経常収益等	
2. 連結自己資本の充実の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 9
(1) 自己資本の構成に関する事項	
(2) 自己資本の充実度に関する事項	
(3) 信用リスクに関する事項	
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	
(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	
(7) オペレーショナル・リスクに関する事項	
(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	
(9) リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	
(10) 金利リスクに関する事項	
【JAの概要】	
1. 機構図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 8
2. 役員構成(役員一覧) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 9
3. 会計監査人の名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 9
4. 組合員数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 9
5. 組合員組織の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 9
6. 特定信用事業代理業者の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 9
7. 地区一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	0 (
8. 沿革・あゆみ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	0 (
9. 店舗等のご案内 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	0 (
法定開示項目掲載ページ一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	0 1

【JAの概要】

1. 基本理念

農業振興を通じ「食」と「農」の新たな喜びを広げ、組合員・地域の皆さまにとってなくてはならない J A として役割を発揮し続けます。

2. 基本方針

基本理念の実現に向け、①食料・農業への貢献(安全・安心な国産農畜産物の安定供給、農業所得の増大の実現)、②組合員のくらし・地域社会への貢献(組合員の豊かな暮らしの実現、地域社会の持続的発展の実現)、③農業・組織・経営を支える人づくり(農業を支える担い手づくり・仲間づくり、経営を支える人づくり・職場づくり)を重点課題として取り組んでまいります。

3. 重点実施事項

- (1) 営農経済部門
 - ① 「農業・組織・経営を支える人づくり」の実践
 - ② 「食料・農業への貢献」の検討
 - ③ 経営基盤の強化
 - ④ 「JAやまがた農業振興計画」の実践

(2) 金融共済部門

- ① 農業者の経営支援
- ② 店舗機能見直し
- ③ お客さまへの提案体制の見直し
- ④ 業務体制の取り組み強化
- ⑤ JA共済全加入者に対する3Q訪問活動の実践
- ⑥ 自動車共済・自賠責共済への重点的な取り組み

(3) 資産サポート部門

- ① 相続・事業承継支援による横断的支援体制の強化
- ② 地域に適した資産活用および資産保全管理の取り組み
- ③ 税務相談機能の充実
- ④ 業務体制の強化

(4) 経営管理·内部監査部門

- ① DX化の推進と経営基盤の強化
- ② 人材育成と確保
- ③ 組合員のくらし・地域社会への貢献
- ④ 内部統制の整備および強化

(5) 部門間連携・人づくり

① 総合事業の取り組み強化と一体感の醸成

② 「農業・組織を支える人づくり」の実践

4. 経営管理体制

当 J A は農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。なお、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事および員外監事を設置しガバナンスの強化を図っています。

5. 事業の概況 (令和6年度)

(1) 全体的な概況

第8次中期経営刷新計画の最終年度として、「戮力協心」をスローガンに「農業者の所得増大」 「農業生産の拡大」「地域活性化への貢献」の基本目標の実現と、その実現を支える盤石な経営基 盤の確立を重点課題とし、役職員一丸となって取り組んでまいりました。

国内経済が活発化するなか、気候変動や資材高騰など農業を取り巻く環境は依然として厳しい 状況にありますが、組合員ならびに地域の皆さまからのご理解とご協力をいただきながら事業に 取り組んだ結果、令和6年度の当期未処分剰余金は4億6,216万円となりました。

主な事業活動と成果については以下のとおりです。

① 指導事業

営農指導事業については、JAの自己改革「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域活性化への貢献」の実現のため、JAやまがた農業振興計画にもとづき営農企画指導員を中心に各種講習会や病害虫防除・肥培管理等の適正な指導対応に取り組んでまいりました。

また、JAやまがた営農振興策支援事業を活用し、新規就農者や担い手経営体等に対する支援を行ってまいりました。大規模園芸団地においては利用者向けの栽培講習会や園地巡回を開催するなど、新規就農者や新たな担い手の育成支援と規模拡大意向者の所得向上に向けた取り組みを進めてまいりました。

一方、農作物の安定生産と盗難を未然に防ぐために、今年度も農作物災害防止対策本部・農産物盗難防止対策本部を設置し、地域と連携して総合的な被害防止に努めました。しかしながら、春先の桜桃の結実不良に始まり夏以降の高温や秋口の長雨等の気象災害に見舞われ、園芸品目を中心に収量の減少・品質の低下が著しく見られ、農業所得にも大きく影響を及ぼしました。

水田農業対策では、主食用米の需要が年々減少している状況を踏まえ、「生産の目安」にもとづき需要に応じた売れる米づくりを推進するため、「経営所得安定対策」への対応を基本に各関係機関と連携しながら「とも補償制度」や「互助制度」等を推進し、戦略作物である大豆・麦・そば等の効率的な生産体制と地域振興作物や新規需要米等への誘導により、適確な生産調整が実施されました。また、水田活用直接支払交付金に係る5年水張り問題に対しては関係機関およびJAグループが一丸となって、見直しに向けての要請を継続し、現行の対応も含め令和9年度以降の要件が見直されることとなりました。

農産物安全・安心対策では「JAやまがた農畜産物安全・安心対策本部」の方針に沿って、生産者からの理解と事前対応を行い、生産管理工程表と生産協定書を整備するとともに農薬の残留検査を徹底し安全・安心な出荷対応に努めました。

地域の担い手経営体については、農地中間管理機構と連携した農地の利用集積を軸に規模拡大 支援を行い、認定農業者や集落営農組織(法人)等への育成・活動支援などを推進してまいりま した。

② 販売事業

<米 穀>

米取扱数量220,000俵、販売高28億円の計画をもとに、米の需給と価格の安定に向けて、安全・安心で消費者から信頼される「JAやまがた米」のうまい売れる米づくりを推進し、JA独自販売米の取り扱い強化を図りつつ有利販売に取り組みました。

水稲については、播種および耕起作業は概ね平年並みに行われ、乾土効果はやや大きいと推定されました。また、苗の生育は全般に良好でしたが、一部で細菌病やばか苗病の発生が見られ苗質にばらつきが見られました。

移植作業は平年並みに行われ、移植後の活着も概ね良好でありましたが、移植が遅れた圃場では日照不足や強風の影響で生育の停滞が見られました。

6月中旬以降天候が回復し、生育は回復傾向となりました。6月下旬から梅雨入りし、曇天や雨の日が多く日照時間は少なくなり、7月25日には記録的な大雨となりました。

出穂は平年より2日程度早く「はえぬき」で8月2日頃、「つや姫」では8月8日頃となりました。穂揃期の生育は、平年に比べ穂数が少なく、一穂籾数はやや多く、㎡当たり籾数は平年並みからやや多くなりました。

出穂以降8月上旬は日照時間が多かったものの、その後は少なく経過し、登熟歩合は平年並み に推移しました。

9月中旬以降は断続的な降雨に見舞われ、広い範囲で倒伏が発生しました。刈り取り適期が大幅に早まり、刈り取り作業は例年より2日程度早く始められました。

一方、斑点米カメムシ類の発生量は平年より多く、7月2日、7月25日に注意報が発表され被害リスクが懸念されつつ、一部で斑点米による品質低下が見られました。

また、検査段階においては、高温の影響は少なからずあったものの、前年ほどの白未熟粒の発生は見られず、一部で充実度不足による落等が見られました。

結果、一等米比率は95.3%となりました。

最終的な作柄については、村山で作況101と公表されましたが、市場では品薄感が浸透したことから需給がひっ迫し、米価は稀にみる高騰を見せ続けました。これを受けあらゆる業者が米の集荷に奔走し、当JAの集荷についても計画を下回る状況となりました。

日本穀物検定協会による食味評価では、「つや姫」が15年連続「特Aランク」の評価を獲得し、「雪若丸」についても7年連続「特Aランク」の評価を獲得することができました。

その結果、令和6年産米の集荷実績は177,993俵、契約数量対比84.2%、米の販売数量は227,112俵、計画対比103.2%、その他穀物を含めた販売高は32億7,749万円、計画対比109.2%の実績となりました。

<園 芸>

販売高38億8,400万円の計画をたて、安全・安心な青果物の生産と販売力強化に取り組みました。広域選果場は選果ライン導入4年目を迎え、内部・外部センサーを活用し、糖度や蜜入りを判定し、市場ならびにギフト商品への付加価値販売を実施しました。

また、市場、行政と連携し消費宣伝活動を継続的に行うとともに食育活動にも積極的に取り組みました。

果樹の生育は1月から2月は月平均気温が観測史上第1位となる高温で経過し、積雪も平年を大きく下回り経過しました。4月中旬日以降の季節外れの高温により急激に生育が進み、各品目とも平年より早い満開期を迎えました。

さくらんぼは昨年夏の猛暑の影響により、双子果の発生が極めて多くなり、あわせて収穫期の 急激な気温上昇に見舞われ、日中の最高気温が30℃を超える日が一週間継続したことから、果 実体質の劣化や出荷ロスが多発する結果となり、過去にない凶作水準となりました。

やまがた紅王と紅秀峰は着色進度と熟度の懸念から、いずれも6月11日の初出荷となり過去にない早さでのスタートとなりました。

夏果実は大きな気象災害もなく経過し、ぶどう、すももは販売始期からの引き合いも強く経過し、潤沢な販売で経過しました。ももは旧盆までは他産地と出荷最盛期が重なり弱保合いの販売となりましたが、その後は彼岸需要にあわせて販売環境を改善し、販売単価の回復となりました。 秋冬果実のラ・フランスの販売開始基準日は、10月21日となり過去最速の販売開始となりました。 販売開始より産地からの出荷集中から各市場において在庫を抱える状況とあわせ、消費 地での輪紋病、胴枯れ病などが散見され単価の低迷につながる結果となりました。

野菜については、2月下旬から3月にかけ気温が低下し初期生育が停滞しましたが、春先は多日照で気温も高く推移したため生育は順調で経過しました。5月に入り日照時間が短く生育停滞も見られましたが、梅雨入りまでは高温・多日照で推移し、春作の果菜類は比較的良好な生育で経過しました。7月下旬以降は、高温が続きましたが7月から8月にかけて日照不足の影響で草勢が低下し、着果が少なく減収または生育不良が見られました。抑制作全般に夏場の高温による消耗と、日照不足が大きく影響し収穫量の減少となりました。野菜全般にシーズンを通して引き合いが強い状況が続き単価高で経過しました。

花きについては、春先の好天により生育は順調に経過しました。7月以降の夏場の高温により、 8月以降は品目により生育遅れや品質低下などの影響が発生しました。

その結果、販売高は、果実が24億9,163万円、野菜は9億7,291万円、花きは2億7,360万円、園芸事業全体では37億3,815万円の販売高となり、計画対比96.2%の実績となりました。

また、農薬の適正使用「生産管理工程表」記帳の徹底と「協定書」の提出、事前の作物残留農薬分析の実施により安心感のある産地づくりに努めてまいりました。

<畜 産>

畜産販売高5億3,605万円の計画をたて、畜産物については、世界情勢や円安等に伴う飼料価格高騰により生産費が大幅に増加したことや、外食や観光地での需要回復が期待されたものの、物価高によるマイナスが響き、牛枝肉相場が低迷したことにより販売高が減少となりました。 豚肉に関しては、計画どおりの出荷頭数ができ販売高の増額となりました。

酪農に関しては、計画どおりの生乳出荷ができ取扱高の増額となりました。

その結果、販売高は肉牛が4億1,597万円、酪農は1億4,966万円、養豚は494万円、畜産全体では5億7,059万円、計画対比106.4%の実績となりました。

<直 売>

直売事業差引収益3億5,714万円の計画をたて、新たな販路拡大とふるさと納税に関わる事業や学校給食への食材提供を積極的に行いました。また、地域農業の活性化と消費者との交流を深めるため、SNSを活用したPRや「LINE」を活用したキャンペーンの案内など消費者へ直接お知らせをできる仕組みづくりを行いました。

直売所でもイベントを積極的に開催し、「LINE友だち」のキャンペーンなど集客の拡大に努め会員 10,000名の登録を達成しました。

その結果、直売事業合計取扱高は、25億1,946万円と伸びたものの、仕入の価格が高騰 し差引収益は3億4,430万円、計画対比96.4%の実績となりました。うち、おいしさ直 売所取扱高は21億6,630万円、計画対比113.1%の実績となりました。

③ 保管事業

保管事業差引収益3,343万円の計画をたて、品質管理・入出庫管理の適正化に努めました。 前年産から業務用米需要の高まりが留まらず、「はえぬき」を中心に引き合いが強く、引き取りの ペースが早まりました。

また、令和6年産米については、全国的な品薄感と集荷業者による産地の囲い込みから、特に 業務用米の確保が厳しくなり引き合いが一層強くなりました。

そうしたなか、「はえぬき」をはじめ「つや姫」「雪若丸」といった「結びつき米」の引き取りが順調に進んでいる状況です。

その結果、差引収益3,494万円、計画対比104.5%の実績となりました。

④ 購買事業

<生産資材>

経済渉外担当は、適切な資材の提案と気象災害に備えた資材の情報提供を行い、推進の強化による購入者拡大に努めてまいりました。また、大口先(大規模生産者、農業法人等)を専任とする経済渉外担当者は大型規格農薬、軽量化肥料の普及拡大による生産コストの軽減に努め、充実した相談業務および推進活動を行いました。

その結果、生産資材供給高は27億3,349万円(うち、内部取引8,791万円)、計画対比101.6%の実績となりました。

<生活物資>

組合員ならびに利用者の皆さまとのふれあいを大切にしながら、地産地消や健康志向など地域の皆さまの暮らしに必要な生活関連事業に取り組み、食材宅配事業では食品の安全性と利便性のある食材提供、地域と密着した事業展開に取り組みました。

女性部組織活動では、SDGsを意識した学習やフードドライブ活動を実施しました。

また、㈱ジェイエイあぐりんやまがたと連携し葬祭事業等に取り組みました。

その結果、生活物資供給高は8億5,007万円(うち、内部取引2,386万円)、計画対比 111.1%の実績となりました。

⑤ 信用事業

個人貯金残高および投資信託取り扱いの実績伸長のため、お客さまの目線に立った各種サービスの継続提供と今般の市場金利環境に即応した金利設定、新NISA制度を活用した資産運用・

提案の取扱実績拡大に向けた投資信託取扱店舗追加等、相談機能・提案態勢の強化に取り組みま した。

また、ペーパーレス等内部処理の事務効率化、オンサイトモニタリングによる内部牽制体制の 確立と強化に取り組みました。

< 貯 金>

金利動向を踏まえた金利設定とキャンペーン等を適時実施し、年間を通じた年金予約推進および年金受給口座獲得、NISA口座開設を含む資産の総合的な提案活動を展開し、安定的な余裕金運用に向けた資金づくりに取り組みました。

今後の若年層を中心とする金融取引の非対面取引拡大を見据え、JAネットバンクやJAバンクアプリ等の利用推進に取り組みました。

また、社会保険労務士と連携した「年金無料相談会」の継続開催と"年金"で繋がる利用者の満足度向上に向け、JAやまがた「川柳大会」を開催し継続的な関係構築に取り組みました。

その結果、年度末貯金残高は1,743億8,016万円、計画対比99.1%の実績となりました。

<貸出金>

農業融資の利用拡大と実績伸長に向け、農業総合支援班を中心とした担い手支援チーム(TACT)と営農センターおよび各支店が一体となり、地域農業を支える担い手や農業法人等の資金需要に対する積極的な提案・相談活動を実施しました。

また、自然災害(凍霜害・高温・豪雨・突風等)によって被害を受けた生産者を対象に、JA やまがた独自資金を創設し、資金面で生産者の農業経営維持・支援に取り組みました。

住宅ローンについては、建設関連資材等高騰の継続影響が懸念されましたが、住宅ローン専任 担当者による積極的な住宅メーカー等への紹介アプローチにより、計画を上回る取り扱い実績と なりました。

マイカー・教育・フリーの各生活ローンについては、資金需要期にWEB広告を活用したキャンペーンを展開し、取扱件数の拡大に取り組みました。

その結果、年度末貸出金残高は610億5,674万円、計画対比100.2%の実績となりました。

⑥ 宅地等供給事業

地域活性化の取り組みとして、都市計画法に基づく開発許可基準に関する条例のエリア内において、遊休農地など高齢化、後継者不足に起因する資産の有効活用として宅地分譲開発等を行い組合員皆さまの資産運用提案に努めました。

また、賃貸住宅募集については、インターネットでの検索強化として不動産ポータルサイト「SUUMO」に重点を置き、動画や360度パノラマ画像掲載の充実をはかり入居促進に努めました。

その結果、宅地等供給事業実績については、差引収益9,776万円、計画対比106.3% の実績となりました。

相談業務課においては、財産診断による現状把握とその結果にもとづいた相続対策の提案および相続税の申告、登記手続きなど各種専門家と連携した迅速かつ適切な相続相談サポートに取り組みました。また、派遣税理士体制のもと確定申告相談会の開催など総合的な相談対応に取り組みました。

⑦ 共済事業

共済事業差引収益8億2,906万円の計画をたて、事業基盤の維持・拡充に向け、組合員・利用者の皆さまへの訪問活動を行い、公的保険制度を踏まえ生命系共済を中心に、次世代層・次々世代層との接点をはかりながら、安心してご利用いただける最適な共済(ひと・いえ・くるま・農業)の提供に取り組みました。

また、ペーパーレス・キャッシュレスでの契約引受と共済金支払の迅速化、JA共済アプリWebマイページの登録を促進しました。特に今年度は、自動車共済契約サポートセンターを新設し、専門知識を有した職員の配置により、「自動車共済自動継続案件」を専門に担当し、充実した保障提供に取り組みました。

その結果、事業差引収益は8億2,631万円、計画対比99.7%の実績となりました。

(2) 組合が対処すべき重要な課題

① 第9次中期経営計画の実践

少子高齢化による人口減少や人手不足、農産物の消費・流通構造の変化等、経営環境が厳しさ を増すなか、実施初年度として、積極的に進めてまいります。

② 農業振興計画の実践

新たに作成した農業振興計画により、地域農業の多様な担い手創造と安全・安心な農畜産物生産が持続できるための体制づくりを進め、農業所得の増大・農業生産の拡大に取り組んでまいります。

③ 環境変化等への対応

異常気象や災害の発生が増えるなか、対処できる体制整備を進めてまいります。 また、みどりの食料システム法等への対応や取り組みを通じ地域社会へ貢献してまいります。

④ 地域活性化への貢献

組合員の皆さまのアクティブ・メンバーシップの強化や、地域コミュニティーへの積極的な参加等をとおして地域活性化への貢献をはかってまいります。

⑤ 金利変動リスクへの対応

様々に変化する金融動向や金利情勢にもとづく収支予測を行いながら、事業継続に向けて、安定的な収益確保に努めてまいります。

⑥ その他外部環境変化への対応

業務の効率性と対応力を強化するため、DX (デジタルトランスフォーメーション)等への対応を進めてまいります。

⑦ 内部統制の整備と強化

業務の適正性と有効性を検証しながら、内部統制の実効性を高めてまいります。

(3) その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項

① 当組合では、昨今の複雑化および高度化する業務への対応と人材の育成・確保を目的に、令和6年10月に開催した臨時総代会で副組合長の役職を追加するとともに専務を実務精通理事

とする変更を行い、本総代会終了後の理事会で選任いたします。併せて、令和7年度より人事 部を新設し体制の強化を行ってまいります。

② 業務の適正を確保するための体制

当組合では、法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

今年度の運用状況の概要は、各項目下段に、<運用状況>と記載のあるとおりです。

内部統制システム基本方針

平成 31 年 2 月 27 日

制定

改定 令和5年5月29日 令和6年3月27日

組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、全国農業協同組合中央会がJAグループの経営管理の指針として定める「会員の行動規範」を遵守し、経営戦略の策定および見直し・実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

- 1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
 - ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
 - ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
 - ④ 「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
 - ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談 もしくは通報を行うことができる制度(ヘルプライン)を適切に運用し、法令違反等の未然 防止に努める。
 - ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
 - ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理 する体制を整備する。

<運用状況>

組合の基本理念実践として、役職員の行動規範を定め、定期的な研修会の開催を通じて、コンプライアンス意識の向上に努めている。職制規程等により各理事の所管業務を明らかにし、各理事のもと内部統制の構築・運用を行うことを明確にしたうえで、諸規程の整備・運用を実施している。自主検査、内部監査の実施、ヘルプラインの設置・運営により、不法行為の早期発見に努めている。さらに、監事による監査が実施されている。

- 2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
 - ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
- ③ サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。

<運用状況>

情報セキュリティに係る基本方針および個人情報保護方針に基づき、重要情報を一元的に管理し、重要性に応じてリスクへの対応をはかっている。

- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の 基本的な態勢を整備する。
 - ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

<運用状況>

リスク管理基本方針を策定し、組合をとりまくリスクの把握に努めるとともにALM委員会・コンプライアンス委員会・理事会で定期的に協議・検討を行っている。

- 4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
 - ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

<運用状況>

中期経営計画および事業計画を策定し、その進捗状況を月次で把握している。また、人材育成基本方針を策定しており、中長期的な視点から人材育成に取り組んでいる。

- 5. 監事監査の実効性を確保するための体制
 - ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
 - ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
 - ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

<運用状況>

理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っている。内部監査部 署には監事との十分な連携を指示し、監事監査の実効性確保を支援している。

- 6. 子会社等における業務の適正を確保するための体制
 - ① 子会社等における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢が整備され、適正かつ効率的に業務が執行されるよう、必要な助言・指導を行う。
 - ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・ 助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
 - ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

<運用状況>

子会社等において自主検査等により各部署の内部統制の構築・運用をはかるとともに、 子会社管理規程を制定し、子会社における内部統制構築・運用の支援やリスクの把握に努 めている。

- 7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制
 - ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
 - ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
 - ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に 努める。
 - ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

<運用状況>

経理規程・要領を整備し、適切な会計処理の選択、会計上の見積りを行うことに努めている。

8. 県中央会の業務監査、経営相談との連携

当組合の適切な内部統制の構築・運用をはかるため、県中央会の業務監査、経営相談と連携する。

<運用状況>

県中央会提供の要領等のひな型や支援資料を活用し、内部統制システムに関する重大なリスクの把握と改善および内部監査の品質向上に取り組んでおり、必要の都度県中央会に相談し連携を図っているほか、内部監査も活用してその改善状況をフォローしている。

6. 農業振興活動

- (1) 農業関係の持続的な取り組み
 - ① 農業生産の振興
 - ② 生産基盤の維持・確保
 - ③ 営農生活支援機能の充実
 - ④ 農業を基盤とした豊かな地域社会の構築
 - ⑤ 大規模自然災害等への対応機能の整備
 - ⑥ 組合員の参加・参画による運営
 - ⑦ 自主・自立による健全な経営の確立
- (2) 地域密着型金融への取り組み
 - ① 農業者等の経営支援に関する取組方針および態勢整備
 - ② 地域活性化のための融資を始めとする支援
 - ③ 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援
 - ④ ライフサイクルに応じた担い手支援
 - ⑤ 経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取り組み
 - ⑥ 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献
- (3) JAやまがた農業振興計画に基づく各地域の個性を活かした産地づくりへの取り組み
- (4) 安心・安全な農産物づくり認証制度の取り組み
 - ① 農業ナビシステムによる生産履歴管理の取り組み
 - ② ポジティブリスト制度の取り組み(農薬残留検査項目の増加によるチェック体制の強化)
 - ③ 地理的表示(GI)制度の積極的活用
- (5) 担い手・新規就農者への支援
 - ① 集落営農法人の推進(地域の条件に適合した農業従事者再編成の協議等)
 - ② TACTによる担い手経営体への総合支援の取り組み
 - ③ 野菜・果樹団地の整備による新規就農者(担い手育成)支援
- (6) 食育の取り組み
 - ① 管内の小学校児童を対象としたわんぱくあぐりスクールの実施
 - ② 各支店・施設等が開催するふれあい祭りの実施
- (7) 直売所のイベント

春彼岸セール、周年感謝祭、お盆セール、秋彼岸セール、歳末セール、新春セール

7. 地域貢献情報

- (1) 社会貢献活動(社会的責任)
 - ① 環境問題への取り組み状況 クールビズ、ノー残業デー、ほか
 - ② 各種募金活動・公益団体等への寄付 山形県共同募金会(赤い羽根募金)、赤十字募金、ほか

(2) 地域貢献情報

① お客様本位の業務運営に関する取組方針



令和6年11月29日 山形農業協同組合

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

JAやまがたのシンボルマークは、「消費者」と「生産者」を2つの楕円で表し、「消費者」と「生産者」が互いにかかわりを持ちながら循環している姿と、その動きとともに映りゆく社会を見つめ生活を支えるJAやまがたの未来像を表現しています。

JAやまがたは、①農業振興を通じて「食」と「農」と「緑」を守り、かけがえのない自然を次世代に引き継ぎます、②地域のみなさまとともに生き、地域のみなさまとの共感の中で心ふれあう地域づくりに取り組みます、③高い倫理観と責任感を持ち、地域社会に貢献できる事業と組織づくりに取り組みます、を経営理念として、お客さまの安定的な資産形成に貢献してまいります。

JAやまがたでは、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、お客さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業 務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

なお、共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会(以下、JA共済連)が、共同で事業運営しております。

1 お客さまへの最適な金融商品、共済仕組み・サービスの提供

(1) 金融商品

お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、国内外の社会情勢や金融環境、手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様な要望にお応えできるものを選定し提供いたします。なお当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。【原則2本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2、3)】

(2) 共済仕組み・サービス

お客さまが、安心してご利用いただけるよう生活や農業における様々なリスクに対応できる備えについて、最良・最適な共済仕組み・サービスを提供いたします。

なお、当組合は、市場リスクを有する共済仕組み(例:外貨建て共済)の提供は実施しておりません。 【原則2本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注 2、3)】

2 お客さま本位のご提案と情報提供

- (1) 信用の事業活動
 - ① お客さまの金融知識・経験・財産、要望や目的に合わせて、お客さまにふさわし

い金融商品をご提案いたします。 【原則 2 本文および(注)、原則 5 本文および(注 1~5)、原則 6 本文および(注 1、2、4、5)】

- ② 金融商品のご提案にあたっては、JA系統版ガイドブック等を活用し、お客さまのライフプランに合わせた「使う」「貯める(備える)」「残す」「増やす」をご理解いただくため、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。【原則 2 本文および(注)、原則 4 本文、原則 5 本文および(注 1 、1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1 、 1
- ③ お客さまの投資判断に資するよう、金融商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分に提供いたします。 【原則 4、原則 5 本文および(注 $1\sim5$)、原則 6 本文および(注 1、2、4、5)】
- ④ お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するように、 丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。 【原則 4、原則 5 本文および(注 $1\sim5$)、原則 6 本文および(注 1、2、4、5)】

(2) 共済の事業活動

- ① お客さまに対して、ライフアドバイスブック等を使い各種公的保険制度等にかかる ご理解をいただき、一人ひとりの加入目的・ライフプラン等に応じた、最適な保障・ サービスをご提案いたします。【原則2本文および(注)、原則5本文および(注1 ~5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】
- ② 保障の加入にあたっては、お客さまのご意向を的確に把握・確認したうえで、十分に保障内容をご理解・ご納得いただけるよう、丁寧かつ分かりやすい説明を重要事項説明書(注意喚起事項)を用いて実施いたします。【原則2本文および(注)、原則5本文および(注1~5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】
- ③ 特にご高齢のお客さまに対しては、より丁寧に分かりやすくご説明し、ご家族も含めて十分ご納得、ご満足いただけるよう、ご契約時にはご家族さまの同席等をお願いするなど、きめ細やかな対応を行います。 【原則 2 本文および(注)、原則 5 本文および(注 $1\sim5$)、原則 6 本文および(注 1 、2 、4 、5)】
- ④ なお、保障の加入にあたり、共済掛金の他にお客さまにご負担いただく手数料等は ございません。 【原則 2 本文および(注)、原則 4、原則 5 本文および(注 $1 \sim 5$)、 原則 6 本文および(注 1, 2, 4, 5)】
- ⑤ 各種手続きの実施にあたっては、お客さまの皆さまに分かりやすい言葉を使いご説明をするとともに、日々の訪問活動等を通じた共済金の請求勧奨など、より安心いただけるアフターフォロー(3Q活動)を実施いたします。【原則2本文および(注)。原則5本文なよび(注)。原則6本文なよび(注)。
 - (注)、原則5本文および(注1~5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

3 利益相反の適切な管理

お客さまへの金融商品提案・共済保障提案や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」等および「JAバンク利用者保護等管理方針」に基づき適切に管理いたします。【原則3本文および(注)】

4 お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

JA系統の県域研修受講や資格取得を推し進め、高度な専門性を有した誠実・公正な業務を行うことができる人材の育成と、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢・組織を構築いたします。【原則2本文および(注)、原則6(注5)、原則7本文および(注)】

(※)上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」(2021年1月改訂)との対応を示しています。

②「経営者保証ガイドライン」にかかる当組合の取組み方針

「経営者保証ガイドライン」にかかる当組合の取組み方針

山形農業協同組合は今後、「経営者保証ガイドライン」の趣旨を踏まえ、お客様と保証契約を締結する 場合また保証人のお客様が本ガイドラインの則した保証債務の整理を求められた場合は、本ガイドラインに基づき、経営者保証に依存しない融資に誠実に対応するよう努めてまいります。

※本ガイドラインの詳細については、以下URLをご参照下さい。

- •全国銀行協会 (https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/)
- 日本商工会議所 (https://www.jcci.or.jp/sme/assurance.html)
- 1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、取引先の意向も踏まえた上で、検討します。

- 2. 経営者保証の契約時の対応について
- (1)農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、 保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 保証金額の設定については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を 阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収 入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務 者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。
- 3. 既存の保証契約の適切な見直しについて
- (1) 農業者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合に は、改めて経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、その検討結果について主 たる債務者および保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に 引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、そ の結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行う。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

- 4. 経営者保証を履行する時の対応について
- (1)経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。

【保証契約の必要性の判断要件】

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されているか。
- ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えていないか。
- ③ 法人のみの資産・収益力で返済が可能と判断し得るか。
- ④ 法人から適時適切に財務情報が提供されているか。
- ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供があるか。

以上

山形農業協同組合

8. リスク管理の状況

(1) リスク管理体制等

[リスク管理基本方針]

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策(マネロン等対策)の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の 価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については、理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資に係る審査部署を設置し各支店と連携をはかりながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当 J Aの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定 めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)および市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応および改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当 J A では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。

また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、 システムの万一の災害・障害等に備え、システムリスクの管理マニュアル等を策定しています。

(2) 法令遵守体制

① コンプライアンス基本方針

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

② コンプライアンス運営態勢

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とする コンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部 門・各支店にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、 実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置しその進捗管理を行っています。

(3) 金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決をはかります。詳しくは、以下の部署にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

◇ 本店金融共済部(金融関係)

(電話:023-624-8251 月~金 午前9時から午後5時)

◇ 本店金融共済部(共済関係)

(電話:023-624-8561 月~金 午前9時から午後5時)

◇ 本店経営管理部企画管理課

(電話:023-624-8265 月~金 午前9時から午後5時)

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

【信用事業】

◇ 山形県弁護士会 (電話:023-666-3053)

◇ 仙台市弁護士会 (電話:022-223-1001)

◇ 東京弁護士会紛争解決センター (電話:03-3581-0031)

◇ 第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)

◇ 第二東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3581-2249)

①の窓口またはJAバンク相談所(一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話:03-6837-1359)にお申し出ください。なお、第一東京弁護士仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センターについては、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

また、「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域の方々からの申立について、申立者の居住地の近隣弁護士会で手続を進める「現地調停・移管調停」が、東京三弁護士会が設置している仲裁センター等で利用できます。

【共済事業】

◇ (一社) 日本共済協会 共済相談所 (03-5368-5757)

https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html

◇ (一社) 自賠責保険·共済紛争処理機構

https://www.jibai-adr.or.jp/

◇ (公財) 日弁連交通事故相談センター

http://n-tacc.or.jp/

◇ (公財) 交通事故紛争処理センター

http://www.jcstad.or.jp/

◇ 日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

https://www.nichibenren.or.jp/activity.resolution/lac.html

各機関の連絡先(住所、電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧いただくか、 ①の窓口にお問い合わせ下さい。

(4) 内部監查体制

当JAでは、内部監査室を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。

また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

9. 自己資本の状況

(1) 自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和7年2月末における自己資本比率は、11.52%となりました。

(2) 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

【普通出資による資本調達額】

項目	内 容
発行主体	山形農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	3,750 百万円 (前年度 3,812 百万円)

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を 算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに 対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努 めています。

また、平成19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。令和6年度末の出資金額は、対前年度比62百万円減の3,750百万円となっています。

10. 主な事業の内容

(1) 信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。 この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

① 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

【主な貯金商品】

	貯金の種	類		しくみと特色	預入期間	預入金額
当	座	座 貯 金 会社や個人事業主のみなさまの小切手・手形の決済用口座としてご利用いただけます。		期間の制限は ありません	1円以上	
普	通 與	宁	金	日常生活に必要なお金を自由に出し入れができます。給与や年金の受取りができ、公共料金などの自動引落しができます。 キャッシュカードのご利用により、いつでも財布 代わりに出し入れが自由にできます。	期間の制限はありません	1 円以上
総	合 「]	座	「普通貯金」、「自動継続定期貯金」および「自動継続定期貯金などを担保とした貸越」の各取引を組み合せ、一つの取引として利用する口座です。	期間の制限はありません	1 円以上
営	農	宁	金	営農計画または生活設計に基づき行う経済活動に ついて、販売代金の預入れと購買代金の支払いに 利用することができる貯金です。 当座貸越契約を結ぶことにより、設定された極度 額まで必要資金の貸越を行うことができます。	期間の制限はありません	1 円以上
貯	宁 蓄 貯 金		金	個人の貯蓄性を明確にし、有利に運用するため、 決済機能および資金移動に制限を設けるととも に、金額階層別金利の適用による高い金利を付与 した流動性貯金です。普通貯金と同様自由にお引 き出しができます。	期間の制限はありません	1 円以上
納	税準備	貯	金	貯金者が国税、地方税等租税の納付のための資金 を準備することを目的として預け入れる貯金で す。	期間の制限は ありません	1円以上
J 贈	A 教 育 与 専 用		金座	租税特別措置法に基づく教育資金非課税措置の適用を受けるための口座です。 ※貯金者が 30 歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで利用できます。	平成 25 年 8 月 1 日~令和 8 年 3月31日	1 円以上 1,500 万円 以下

貯金の種類	しくみと特色	預入期間	預入金額
J A 結婚子育て資金 贈 与 専 用 ロ 座	租税特別措置法に基づく結婚・子育て資金非課税 措置の適用を受けるための口座です。 ※貯金者が 50 歳に達した日など、一定の要件に 該当した日まで利用できます。	平成 25 年 8 月 1 日~令和 9 年 3月 31 日	1 円以上 1,000 万円 以下
成年後見支援貯金	成年後見人に管理処分権がある小口貯金との組み 合わせを前提とした貯金であり、成年後見人の不 正行為防止のため、口座開設、支払い、小口貯金 口座への定期的な定額送金(定期交付金)の設定 ・変更、および口座解約について、家庭裁判所の 各種指示書を必要とする貯金をいいます。	期間の制限はありません	1 円以上
通 知 貯 金	一定額以上の金額を一定の据置期間以上預入れ、 払戻しの請求は事前に払戻予告を行うという約束 のもとに預け入れる貯金です。	7 目以上	5 万円 以上
期日指定定期貯金	個人の方だけにご利用いただける1年複利定期。 1年の据置期間経過後は、1ヶ月前のご通知でい つでも満期日を指定できます。	1 年以上 3 年以内	1 円以上 300 万円 未満
スーパー定期貯金	1ヶ月から5年までの預入期間が選択できます。 3年もの、4年もの、5年ものは半年複利の高利 回り商品です。	1ヶ月以上 5年以内	1円以上
大口定期貯金	1 千万円以上のまとまった余裕金の運用に最適な 貯金です。	1ヶ月以上 5年以内	1,000 万円 以上
変動金利定期貯金	ご契約日から半年ごとに金利が自動的に見直され る貯金で、預入期間は3年のみです。	3年	1 円以上
据置定期貯金	6ヶ月の据置期間経過後はいつでも、何回でも、 一部支払ができます。	5 年以内	1 円以上 1,000 万円 未満
譲 渡 性 貯 金 (N C D)	1 千万円以上の、短期の資金運用に最適で、期間 内に他へ譲渡し換金することもできます。	7 日以上 5 年未満	1,000万円 以上
定期積金	ライフサイクルにあわせ、コツコツと積み立てて いくのに最適です。目的にあわせて、掛金・期間 が選べます。	6 ヶ月以上 120 ヶ月以内	1千円以上
積立式定期貯金	期間の定めでなく預入れの都度、期日指定定期貯 金の利率が適用される利回りの高い積立貯金で す。	期間の制限はあ りません	1円以上
一般財形貯金	勤労者の方が毎回の給与および賞与からの天引き により積み立てられる貯金です。	3年以内	1 円以上
財形年金貯金	満55歳未満(初回)の勤労者の方が毎回の給与および賞与から天引きにより積み立てられる貯金で、60歳以降3ヶ月毎に年金として払い戻します。	5 年以上 20 年以内	1 円以上
財形住宅貯金	満55歳未満(初回)の勤労者の方が毎回の給与および賞与から天引きにより積み立てられる貯金で、持ち家の住宅取得または増改築の費用としての積立です。	5年以上	1 円以上

【JAやまがたオリジナル商品】

貯金の種類	しくみと特色	預入期間	預入金額
福祉定期貯金	 ・JA口座へ福祉、障害、遺族年金等の振込指定 対象者(シルバー定期と併用不可) ・非自動継続契約 ・1人1店舗(年金管理店舗) 	1年	300 万円以下
シルバー定期貯金	・JA口座へ年金振込指定者・非自動継続契約・1人1店舗(年金管理店舗)	1年	1,000万円以下
シルバー定期積金	・JA口座へ年金振込指定者・1人1店舗(年金管理店舗)・年金口座より自動掛込み	3年以上 5年以内	30 万円以上 500 万円以下
定期貯金「絆」	J A 口座へ年金振込みをご予約された方の定期貯 金	1年	500 万円以下
定期積金「絆」	JA口座へ年金振込みをご予約された方の定期積 金	2 年以上 5 年以内	150 万円以下
定 期 積 金 (子育て応援型)	・こども手当の振込をJA口座指定の方 ・やまがた子育て応援パスポートを提示された方	1 年以上 10 年以内	1 千円以上
相続定期貯金	個人で、金融機関(自JA以外の金融機関を含む)での相続手続完了後1年以内に、相続により 取得した資金を原資としてお預け入れいただく貯 金です。	1年	200 万円以上

② 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の相談窓口、個人向け ローンも取り扱っています。

【融資・主なローン】

ローンの種類		融資限度	融資期間	資金の内容
住宅ローン	固定変動選択型 固定金利型 変動金利型	2億円	3年以上50年以内	住宅ローン
住宅ローン(借換)	固定変動選択型 固定金利型 変動金利型	2億円	3年以上40年以内 (現在お借入中の住宅ロ ーンの残存期間内)	住宅ローン(借換)
リフォームローン	固定変動選択型 固定金利型 変動金利型	1億5,000万円	1年以上20年以内	リフォームローン
リフォームローン (ニ コ ス 保 証)	固定変動選択型 固定金利型 変動金利型	1億5,000万円	1年以上15年以内	リフォームローン (ニコス保証)
賃貸住宅ローン	固定変動選択型 固定金利型 変動金利型	4億円	1年以上30年以内	賃貸住宅ローン
マイカーローン	固定金利型 変動金利型	1,000 万円	6ヶ月以上 15 年以内	マイカーローン
教育ローン	固定金利型変動金利型	1,000万円	6 ヶ月以上 15 年以内 (据置期間含、在学期間 +9 年)	教育ローン
多目的ローン	固定金利型 変動金利型	- 500 万円	6ヶ月以上10年以内	多目的ローン
多 目 的 ロ ー ン (ニコス 保 証)	固定金利型 変動金利型	1,000 万円	6ヶ月以上10年以内	多目的ローン (ニコス保証)
フ リ ー ロ ー ン (ニコス 保 証)	固定金利型 変動金利型	- 500 万円	6ヶ月以上10年以内	フリーローン (ニコス保証)
カードローン	変動金利型	極度額 300 万円	契約期間1年	カードローン
カードローン(ニコス保証)	変動金利型	極度額 500 万円	契約期間1年	カードローン (ニコス保証)

ローンの種類		融資限度	融資期間	資金の内容
営農ローン(農業者の方)	固定金利型	極度額 500 万円	契約期間1年	営農ローン (農業者の方)
アグリマイティー資金	固定金利型	事業費の	原則 10 年以内 (据置期間 5 年以内)	アグリマイティー資金
(農業者の方)	変動金利型	100%以内	対応事業に応じ20年以内	(農業者の方)
JA農機ハウスローン	固定金利型	1 900 玉田	1年以上10年以内	JA農機ハウスローン
(農業者の方)	変動金利型	1,800 万円	(据置期間6ヶ月以内)	(農業者の方)
J A新マイカーローン (オリコ保証)	変動金利型	1,000 万円	6ヶ月以上10年以内 (据置期間6ヶ月以内)	J A新マイカーローン (オリコ保証)
フリーローン DASH (オリコ保証)	固定金利型	1,000 万円	6ヶ月以上10年以内	フリーローン DASH (オリコ保証)

③ 為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

④ その他の業務およびサービス

当 J Aでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービスなどを取り扱っています。

また、国債および投資信託の窓口販売の取り扱い、全国のJAでの貯金の出し入れや、ゆうちょ銀行・信用金庫などでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

【国債窓販・投信窓販】

種類	内容
国債証券	日本国の発行する債券で、長期国債・中期国債等のお取り扱いをしております。
投資信託	国内の公社債・株式に投資した商品のほかに、海外の債券・株式等に投資した商品もお取り扱いをしております。

【各種サービス】

種 類	内容
内国為替サービス	全国のどこの金融機関にも、お振込、ご送金、手形・小切手のお取立を行っております。
J Aキャッシュサー ビス	JAのキャッシュカードがあれば、県内はもとより全国のJA・信連・農林中金をはじめ、都銀・地銀などの金融機関のATMにより現金のお引き出し、残高照会取引がご利用いただけます。
給与振込サービス	給与・ボーナスがお客さまのご指定口座に自動的に振り込まれます。
自動受取サービス 新国民厚生年金等各種年金などお客さまのご指定口座に自動的に振り込まれま	
自動支払サービス	電気料・電話料・NHK放送受信料等公共料金などは、普通貯金口座より自動的にお 支払いいたします。
ネットバンク	インターネット、携帯電話からご利用いただけますので大変便利です。ご利用のお申 込みは、JAまでお問合せください。
ATM取引サービス	預け入れ、お引き出し、残高の照会のほかに、キャッシュカードでのお振込、口座間 の資金移動、定期貯金の預け入れが可能です。
デビットカード	窓口やATMで現金を引き出さずに加盟店でキャッシュカード提示によりお買い物ができます。貯金残高の範囲内でお支払いするので、使いすぎの心配がありません。申込み手続きは一切不要です。 お客さまが持っているJAのキャッシュカードは、デビットカードとしてもご利用いただけます。
クレジットサービス (JAカード)	お買い物やご旅行などに際しては、お客さまの暗証番号の入力でご利用いただけま す。

[※] 詳しくは窓口にお問い合わせ下さい。

(2) 共済事業

JA共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆さまの生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活をするうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

JA共済では、「ひと・いえ・くるま」の総合保障の提供に取り組んでいます。

【長期共済の種類(共済期間が5年以上の契約)】

種類	内容
	一生涯にわたって備えられる認知症の保障。
認知症共済	認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知障害(MCI)まで幅広く保障
	します。 〇加入年齢 40 歳~75 歳 〇不担保期間 1 年
	万一のときはもちろん、病気やケガなどへの備えも確かな生涯保障プランです。多彩
11. No. 11. No.	な特約で、保障内容を自由に設計できます。
終身共済	○基本タイプ ○生活保障タイプ ○家族収入保障タイプ
	○逓減定期タイプ ○引受緩和型タイプ ○一時払終身
* * 4	万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。病気やケガも幅広
養老生命共済	く保障します。 ○基本タイプ ○中途給付タイプ ○逓減定期タイプ
卓 	万一のときや、病気・ケガなどを手軽な掛金で保障するプランです。経営者の皆さま
定期生命共済	の万一のときの保障と、退職金などの資金形成ニーズに応えるプランもあります。
字 扣 什 A 升 汝	定期生命共済と比べて低廉な共済掛金で加入できるため、他の生命保障等との複数加
定期生命共済 (逓減期間設定型)	入をする場合や、大型の万一保障が必要となる場合にも、負担を抑えてご加入いただ
() () () () () () () () () ()	けます。
	がんと闘うための安心を一生涯にわたって手厚く保障します。すべてのがんのほか、
が ん 共 済	脳腫瘍も対象としています。がん共済にいろんな共済を組み合わせると、保障はます
	ます充実します。
	お子様の入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。共済契約者(親)が
こども共済	万一のときは、満期まで毎年養育年金をお受け取りになれるプランもあります。
	○入学祝金タイプ ○学資金タイプ
	日帰り入院からまとまった一時金(5万~60万円で設定)が受け取れます。一生涯保
医療 共済	障や先進医療などライフプランに合わせて自由に設計できます。また、治療費が高額
	となる先進医療にも対応できる商品です。
	○1回型・4回型・7回型 ○共済期間 終身・80歳満了・10年更新
	公的介護保険制度に連動して、要介護状態になった際に一時金をお支払します。一生
 介 護 共 済	涯の介護保障ですので、介護の不安が増す高齢期にもしっかりと対応します。また、
	JA共済独自の基準でもお支払が可能なため、幅広い要介護状態に対して備えること
	ができます。
	身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳が交付されたときに共済金をお支払いし
生活障害共済	ます。生活障害共済金または生活障害年金をお支払いするため、幅広い身体障害保障
	が確保できます。 ○一時金型 ○定期年金型
	「がん」「心・血管疾患」「脳血管疾患」「糖尿病・肝硬変・慢性じん不全・慢性すい
特定重度疾病共済	炎」の区分ごとに、共済期間を通じてそれぞれ1回、最大で4回の一時金の給付が受
	けられます。
予定利率変動型	老後の生活資金準備のためのプランです。掛金建てで、医師の診査なしの簡単な手続
年 金 共 済	きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。
	○終身年金タイプ ○定期年金タイプ
	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金
建物更生共済	は建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用頂けます。
	○建更 1~30 型 ○建更 1~30 型My家財 ○建更 1~30 型営業用什器備品

【短期共済の種類(共済期間が5年未満の契約)】

	種	類		内容
農	業 往	新 賠 共	償済	農業において発生するさまざまな賠償リスクを幅広く保障します。 農地面積と支払限度額に基づく、わかりやすい共済掛金設定です。
火	災	共	済	○支払限度 3,000 万円・5,000 万円・1 億円住まいの火災損害を保障します。
自	動車	重 共	済	相手方への対人・対物賠償をはじめ、ご自身への傷害保障(人身傷害保障、傷害給付)、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。
傷	害	事 共 済 日常のさまざまな災害による万一のときや負傷を保障します。		
賠	償 責	任 共	壬 共 済 日常生活中に生じた損害賠償義務を保障です。	
自	賠 責	重 共	済	法律で全ての自動車に加入が義務づけられている、人身事故の被害者保護のための保 障です。

- ※ このほかにも、みどり国民年金基金 (第1号被保険者の上乗せ年金)、確定拠出年金共済、退職年金共済 などがあります。
- ※ 上記の共済は、所定の要件を満たす場合、共済掛金が所得税・住民税の所得控除の対象となります。
- ※ 上記の表で「万一のとき」とは、死亡、所定の第1級後遺障害の状態または所定の重度要介護状態に該当 したときをいいます。



JA … JA共済の窓口です。

JA共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなど を行っています。

(3)農業関連事業

① 販売事業

生産者から消費者へ新鮮で安心・安全な農畜産物をお届けする事業を行っています。生産者が生産した農畜産物を市場に出荷するほか、当JA管内において生産された農産物から特に選りすぐったものを「ごっつぉ」として認証しています。

また、「地産地消」の取り組みとして、常設の直売所に加え、定期的に出張直売所を設けて地元農産物を直接消費者の方に販売しています。

さらに、新鮮な旬の農畜産物が購入できる通信販売も全国の消費者の方にご利用いただいております。

<直売所(常設)>

- ◇ おいしさ直売所南館店
- ◇ おいしさ直売所紅の蔵店
- ◇ おいしさ直売所落合店
- <主な出張直売所>
- ◇ 山形県庁内(山形市)
- ◇ 山形市農畜産物フェスティバル(山形市)
- ◇ 仙台勾当台公園内(宮城県仙台市)

② 購買事業

各グリーンでは、農産物の種、苗、肥料、農薬、農具、園芸資材等を販売しています。米や野菜等を出荷している農家向けの商品だけではなく、家庭菜園向けの商品も取り揃えています。 また、店舗職員が野菜づくりのアドバイスも行っています。

(4) 系統セーフティネット(貯金者保護の取り組み)

当 J A の貯金は、 J A バンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度(農水産業協同組合貯金保険制度)」との2重のセーフティネットで守られています。

① 「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律)」に則り、JAバンク会員(JA・信連・農林中金)総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

② 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1)個々のJA等の経営状況についてチェック(モニタリング)を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。※令和6年3月末における残高は1,651億円となっています。

③ 「一体的な事業推進」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、 共同運営システムの利用、全国統一の<math>JAバンクブランドの確立等の一体的な事業推進の取り組みをしています。

④ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様の制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構(農水産業協同組合貯金保険機構)の責任準備金残高は、令和6年3月末現在で4,785億円となっています。

【経営資料】 I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位:千円)

	科 目	令和5年度	令和6年度			
		(令和6年2月29日)	(令和7年2月28日)			
	(資産の部)					
1 信	用事業資産	168, 189, 887	168, 001, 001			
(1)		839, 500	654, 074			
(2)		100, 219, 783	99, 580, 590			
	系統預金	100, 191, 212	99, 569, 097			
	系統外預金	28, 570	11, 493			
(3)) 有価証券	6, 493, 210	6, 133, 800			
	国債	2, 450, 310	2, 473, 100			
	地方債	2, 048, 640	1, 983, 730			
	政府保証債	94, 360	88, 940			
	社債	1, 395, 930	1, 239, 010			
	受益証券	503, 907	349, 020			
(4)) 貸出金	60, 322, 964	61, 056, 742			
(5)) その他の信用事業資産	636, 316	771, 494			
	未収収益	609, 256	735, 226			
	その他の資産	27, 059	36, 268			
(6)) 貸倒引当金	△ 321,885	△ 195, 699			
2 共	済事業資産	675	702			
(1)	·	679	707			
(2)		△ 3	△ 5			
3 経	済事業資産	2, 917, 467	3, 461, 921			
(1)		523, 961	501, 098			
(2)		1, 699, 603	2, 265, 552			
(3)		451, 523	442, 502			
	購買品	427, 731	415, 636			
	その他の棚卸資産	23, 792	26, 865			
(4)		272, 271	299, 769			
(5)		△ 29, 893	△ 47, 002			
	資産	397, 328	370, 492			
(1)		397, 664	370, 922			
(2)		△ 335	△ 429			
	定資産	6, 236, 563	6, 225, 678			
(1)		6, 170, 695	6, 156, 658			
(1)	建物	6, 126, 076	6, 154, 596			
	機械装置	1, 632, 184	1, 663, 805			
	土地	3, 856, 627	3, 855, 723			
	リース資産	15, 916	15, 916			
	建設仮勘定	30, 400	4, 522			
	その他の有形固定資産	1, 687, 450	1, 877, 357			
	減価償却累計額	△ 7, 177, 960	△ 7, 415, 264			
(2)	<u> </u>	65, 867	69,020			
	アール ボア 向 尺 頁 性 ・部 出 資	8,505,619	10, 216, 077			
) 外部出資) 外部出資	8, 506, 087	10, 216, 077			
(1,	系統出資	8, 126, 388	9, 835, 388			
	系統外出資	319, 699	320, 689			
(6)	子会社等出資	60,000	60,000			
(2)		△ 468				
7 繰	是延税金資産 第12.00mm	305, 731	295, 334			
	資産の部合計	186, 553, 272	188, 571, 208			

1 9	令和5年度	令和6年度
科目	(令和6年2月29日)	(令和7年2月28日)
(負債の部)		
1 信用事業負債	173, 179, 424	175, 365, 736
(1) 貯金	168, 562, 413	171, 723, 705
(2) 譲渡性貯金	3, 991, 863	2, 656, 454
(3) 借入金	2, 830	615
(4) その他の信用事業負債	622, 317	984, 960
未払費用	35, 503	104, 786
その他の負債	586, 813	880, 174
2 共済事業負債	554, 971	533, 327
(1) 共済資金	239, 369	229, 972
(2) 未経過共済付加収入	315, 595	302, 314
(3) その他の共済事業負債	6	1, 041
3 経済事業負債	640, 076	823, 180
(1) 経済事業未払金	242, 220	273, 116
(2) 経済受託債務	394, 888	547, 627
(3) その他の経済事業負債	2, 967	2, 436
4 雑負債	268, 913	207, 264
(1) 未払法人税等	18,000	6, 000
(2) リース債務	7, 415	379
(3) 資産除去債務	83, 801	84, 324
(4) その他の負債	159, 696	116, 560
5 諸引当金	1, 195, 764	1, 151, 031
(1) 賞与引当金	74, 171	75, 150
(2) 退職給付引当金	839, 271	820, 119
(3) 役員退職慰労引当金	34, 516	41, 488
(4) 特例業務負担金引当金	247, 805	214, 273
6 再評価に係る繰延税金負債	448, 660	448, 516
負債の部合計	176, 287, 811	178, 529, 057
(純資産の部)		
1 組合員資本	9, 552, 306	9, 635, 391
(1) 出資金	3, 812, 184	3, 750, 819
(2) 利益剰余金	5, 813, 559	5, 935, 173
利益準備金	3, 888, 558	4, 038, 558
その他利益剰余金	1, 925, 001	1, 896, 614
特別積立金	142, 006	142, 006
農業経営法人等支援積立金	247, 977	292, 444
営農振興事業および 本・支店施設強化積立金	393, 863	400, 000
経営安定対策積立金	500, 000	500, 000
福祉目的積立金	90, 000	100, 000
当期未処分剰余金	551, 153	462, 163
(うち当期剰余金)	(359, 196)	(218, 795)
(3) 処分未済持分	△ 73, 437	△ 50, 601
2 評価・換算差額等	713, 154	406, 760
(1) その他有価証券評価差額金	△ 204, 335	△ 510, 351
(2) 土地再評価差額金	917, 489	917, 112
純資産の部合計	10, 265, 461	10, 042, 151
負債および純資産の部合計	186, 553, 272	188, 571, 208

2. 損益計算書

		(単位:千円)
	令和5年度	令和6年度
科 目	自 令和5年3月1日	自 令和6年3月1日
La Maria de La Companya de La Compan	し至 令和6年2月29日 ∫	し至 令和7年2月28日 ∫
事業総利益	3, 327, 788	3, 209, 441
事業収益	6, 799, 376	6, 973, 153
事業費用	3, 471, 588	3, 763, 712
(1) 信用事業収益	1, 362, 489	1, 481, 541
資金運用収益	1, 258, 946	1, 376, 629
(うち預金利息)	(511, 908)	(659, 163
(うち有価証券利息)	(67, 170)	(68, 48
(うち貸出金利息)	(670, 511)	(647, 28)
(うちその他受入利息)	(9, 356)	(1, 69
役務取引等収益	65, 238	66, 30
その他経常収益	38, 303	38, 61
(2) 信用事業費用	278, 989	408, 97
資金調達費用	39, 026	120, 33
(うち貯金利息)	(31, 906)	(113, 10
(うち給付補填備金繰入)	(1, 278)	(1, 01
(うち譲渡性貯金利息)	(2, 173)	(2, 09
(うち借入金利息)	(38)	(1
(うちその他支払利息)	(3, 629)	(4, 11
役務取引等費用	123, 344	132, 53
その他事業直接費用	-	34, 24
その他経常費用	116, 617	121, 85
(うち貸倒引当金戻入益)	$(\triangle 14, 402)$	(△ 24, 09
信用事業総利益	1, 083, 500	1, 072, 56
(3) 共済事業収益	909, 443	869, 48
共済付加収入	864, 610	819, 55
その他の収益	44, 832	49, 93
(4) 共済事業費用	49, 328	43, 17
共済推進費	34, 941	28, 65
共済保全費	14, 074	14, 23
その他の費用	312	29
(うち貸倒引当金繰入額)	(1)	(
共済事業総利益	860, 115	826, 30
(5) 購買事業収益	2, 291, 762	2, 239, 12
購買品供給高	2, 159, 530	2, 133, 07
購買手数料	82, 298	71, 84
修理サービス料	17, 555	19, 72
その他の収益	32, 377	14, 47
(6) 購買事業費用	1, 817, 353	1, 789, 50
購買品供給原価	1, 767, 575	1, 748, 36
修理サービス費	5,038	6, 16
その他の費用	44, 739	34, 97
(うち貸倒引当金繰入額)	(1, 856)	01, 01
(うち貸倒引当金戻入益)	-	(△ 1,97
【フラ真岡がヨ並炭バ塩)	474, 409	449,62
(7) 販売事業収益	301, 609	334, 16
販売手数料	270, 223	290, 72
その他の収益	31, 385	43, 44
(8) 販売事業費用	33, 182	42, 50
その他の費用	33, 182	42, 50
(うち貸倒引当金繰入額)	(4, 569)	(7, 45
(うち貸倒引当金戻入益)	(4, 509)	(7, 4)
		201 66
販売事業総利益	268, 426	291, 66
(9) 直売事業収益	1, 412, 221	1, 522, 28
(10) 直売事業費用	1, 067, 936	1, 177, 98
直売事業総利益	344, 285	344, 30
(11) 保管事業収益	50, 626	49, 59
(12) 保管事業費用	12, 530	14, 64
保管事業総利益	38, 096	34, 94

	人和工厂库	人和 c 左 库
4 7	令和5年度	令和6年度
科 目	自 令和5年3月1日	自 令和6年3月1日
(10) 和田本米山光	至 令和6年2月29日	至 令和7年2月28日 」
(13) 利用事業収益	234, 222	246, 420
(14) 利用事業費用	179, 180	184, 215
利用事業総利益	55, 042	62, 204
(15) 宅地等供給事業収益	104, 554	110, 771
(16) 宅地等供給事業費用	11, 566	13, 009
宅地等供給事業総利益	92, 988	97, 761
(17) 農用地利用調整事業収益	130	0
(18) 農用地利用調整事業費用	63	0
農用地利用調整事業総利益	67	0
(19) 福祉事業収益	72, 333	69, 076
(20) 福祉事業費用	17, 958	17, 840
福祉事業総利益	54, 375	51, 235
(21) その他の事業収益	4, 511	3, 788
(22) その他の事業費用	△ 58, 688	15, 463
その他の事業総利益	63, 200	△ 11,675
(23) 指導事業収入	55, 468	46, 901
(24) 指導事業支出	62, 188	56, 405
指導事業収支差額	△ 6,719	△ 9,503
2. 事業管理費	3, 073, 875	3, 054, 487
(1) 人件費	2, 270, 787	2, 225, 468
(2) 業務費	153, 903	161, 782
(3) 諸税負担金	100,850	104, 658
(4) 施設費	515, 201	530, 721
(5) その他事業管理費	33, 132	31, 855
事業利益	253, 912	154, 953
3. 事業外収益	233, 817	127, 179
(1) 受取出資配当金	152, 051	58, 107
(2) 賃貸料	42, 861	41, 144
(3) 雑収入	38, 905	27, 927
4. 事業外費用	55, 885	45, 904
(1) 寄付金	403	259
(2) 貸与資産費用	21, 412	13, 115
(3) 雑損失	34, 068	32, 529
経常利益	431, 845	236, 228
5. 特別利益	22, 525	
(1) 固定資産処分益	7, 219	
(2) 一般補助金	15, 306	_
6. 特別損失	52, 539	1, 428
(1) 固定資産処分損	18, 340	524
(1) 固定資産処力領 (2) 固定資産圧縮損	15, 306	324
(3) 減損損失	18, 893	903
(4) 外部出資等損失引当金繰入	18, 893	903
税引前当期利益		224 200
	401, 830	234, 800
法人税、住民税及び事業税	$39,485$ $\triangle 15,240$	5, 752
過年度法人税等 法人税等調整額	·	10.050
	18, 389	10, 252
法人税等合計	42, 634	16,005
当期剰余金	359, 196	218, 795
当期首繰越剰余金	163, 391	237, 458
土地再評価差額金取崩額	12, 656	377
農業経営法人等支援積立金取崩額	15, 909	5, 532
当期未処分剰余金	551, 153	462, 163

⁽注) 農業協同組合法施行規則の改定に伴い、当年度については、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

3. キャッシュ・フロー計算書

連結キャッシュ・フロー計算書をご覧ください。

4. 注記表

【令和5年度】

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

次に掲げるものの評価基準および評価方法

(1) 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準および評価方法 ①子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等にもとづく時価法(評価差額は全部純資産直入法 により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

①購買品 (肥料、農薬、飼料、出荷資材、温床資材の数量管理品)

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) ②購買品(上記以外)

売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

③その他の棚钼資産

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物について は定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間 (5年) にもとづく定額法により償却しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却してお ります。

3 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程および資産の 償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に 係る債権およびそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権につ いては、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額 を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きい と認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込 額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち債務 者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破 綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを 合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権 の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除 した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間 の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定 期間における平均値にもとづき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な 修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領にもとづき、融資担当部署等が資産査定を実 施し、当該部署から独立した貸出審査担当部署等が査定結果を検証しており、 その査定結果にもとづいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負 担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資 産の見込額にもとづき計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属さ せる方法については、期間定額基準によっています。

②数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務 期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞ れ発生の翌期から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (15年)による定額法により費用処理しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程にもとづく期 末要支給額を計上しています。

【令和6年度】

重要な会計方針に係る事項に関する注記

次に掲げるものの評価基準および評価方法

(1) 有価証券 (株式形態の外部出資を含む) の評価基準および評価方法 ①子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等にもとづく時価法(評価差額は全部純資産直入法 により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

①購買品 (肥料、農薬、飼料、出荷資材、温床資材の数量管理品) 総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

②購買品(上記以外)

売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) ③その他の棚卸資産

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く) 並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物について は定額法を採用しております

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間 (5年) にもとづく定額法により償却しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却してお ります。

3 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程および資産の 償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に 係る債権およびそれと同等の状況にある債務者 (実質破綻先) に係る債権につ いては、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額 を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きい と認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込 額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち債務 者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破 綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを 合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権 の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除 した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間 の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定 期間における平均値にもとづき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な 修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領にもとづき、融資担当部署等が資産査定を実 施し、当該部署から独立した貸出審査担当部署等が査定結果を検証しており、 その査定結果にもとづいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負 担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資 産の見込額にもとづき計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属さ せる方法については、期間定額基準によっています。

②数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務 期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞ れ発生の翌期から費用処理することとしています

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (15年)による定額法により費用処理しています。

(4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程にもとづく期 末要支給額<u>を計上しています</u>

(5) 特例業務負担金引当金

旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出する特例業務負担金の令和6年2月現在における令和14年3月までの将来見込額を計上しています。

(6) 外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

4 収益および費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行 義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約にもとづき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(2) 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約にもとづき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(3) 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、 当組合は利用者等との契約にもとづき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

(4) 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約にもとづき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5) 宅地等供給事業

組合員の委託にもとづき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約にもとづいて当該役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

(6) 農用地利用調整事業

農地等の所有者から委任を受けて農地等を貸し付ける事業であり、当組合 は利用者との契約にもとづき役務を提供する義務を負っています。この利用 者に対する履行義務は、農地等の賃貸借料の受払時点で充足することから、 当該時点で収益を認識しております。

(7) 福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護等の介護保険事業や高齢者 生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約にもとづき、役務提供する 義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点 やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しており ます。

(8) 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約にもとづき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

5 消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均 等償却を行っています。

6 計算書類等に記載した記載金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満切捨てにて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。なお、残高がない項目については、[-]で表示しています。

7 その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行 規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をブール計算することで生産者に支払いをする「JA共同計算」を行っており、その計算には、当組合が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が販売を行いプール計算する「県域共同計算」の結果を組み入れています。

(5) 特例業務負担金引当金

旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充て るため拠出する特例業務負担金の令和7年2月現在における令和14年3月 までの将来見込額を計上しています。

(6) 外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

4 収益および費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行 義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約にもとづき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(2) 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約にもとづき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(3) 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、 当組合は利用者等との契約にもとづき、役務提供する義務を負っておりま す。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足す ることから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

(4) 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・ 保冷貯蔵庫施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は 利用者等との契約にもとづき、役務提供する義務を負っております。この利 用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足すること から、当該時点で収益を認識しております。

(5) 宅地等供給事業

組合員の委託にもとづき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約にもとづいて当該役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

(6) 農用地利用調整事業

農地等の所有者から委任を受けて農地等を貸し付ける事業であり、当組合 は利用者との契約にもとづき役務を提供する義務を負っています。この利用 者に対する履行義務は、農地等の賃貸借料の受払時点で充足することから、 当該時点で収益を認識しております。

(7) 福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護等の介護保険事業や高齢者 生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約にもとづき、役務提供する 義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点 やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しており ます。

(8) 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約にもとづき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

5 消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均 等償却を行っています。

6 計算書類等に記載した記載金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満切捨てにて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。なお、残高がない項目については、[-]で表示しています。

7 その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行 規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする「JA共同計算」を行っており、その計算には、当組合が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が販売を行いプール計算する「県域共同計算」の結果を組み入れています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売 について生じた委託者に対する立替金および販売品の販売委託者に支払った 概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金を計上しています。

当組合では、共同計算にかかる収入 (販売代金等) と支出 (概算金、販売 手数料、倉庫保管料、運搬費等)を計算し、月次において経済受託債権およ び経済受託債務を相殺する会計処理を行うとともに、当組合が受け取る販売 手数料を控除した経済受託債務残高を生産者への精算金として留保し、最終 精算時に精算金として支払っています。

(3) 肉用牛長期平均払制度

当組合は、畜産経営の健全経営を図ることを目的とした肉用牛長期平均払 制度を実施しています。当該制度は、貸借対照表のその他の経済事業資産に 含めている「肉用牛長期平均払」勘定を用いて、契約を締結した組合員との 間で生じる販売代金の精算 (入金)、素牛購入代金や飼料代金等の肉用牛の 飼育経費等の精算(出金)を行っているものです

(4) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している 場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。ま た、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与してい る場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売 について生じた委託者に対する立替金および販売品の販売委託者に支払った 概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金を計上しています。

当組合では、共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、販売 手数料、倉庫保管料、運搬費等)を計算し、月次において経済受託債権およ び経済受託債務を相殺する会計処理を行うとともに、当組合が受け取る販売 手数料を控除した経済受託債務残高を生産者への精算金として留保し、最終 精算時に精算金として支払っています。

(3) 肉用牛長期平均払制度

当組合は、畜産経営の健全経営を図ることを目的とした肉用牛長期平均払 制度を実施しています。当該制度は、貸借対照表のその他の経済事業資産に 含めている「肉用牛長期平均払」勘定を用いて、契約を締結した組合員との 間で生じる販売代金の精算 (入金)、素牛購入代金や飼料代金等の肉用牛の 飼育経費等の精算(出金)を行っているものです

(4) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している 場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。ま た、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与してい る場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

Ⅱ 会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号。2 021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の 期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱い に従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適 用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はあり ません

Ⅲ 会計上の見積もりに関する注記

- 繰延税金資産の回収可能性
- (1) 当期の計算書類に計上した金額

繰延税金資産(純額) 305,731 千円

繰延税金負債と相殺前の金額は312,114千円であります。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能 な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和4年1月の理事会におい て決議した第8次中期経営刷新計画(素案)を基礎として、当組合が将来獲 得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況 の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積 りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資 産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌期 以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える 可能性があります。

2 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 18,893 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引 前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グル -プについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位について は、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立し たキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループ の最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについて は、令和4年1月の理事会において決議した第8次中期経営刷新計画(素 案)を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フロー や、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受 け、翌期以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 352,118 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ①算定方法

> 「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3 引当金の計上基 準」の「(1)貸倒引当金」に記載しています。

②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」 です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務 者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

Ⅱ 会計上の見積もりに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当期の計算書類に計上した金額

繰延税金資産(純額) 295, 3340 千円

繰延税金負債と相殺前の金額は301,476千円であります。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能 な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和6年12月の理事会にお いて決議した第9次中期経営刷新計画(素案)を基礎として、当組合が将来 獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況 の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積 りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資 産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌期 以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える 可能性があります。

2 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 903 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引 前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グル -プについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位について は、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立し たキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループ の最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについて は、令和6年12月の理事会において決議した第9次中期経営刷新計画(素 案)を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フロー や、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受 け、翌期以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 243, 136 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ①算定方法

「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3 引当金の計上基 準」の「(1)貸倒引当金」に記載しています。

②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」 です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務 者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場 合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす 可能性があります。

③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場 合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす 可能性があります。

Ⅳ 貸借対照表に関する注記

有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 3,948,966 千円であ り、その内訳は次のとおりです。

建物 1,822,351 千円 41,877 千円 その他の有形固定資産 774,223 千円 機械装置 1,310,513 千円

Ⅲ 貸借対照表に関する注記

有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 3,948,687 千円であ り、その内訳は次のとおりです。 1,822,351 千円 41,877 千円 建物 機械装置 1,310,513 千円 その他の有形固定資産 773,944 千円

2 担保に供している資産

定期預金のうち、17,206,000 千円をJAバンク基本方針にもとづく相互援助 預金の担保に、6,000,000 千円を為替決済の担保に、600 千円を指定金融機関等 の事務取扱の担保にそれぞれ供しています。

3 子会社等に対する金銭債権・債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額は73,321 千円です。 子会社等に対する金銭債務の総額は810,840千円です。

4 役員との間の取引による役員に対する金銭債権・債務の総額

理事および監事に対する金銭債権の総額は96,190千円です。 理事お上び監事に対する金銭債務けありません。

5 信用事業を行う組合に要求される注記

(1) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)か ら (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は544,667千円、危険 債権額は175,927 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続 開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に 対する債権及びこれらに進ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財 政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受 取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに進ずる債権を 除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権は無く、貸出条件緩和債権額は93,751 千円

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危 険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的 として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ず る債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額 及び貸出条件緩和債権額の合計額は814,346千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6 土地の再評価に関する法律にもとづく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号) お よび「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」にもとづき、事業用の 土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額 を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額 を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- (1) 再評価を行った年月日 平成11年3月31日
- (2) 再評価を行った土地の当期末における時価の合計額は再評価後の帳簿価額の 合計額を上回っています。
- (3) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第11 9号) 第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第 10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されてい る価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

2 担保に供している資産

定期預金のうち、17,179,000 千円を J Aバンク基本方針にもとづく相互援助 預金の担保に、6,000,000 千円を為替決済の担保に、600 千円を指定金融機関等 の事務取扱の担保にそれぞれ供しています。

3 子会社等に対する金銭債権・債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額は61,003千円です。 子会社等に対する金銭債務の総額は785,963千円です。

4 役員との間の取引による役員に対する金銭債権・債務の総額 理事および監事に対する金銭債権の総額は79,848千円です。 理事および監事に対する会銭債務はありません。

5 信用事業を行う組合に要求される注記

(1)債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)か ら (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は336,407千円、危険 債権額は168,930 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続 開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に 対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財 政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受 取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに進ずる債権を 除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権は無く、貸出条件緩和債権額は211,970千円

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危 険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的 として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ず る債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額 及び貸出条件緩和債権額の合計額は717,308 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6 土地の再評価に関する法律にもとづく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号) お よび「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」にもとづき、事業用の 土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額 を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額 を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- (1) 再評価を行った年月日 平成11年3月31日
- (2) 再評価を行った土地の当期末における時価の合計額は再評価後の帳簿価額の 合計額を上回っています。
- (3) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第11 9号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第 10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されてい る価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

V 損益計算書に関する注記

1 子会社等との取引高の総額	
(1) 子会社等との取引による収益総額	39, 195 千円
うち事業取引高	22, 177 千円
うち事業取引以外の取引高	17,017 千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	573, 478 千円
うち事業取引高	517,673 千円
うち事業取引以外の取引高	55,804 千円

™ 掲巻計管書に関する注記

14 浪皿可并自10周 9 0 亿化	
1 子会社等との取引高の総額	
(1) 子会社等との取引による収益総額	43,532 千円
うち事業取引高	25,408 千円
うち事業取引以外の取引高	18, 124 千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	570,083 千円
うち事業取引高	513,931 千円
うち事業取引以外の取引高	56.151 壬円

2 減損損失に関する注記

(1)資産をグループ化した方法の概要および減損損失を認識した資産又は資産の グループの概要

当組合では、部門別の管理会計上の区分を基本に、金融店舗、営農センターや集出荷施設等の農業関連施設、グリーン施設および広域配送センターについては、施設ごとに一般資産としてグルーピングしています。また、外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店やたい肥センター、ハウス団地等は、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場所	区分	用途	種 類	その他
旧ふれあい山 寺店	遊休資産	旧支店事務所	土地	業務外 固定資産
旧東支店	遊休資産	旧支店事務所	土地	業務外 固定資産
旧本庄支店	遊休資産	旧支店事務所	土地	業務外 固定資産
旧あぐりん本 庄SS	遊休資産	旧賃貸施設	土地	業務外 固定資産
旧半郷集荷場	遊休資産	旧集出荷場	建物および 土地	業務外 固定資産
旧中川肥料倉 庫	遊休資産	旧資材倉庫	建物および 土地	業務外 固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

この度、減損損失を計上した施設は、事業外の施設や遊休資産でありキャッシュ・インフローが発生しないことにより減損の兆候があることから、回収可能額で評価し、帳簿価格との差額を減損損失として認識しております。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ご との減損損失の内訳

(単位:千円)

対象資産	建物等	土地	合計
旧ふれあい山寺店	ı	135	135
旧東支店	_	9, 964	9964
旧本庄支店	-	159	159
旧あぐりん本庄SS	_	94	94
旧半郷集荷場	71	7, 961	8,033
旧中川肥料倉庫	51	454	505
合 計	123	18, 769	18, 893

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額を採用しています。

3 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下げ

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、6,106 千円の棚卸評 価損が含まれています。

2 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要および減損損失を認識した資産又は資産の グループの概要

当組合では、部門別の管理会計上の区分を基本に、金融店舗、営農センターや集出荷施設等の農業関連施設、グリーン施設および広域配送センターについては、施設ごとに一般資産としてグルーピングしています。また、外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店やたい肥センター、ハウス団地等は、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

TO THE THE PROPERTY OF THE PRO				
場所	区 分	用 途	種 類	その他
旧山辺西部ラ イスセンター	遊休資産	旧籾乾燥調製 施設	土地	業務外 固定資産
旧本庄支店	遊休資産	旧支店事務所	土地	業務外 固定資産
旧あぐりん本 庄SS	遊休資産	旧賃貸施設	土地	業務外 固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

この度、減損損失を計上した施設は、事業外の施設や遊休資産でありキャッシュ・インフローが発生しないことにより減損の兆候があることから、回収可能額で評価し、帳簿価格との差額を減損損失として認識しております。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の分割

(単位: 千円)

対象資産	建物等	土地	合計
旧山辺西部ライスセンター	l	311	311
旧本庄支店	ı	371	371
旧あぐりん本庄SS	ı	220	220
合 計		903	903

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額を採用しています。

3 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下げ

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、3,400 千円の棚卸評価掲が含まれています。

VI 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域 内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は債券、投資信託であり、純投資目的(その他有価証券)で 保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場 価格の変動リスクに晒されています。

営業債権である経済受託債権は、組合員等の信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査担当部署を設置し各支店との連携をはかりながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」にもとづき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化をはかっています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応

V 金融商品に関する注記 1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域 内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は債券、投資信託であり、純投資目的(その他有価証券)で 保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場 価格の変動リスクに晒されています。

営業債権である経済受託債権は、組合員等の信用リスクに晒されています。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応 方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査担 当部署を設置し各支店との連携をはかりながら、与信審査を行っています。審 査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行 うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行ってい ます。貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己 査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践 し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当 金については「資産の償却・引当基準」にもとづき必要額を計上し、資産およ び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化をはかっています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応

できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、投資信託、貸出金および貯金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の 金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスク の管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が 0.28%上昇したものと想定した場合には、経済価値が 199,533 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価 (時価に代わるものを含む) には、市場価格にもとづく価額 のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額 (これに準ずる価額 を含む) が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採 用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあ ります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位: 千円)

			(十匹・111)
	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	100, 219, 783	100, 177, 943	△41, 839
有価証券 その他有価証券	6, 493, 210	6, 493, 210	-
貸出金 貸倒引当金(注) 貸倒引当金控除後	60, 322, 964 △321, 885 60, 001, 078	60, 318, 904	317, 825
経済受託債権	1, 699, 603	1, 699, 603	-
資 産 計	168, 413, 675	168, 689, 661	275, 985
貯金	168, 562, 413	168, 491, 434	△70, 979
譲渡性貯金	3, 991, 863	3, 991, 825	△38
負 債 計	172, 554, 277	172, 483, 259	△71, 018

(注)貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該 帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間にもとづく区分ご とに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap。 以下「OIS」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額 として算定しています。

②有価証券

有価証券について、国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、 貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近 似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間にもとづく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿 価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④経済受託債権

経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ 等しいことから、当該帳簿価額によっています。 できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、投資信託、貸出金および貯金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の 金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスク の管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が 0.98%上昇したものと想定した場合には、経済価値が 265,741 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格にもとづく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位·千円)

			(中位・111)
	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	99, 580, 590	99, 347, 226	△233, 364
有価証券 その他有価証券	6, 133, 800	6, 133, 800	_
貸出金 貸倒引当金(注) 貸倒引当金控除後	61, 056, 742 △195, 699 60, 861, 042	60, 710, 023	△151,018
経済受託債権	2, 265, 552	2, 265, 552	_
資 産 計	168, 840, 986	168, 456, 602	△384, 383
貯金	171, 723, 705	171, 925, 679	△428, 025
譲渡性貯金	2, 656, 454	2, 653, 768	△2, 686
負 債 計	174, 380, 160	173, 949, 448	△430, 712

(注)貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該 帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間にもとづく区分ご とに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap。 以下「OIS」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額 として算定しています。

②有価証券

有価証券について、国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、 貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近 似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間にもとづく区分ごと に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引い た額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿 価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

4)経済受託債権

経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ 等しいことから、当該帳簿価額によっています。

【負債】

①貯金および譲渡性貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間にもとづく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1) の金融商品の時価情報には含まれていません。

	(単位:十円)
	貸借対照表計上額
外部出資	8, 506, 087

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

					(4-	<u>似: 干円厂</u>
	1年以内	1 年超	2年超	3年超	4年超	5年超
	1 平以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	3 平旭
預金	100, 219, 783	-	-	-	-	-
有価証券(注1)						
その他有価証券の うち満期があるもの	100, 000	200, 000	803, 970	600, 000	800, 000	4, 100, 000
貸出金(注2,3)	5, 383, 996	3, 785, 643	3, 859, 408	3, 423, 375	3, 247, 918	40, 252, 317
経済受託債権	1,699,603	-	-	-	-	-
合 計	107, 403, 383	3, 985, 643	4, 663, 378	4, 023, 375	4, 047, 918	44, 352, 317

- (注1) 有価証券の決算日後の償還予定額については、元本(額面)ベースでの 償還予定額を記載していますので、貸借対照表額とは一致しません。 (注2) 貸出金のうち、当座貸越920,022 千円については「1年以内」に含めて
- (注2)貸出金のうち、当座貸越920,022千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。
- (注3)貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等370,305 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
- (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位・千円)

(当片, 土田)

					(-	124 . 1 1 1/
	1年以内	1 年超	2年超	3年超	4年超	5年超
	1 平以四	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	り十起
貯金(注)	160, 485, 545	4, 280, 178	2, 590, 689	321, 672	849, 057	35, 270
譲渡性貯金	3, 991, 863	_	I	ı	ı	-
合 計	164, 477, 409	4, 280, 178	2, 590, 689	321, 672	849, 057	35, 270

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています

【負債】

①貯金および譲渡性貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間にもとづく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

	(単位:十円)
	貸借対照表計上額
外部出資	10, 216, 077

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位: 千円)

					(+	177 · 1 1 1 1 /
	1年以内	1 年超	2年超	3年超	4年超	5年超
	1 平以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	3 牛炮
預金	99, 580, 590	-	-	-	-	_
有価証券(注1)					
その他有価証券 うち満期があるも	200 000	649, 020	600, 000	800, 000	300, 000	4, 000, 000
貸出金(注2,3	5, 327, 366	3, 860, 613	3, 652, 927	3, 507, 850	3, 297, 311	41, 164, 099
経済受託債権	2, 265, 552	-	-	-	-	-
合 計	107, 373, 510	4, 509, 633	4, 252, 927	4, 307, 850	3, 597, 311	45, 164, 099

- (注1) 有価証券の決算日後の償還予定額については、元本(額面)ベースでの 償還予定額を記載していますので、貸借対照表額とは一致しません。 (注2) 貸出金のうち、当座貸越789,232千円については「1年以内」に含めて
- (注2)貸出金のうち、当座貸越789,232千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。
- (注3)貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等246,571 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
- (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5年超
貯金(注)	160, 648, 914	2, 665, 781	3, 967, 697	815, 808	3, 613, 992	11,510
譲渡性貯金	2, 656, 454	-	-	-	-	-
合 計	163, 305, 369	2, 665, 781	3, 967, 697	815, 808	3, 613, 992	11, 510

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

Ⅵ 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価および評価差額に関する事項

有価証券の時価および評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表 計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

				(十四・111)
種	類	貸借対照表 計上額	取得原価また は償却原価	評価差額
貸借対照表	国債	644, 100	612, 004	32, 095
計上額が取	地方債	1, 749, 880	1,701,984	47, 895
得原価また	政府保証債	I	ı	_
は償却原価	社債	821, 910	800, 119	21, 790
を超えるも	受益証券	I	ı	-
の	小計	3, 215, 890	3, 114, 107	101, 782
貸借対照表	国債	1, 806, 210	1, 981, 269	△175, 059
計上額が取	地方債	298, 760	300,000	△1, 240
得原価また	政府保証債	94, 360	100,000	△5, 640
は償却原価	社債	574, 020	602, 168	△28, 148
を超えない	受益証券	503, 970	600,000	△96, 030
もの	小計	3, 277, 320	3, 583, 437	△306, 117
合	計	6, 493, 210	6, 697, 545	△204, 335

(注)上記の差額△204,335 千円が「その他有価証券評価差額金」として計上されています。

2 当期中に売却したその他有価証券

当期中に売却したその他有価証券はありません。

- 3 当期中において、保有目的が変更となった有価証券 当期中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。
- 4 当期中において、減損処理した有価証券 当期中において、減損処理した有価証券はありません。

Ⅵ 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価および評価差額に関する事項 有価証券の時価および評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表 計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

				(TE: 111)
種	類	貸借対照表 計上額	取得原価また は償却原価	評価差額
貸借対照表	国債	621, 840	609, 520	12, 319
計上額が取	地方債	1, 108, 700	1, 100, 855	7, 844
得原価また	政府保証債		l	-
は償却原価	社債	606, 240	600, 090	6, 149
を超えるも	受益証券	_	l	-
Ø	小計	2, 336, 780	2, 310, 466	26, 313
貸借対照表	国債	1, 851, 260	2, 181, 673	△330, 413
計上額が取	地方債	875, 030	900,000	△24, 970
得原価また	政府保証債	88, 940	100,000	△11,060
は償却原価	社債	632, 770	702, 011	△69, 241
を超えない	受益証券	349, 020	450, 000	△100, 980
もの	小計	3, 797, 020	4, 333, 685	△536, 665
合	計	6, 133, 800	6, 644, 151	△510, 351

(注)上記の差額△510,351 千円が「その他有価証券評価差額金」として計上されています。

2 当期中に売却したその他有価証券

当期中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

種類	売却額	売却益	売却損
受益証券	115, 760	ı	△34, 240

- 3 当期中において、保有目的が変更となった有価証券 当期中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。
- 4 当期中において、減損処理した有価証券 当期中において、減損処理した有価証券はありません。

Ⅲ 退職給付に関する注記

採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程にもとづき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程にもとづき退職給付の一部に充てるため全共連との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

2 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,359,615 千円
勤務費用	96,798 千円
利息費用	18, 113 千円
数理計算上の差異の当期発生額	△24, 484 千円
退職給付の支払額	△218, 264 千円
期末における退職給付債務	2,231,777 千円

3 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,417,812 千円
期待運用収益	17,722 千円
数理計算上の差異の当期発生額	△2,453 千円
確定給付型年金制度への拠出金	51,472 千円
退職給付の支払額	△89,674 千円
期末における年金資産	1,394,878 千円

4 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引 当金の調整表

退職給付債務	2,231,777 千円
確定給付型年金制度	△1,394,878 千円
未積立退職給付債務	836,899 千円
未認識過去勤務費用	4,553 千円
未認識数理計算上の差異	△2, 181 千円
貸借対照表計上額純額	839, 271 千円
退職給付引当金	839, 271 千円

5 退職給付費用およびその内訳項目の金額

勤務費用(注)	96, 222 千円
利息費用(注)	18,065 千円
期待運用収益	△17,722 千円
数理計算上の差異の費用処理額	9,070 千円
過去勤務費用の費用処理額	△4,553 千円
合 計	101,082 千円

(注) 出向者に係る負担額を控除しています。

6 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

一般勘定 100%

7 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

8 割引率その他の数理計算上の計算礎に関する事項

割引率	0.818%
長期期待運用収益率	1.25%
過去勤務費用の処理年数	15 年
数理計算上の差異の償却年数	10年

9 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条にもとづき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金28,779千円を特例業務負担金引当金の取り崩しにより拠出しています。

なお、同組合より示された令和6年2月末現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、227,993千円となっています。

WII 退職給付に関する注記

1 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程にもとづき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程にもとづき退職給付の一部に充てるため全共連との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

2 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2, 231, 777 千円
勤務費用	92,996 千円
利息費用	15,875 千円
数理計算上の差異の当期発生額	△22, 213 千円
退職給付の支払額	△102,590 千円
期末における退職給付債務	2, 215, 846 千円

3 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,394,878 千円
期待運用収益	17,435 千円
数理計算上の差異の当期発生額	△1,309 千円
確定給付型年金制度への拠出金	49,450 千円
退職給付の支払額	△39,993 千円
期末における年金資産	1,394,878 千円

4 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引 当金の調整素

退職給付債務	2,215,846 千円
確定給付型年金制度	△1,420,462 千円
未積立退職給付債務	795, 383 千円
未認識過去勤務費用	_
未認識数理計算上の差異	24,735 千円
貸借対照表計上額純額	820, 119 千円
退職給付引当金	820, 119 千円

5 退職給付費用およびその内訳項目の金額

勤務費用(注)	92, 425 千円
利息費用(注)	15,823 千円
期待運用収益	△17,435 千円
数理計算上の差異の費用処理額	6,012 千円
過去勤務費用の費用処理額	△4,553 千円
合 計	92, 271 千円

(注) 出向者に係る負担額を控除しています。

6 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。 一般勘定

7 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

8 割引率その他の数理計算上の計算礎に関する事項

割引率	0.818%
長期期待運用収益率	1. 25%
過去勤務費用の処理年数	15 年
数理計算上の差異の償却年数	10年

9 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条にもとづき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金28,248千円を特例業務負担金引当金の取り崩しにより拠出しています。

なお、同組合より示された令和7年2月末現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、201,408千円となっています。

IX	税効果会計に関する注記		VIII	税効果会計に関する注記	
1	繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳		1	繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な	た内訳
1	繰延税金資産			繰延税金資産	
	退職給付引当金 232,142 千円			退職給付引当金	226,845 千円
	減損損失 155,856 千円			減損損失	146,054 千円
	特例業務負担金引当金 68,542 千円			特例業務負担金引当金	59, 268 千円
	貸倒引当金 41,434 千円			貸倒引当金	13, 293 千円
	賞与引当金 23,744 千円			省与引当金	24,059 千円
	資産除去債務			資産除去債務	23, 324 千円
	7				, , , , ,
	役員退職慰労引当金 9,547 千円			役員退職慰労引当金	11,475 千円
	借地権 14,126 千円			借地権	15, 106 千円
	その他有価証券評価損 56,519 千円			その他有価証券評価損	141, 163 千円
	その他 8,716 千円			その他	3,074 千円
	繰延税金資産小計 633,810 千円			繰延税金資産小計	663,664 千円
	評価性引当額 △321,696 千円			評価性引当額	△362, 187 千円
	繰延税金資産合計 (A) 312,114 千円			繰延税金資産合計 (A)	301,476 千円
	繰延税金負債			繰延税金負債	
	全農合併交付金 △988 千円			全農合併交付金	△988 千円
	有形固定資産(資産除去費用) △5,394 千円			有形固定資産(資産除去費用)	△5, 153 千円
	繰延税金負債合計 (B) △6,382 千円			繰延税金負債合計 (B)	△6, 142 千円
	繰延税金資産の純額 (A) + (B) 305,731 千円			繰延税金資産の純額 (A) + (B)	295, 334 千円
	WYSERS (11) (12)			WENTER (II)	200,001 111
9	法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	i	9	法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	
	法定実効税率 27.66%		2	法定実効税率	27.66%
					21.00%
	(調整)			調整)	5.050/
	交際費等永久に損金に算入されない項目 4.28%			交際費等永久に損金に算入されない項目	7. 25%
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △5.33%			受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3. 58%
	事業分量配当等の損金に算入される項目 △4.14%			事業分量配当等の損金に算入される項目	△7. 09%
	住民税均等割等 1.22%			住民税均等割等	2. 09%
	評価性引当額の増減 △10.37%			評価性引当額の増減	△18. 80%
	法人税額の特別控除 △0.40%			法人税額の特別控除	△0.03%
	過年度法人税、住民税及び事業税 △3.79%			過年度法人税、住民税及び事業税	_
	その他 1.47%			その他	△0.68%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 10.61%			税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.82%
	収益認識に関する注記			収益認識に関する注記	
(北	Z益を理解するための基礎となる情報)		(北	Q益を理解するための基礎となる情報)	
	「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4 収益および費用	の計		「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の	
	上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。			上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省	省略しております。
	その他の注記			その他の注記	
資	F産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの		ÿ	経産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	
1	当該資産除去債務の概要		1	当該資産除去債務の概要	
	当組合の施設の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契	約や		当組合の施設の一部は、設置の際に土地所有者と	の事業用定期借地権契約や
	不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関	し資		不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了に	よる原状回復義務に関し資
	産除去債務を計上しています。			産除去債務を計上しています。	
2	当該資産除去債務の金額の算定方法	İ	2	当該資産除去債務の金額の算定方法	
	資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は5年~45年、割	山家	_	資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期	間け5年~45年 割引率
	は 0.17%~2.24%を採用しています。	J1-		は0.17%~2.24%を採用しています。	110101 101111
1	10 0. 11 /0 2. 21 /0 2 IV/II C C 1 . C 7 0			19 0. 11 /0 7. 71 /0 G TV/II O C A . Y 3 0	
9	当期末における当該資産除去債務の総額の増減	ł	9	当期末における当該資産除去債務の総額の増減	
3			3		00 001 T III
	期首残高 94,377 千円			期首残高	83,801 千円
	時の経過による調整額 513 千円			時の経過による調整額	523 千円
1	資産除去債務の履行による減少額 △11,090 千円			期末残高	84,324 千円
1	期末残高 83,801 千円				

5. 剰余金処分計算書

(単位:千円)

科	目	令和5年度	令和6年度
1. 当期未処分剰余金		551, 153	462, 163
2. 剰余金処分額		313, 695	254, 724
(1) 利益準備金		150, 000	50, 000
(2) 任意積立金		66, 136	107, 555
農業経営法人等支持	爱積立金	50,000	7, 555
営農振興事業および	び本・支店施設強化積立金	6, 136	50, 000
経営安定対策積立金	金	-	50, 000
福祉目的積立金		10,000	-
(3) 出資配当金		37, 387	37, 002
(4) 事業分量配当金		60, 171	60, 167
3. 次期繰越剰余金		237, 458	207, 438

- (注) 1 令和6年度の出資配当は年1.0%の割合です。
 - 2 事業の利用分量に対する配当の基準は、生産資材の購入金額(飼料を除く)に対し2.6%、飼料の購入金額に対し0.4%、選果場資材購入金額に対し3.0%、青果物・直売所の販売実績に対し0.3%の割合。また、米の販売実績に対して1俵あたり60円です。
 - 3 任意積立金のうち目的積立金の種類および積立目的・積立目標額・取崩基準は別表のとおりです。
 - 4 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。 (令和5年度は40,000千円、令和6年度は40,000千円。)

<別表>

種類	積立目的	当期積立額	累計積立額 (当期分含)	積立目標額	取崩基準
農業経営法人等支援積立金	農業経営法人または営農振興 策に沿った支援対象者に対し て支援することを目的とす る。	7, 555	300, 000		次のような支出があった年度の決算期に、当該支出額を取り崩す。 ①農事組合法人・合資(合名)会社・合同会社・ 株式会社を立上するとき1,000千円を限度とし出資金を出資するとき。 ②リース事業に充てる固定資産を取得したとき。 ③農業経営法人または営農振興策に沿った支援対象者に対して営農振興策に係る助成を行ったと き。
営農振興事業および本・支店 施設強化積立金	営農振興事業・および本・支 店施設の円滑かつ効率的な運 用をはかることを目的とす る。	50, 000	450,000	1, 000, 000	次のような支出があった年度の決算期に、当該支出額を取り崩す。 ①50,000千円を超える営農振興事業施設を取得したとき。 ②営農振興事業施設につき、10,000千円を超える修理費・改良費を支出したとき。 ③50,000千円を超える本・支店施設を取得したとき。 ④本・支店施設につき、10,000千円を超える修理費・改良費を支出したとき。
経営安定対策積立金	新たな会計基準 (税効果会計、時価会計、退職給付会計、退職給付会計 および減損会計等) への対 応、また、支をの債価証券の価格下落、自然災害等による事を決して、自然である。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50, 000	550, 000	1,000,000	次のような支出があった年度の決算期に、当該支出額を取り崩す。 ①新たな会計基準等により、多額の損失が生じたとき。 ②債権等資産の償却および固定資産の減損処理により多額の損失が生じたとき。 ③有価証券の運用により、多額の損失が生じたとき。 ④繰延税金資産の取り崩しにより、多額の損失が生じたとき。 ⑤自然災害等により、施設に多額に被害が生じたとき。
福祉目的積立金	福祉事業の充実と円滑かつ安 定的な運用をはかることを目 的とする。	-	100, 000	100,000	次のような支出があった年度の決算期に、当該支 出額を取り崩す。 ①福祉事業施設につき、3,000千円を超える修理 費・改良費を支出したとき。

6. 部門別損益計算書 [令和5年度]

(単位:千円)

	区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	共 通 管理費等
事業	虔収益①	6, 799, 376	1, 362, 489	909, 443	3, 717, 633	754, 341	55, 468	
事第	美費用②	3, 471, 588	278, 989	49, 328	2, 655, 907	425, 174	62, 188	
事業	総利益③ (①-②)	3, 327, 788	1, 083, 500	860, 115	1,061,725	329, 166	△ 6,719	
事業	管理費④	3, 073, 875	760, 814	720, 433	1, 207, 208	324, 687	60, 731	
うち	·減価償却費⑤	209, 530	30, 879	29, 176	128, 948	12, 305	8, 220	
うち	5人件費⑤'	2, 270, 787	568, 946	555, 519	852, 492	250, 733	43, 095	
	※うち共通管理費⑥		189, 692	185, 150	284, 159	83, 567	14, 382	△ 756, 951
	うち減価償却費⑦		15, 871	15, 491	23, 775	6, 992	1, 203	△ 63,333
	うち人件費⑦'		65, 628	64, 057	98, 311	28, 912	4, 975	△ 261,885
事業	纟利益⑧(③ - ④)	253, 912	322, 685	139, 681	△ 145, 482	4, 478	△ 67, 451	
事業	美外収益⑨	233, 817	58, 594	57, 191	87, 775	25, 813	4, 442	
	※ うち共通分⑩		58, 582	57, 179	87, 756	25, 807	4, 441	△ 233,768
事業	美外費用⑪	55, 885	14, 004	13, 669	20, 979	6, 169	1,061	
	※ うち共通分⑫		13, 607	13, 281	20, 383	5, 994	1,031	△ 54, 298
経常	字利益(B+9-11)	431, 845	367, 275	183, 204	△ 78,686	24, 122	△ 64,070	
特別	川利益⑭	22, 525	5, 644	5, 509	8, 455	2, 486	427	
	※ うち共通分⑮		5, 644	5, 509	8, 455	2, 486	427	△ 22, 525
特別	· I損失値	52, 539	13, 166	12, 851	19, 723	5, 800	998	
	※ うち共通分⑰		9, 954	9, 716	14, 912	4, 385	754	△ 39,724
	前当期利益 (13+14-16)	401, 830	359, 753	175, 862	△ 89, 954	20, 809	△ 64,640	
営農	操指導事業分配賦額⑩		14, 970	12, 773	29, 062	7, 834	△ 64,640	
税引	と指導事業分配賦後 前当期利益 (⑱-⑲)	401, 830	344, 782	163, 089	△ 119,016	12, 974		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分です。

(注)

- 1 共通管理費等および営農指導事業の他部門への配賦基準等
- (1) 共通管理費等 人給割としています。
- (2) 営農指導事業 人頭割としています。

2 配賦割合(1の基準で算出した配賦の割合)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	計
共通管理費等	25. 06%	24. 46%	37. 54%	11.04%	1.90%	100%
営農指導事業	23. 16%	19. 76%	44. 96%	12. 12%		100%

〔令和6年度〕

(単位:千円)

	区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	共 通 管理費等
事業	ķ収益①	6, 973, 153	1, 481, 541	869, 487	3, 831, 805	743, 418	46, 902	
事業	美費用②	3, 763, 712	408, 972	43, 179	2, 761, 465	493, 690	56, 406	
事業	É総利益③ (①-②)	3, 209, 441	1, 072, 569	826, 308	1, 070, 339	249, 728	△ 9,503	
事業	管理費④	3, 054, 487	756, 417	701, 786	1, 207, 697	322, 741	65, 846	
(5	うち減価償却費⑤)	(223, 362)	(58, 466)	(29, 406)	(113, 883)	(13, 538)	(8, 069)	
(5	うち人件費⑤')	(2, 225, 468)	(537, 505)	(537, 000)	(857, 862)	(245, 797)	(47, 304)	
	※うち共通管理費⑥		187, 084	186, 929	298, 637	85, 524	16, 501	△ 774,675
	(うち減価償却費⑦)		(17, 252)	(17, 238)	(27, 540)	(7, 887)	(1, 521)	(71, 438)
	(うち人件費⑦')		(67, 026)	(66, 970)	(106, 991)	(30, 640)	(5, 911)	(277, 538)
事業	美利益⑧(③ - ④)	154, 953	316, 152	124, 522	△ 137, 358	△ 73,012	△ 75, 351	
事業	美外収益⑨	127, 179	30, 714	30, 688	49, 028	14, 041	2, 708	
	※ うち共通分⑩		30, 700	30, 675	49, 006	14, 034	2, 708	△ 127, 123
事業	美外費用⑪	45, 904	11, 086	11,077	17, 696	5, 068	977	
	※ うち共通分⑫		11, 086	11, 077	17, 696	5, 068	977	△ 45, 904
経常	字利益⑬ (®+⑨-⑪)	236, 228	335, 779	144, 134	△ 106, 026	△ 64,040	△ 73,619	
特別	川利益⑭	-	-	-	-	-	_	
	※ うち共通分⑮		-	-	-	-	-	-
特別		1, 428	345	345	551	157	30	
	※うち共通分⑰		316	315	504	144	27	△ 1,306
	前当期利益 (13+14-16)	234, 800	335, 435	143, 789	△ 106, 577	△ 64, 197	△ 73,650	
営農	操指導事業分配賦額⑩		16, 712	14, 369	33, 562	9, 007	△ 73,650	
税引	と指導事業分配賦後 前当期利益 (⑱-⑲)	234, 800	318, 723	129, 420	△ 140, 139	△ 73, 204		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分です。

(注)

- 1 共通管理費等および営農指導事業の他部門への配賦基準等
- (1) 共通管理費等 人給割としています。
- (2) 営農指導事業 人頭割としています。

2 配賦割合(1の基準で算出した配賦の割合)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	計
共通管理費等	24. 15%	24. 13%	38. 55%	11.04%	2. 13%	100%
営農指導事業	22.69%	19. 51%	45. 57%	12. 23%		100%

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確認書

- 1 私は、当JAの令和6年3月1日から令和7年2月28日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1)業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2)業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年6月 山形農業協同組合 代表理事組合長 栗原 秀行

≪本確認書は謄本に相違ありません≫

8. 会計監査人の監査

令和5年度、令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および注記表は農業協同組合第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:千円、口、人、%)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益(事業収益)	8, 151, 119	8, 265, 729	7, 163, 484	6, 799, 376	6, 973, 153
信用事業収益	1, 441, 493	1, 442, 653	1, 428, 132	1, 362, 489	1, 481, 541
共済事業収益	1, 037, 533	997, 067	945, 800	909, 443	869, 487
農業関連事業収益	5, 506, 313	5, 652, 754	4, 632, 332	4, 346, 042	4, 438, 488
その他事業収益	165, 780	173, 249	157, 219	181, 400	183, 635
経常利益	340, 923	389, 991	400, 892	431, 845	154, 953
当期剰余金	236, 609	184, 191	339, 174	359, 196	218, 795
出資金	3, 960, 864	3, 911, 448	3, 872, 775	3, 812, 184	3, 750, 819
(出資口数)	1, 320, 288	1, 303, 816	1, 290, 925	1, 270, 728	1, 250, 273
純資産額	10, 013, 769	10, 106, 372	10, 177, 858	10, 265, 461	10, 042, 151
総資産額	185, 414, 381	187, 913, 400	188, 024, 276	186, 553, 272	188, 571, 208
貯金等残高	165, 609, 521	168, 072, 174	168, 213, 928	168, 562, 413	171, 723, 705
貸出金残高	55, 697, 223	58, 145, 999	59, 255, 863	60, 322, 964	61, 056, 742
有価証券残高	6, 902, 190	7, 025, 210	6, 839, 170	6, 493, 210	6, 133, 800
単体自己資本比率	11. 05	10. 91	11.60	11.76	11.52
剰余金配当金額	-	-	97, 478	97, 559	97, 169
出資配当額	-	-	37, 799	37, 387	37, 002
事業利用分量配当額	-	-	59, 678	60, 171	60, 167
職員数	465	449	424	403	380

- (注) 1 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 - 2 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 - 3 信託業務の取り扱いは行っていません。
 - 4 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位:千円、%)

項目	令和5年度	令和6年度	増減
資金運用収支	1, 219, 920	1, 256, 290	36, 370
役務取引等収支	△28, 106	△66, 237	△38, 131
その他信用事業収支	△78, 314	△34, 240	44, 074
信用事業粗利益	1, 161, 814	1, 155, 811	△6, 003
(信用事業粗利益率)	0.88	0.80	△0.08
事業粗利益	3, 527, 790	3, 320, 704	△207, 086
(事業粗利益率)	0.53	0.49	△0.04
事業純益	453, 915	266, 219	△187, 696
実質事業純益	453, 915	266, 219	△187, 696
コア事業純益	453, 915	266, 219	△187, 696
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	453, 915	266, 219	△187, 696

3. 資金運用収支の内訳

(単位:千円、%)

	項目		令和5年度		令和6年度			
	填 日	平均残高	利 息	利回	平均残高	利 息	利回	
資金	運用勘定	168, 702, 382	1, 249, 589	0.74	167, 726, 871	1, 374, 928	0.82	
	うち預金	101, 514, 245	511, 908	0.50	99, 494, 384	659, 163	0.66	
	うち有価証券	6, 742, 693	67, 170	1.00	6, 817, 909	68, 483	1.00	
	うち貸出金	60, 445, 444	670, 511	1. 11	61, 414, 578	647, 282	1.05	
資金	調達勘定	174, 221, 321	37, 746	0.02	173, 872, 774	120, 337	0.07	
	うち貯金・定期積金	168, 055, 597	31, 906	0.02	169, 447, 907	114, 111	0.07	
	うち譲渡性貯金	5, 678, 497	2, 173	0.04	3, 898, 788	2, 096	0.05	
	うち借入金	6, 255	38	0.61	2, 217	17	0.77	
	うち貸付留保金	480, 972	3, 629	0.75	523, 862	4, 113	0.79	
総資	金利ざや			0.40			0.38	

⁽注) 1 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率(資金調達利回+経費率)

4. 受取・支払利息の増減額

			(十匹:11:)/
	項目	令和5年度増減額	令和6年度増減額
受耳	対利息	△68, 437	125, 339
	うち預金	△1, 133	147, 255
	うち有価証券	56	1, 313
	うち貸出金	△12, 318	△23, 229
支扌	4利息	△4, 602	82, 591
	うち貯金・定期積金	△3, 460	82, 205
	うち譲渡性貯金	_	△77
	うち借入金	△24	△21
	差 引	△73, 039	207, 930

⁽注) 1 増減額は前年度対比です。

² 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連(又は中金)からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

² 受取利息の預金には、信連(又は中金)からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位:百万円、%)

種類		令和 :	5年度	令和6年度		増 減		
流動性貯金				86, 621	(49.86)	89, 670	(51. 73)	3, 049
定期性貯金				81, 356	(46. 83)	79, 699	(45. 97)	△1,657
その他の貯金				85	(0.05)	87	(0.05)	2
	小	計		168, 063	(96.73)	169, 457	(97. 75)	1, 394
譲渡性貯金				5, 678	(3. 27)	3, 898	(2. 25)	△1,780
	合	計	_	173, 742	(100.00)	173, 355	(100.00)	△387

- (注) 1 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金
 - 2 定期性貯金=定期貯金+定期積金
 - 3 ()内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位:百万円、%)

	種類	令和5年度 令和6年度		増	減		
定其	期貯金	76, 728	(100.00)	77, 401	(100.00)		673
	うち固定金利定期	76, 710	(99. 98)	77, 370	(99. 96)		660
	うち変動金利定期	17	(0.02)	30	(0.04)		13

- (注) 1 固定金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 - 2 変動金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 - 3 () 内は構成比です。

(2)貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位:百万円、%)

種類	令和5年度		令和(増	減	
手形貸付	167	(0.28)	163	(0. 27)		$\triangle 4$
証書貸付	58, 077	(96. 07)	59, 477	(96. 83)		1,400
当座貸越	1, 333	(2. 20)	1, 272	(2.07)		△61
割引手形	-	(0.00)	-	(0.00)		1
金融機関貸付	875	(1.45)	513	(0.84)		$\triangle 362$
合 計	60, 454	(100.00)	61, 427	(100.00)		973

⁽注) ()内は構成比です。

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:百万円、%)

種類	令和5年度		令和(増 減	
固定金利貸出	32, 966	(54.65)	31, 636	(51.81)	△1,330
変動金利貸出	25, 847	(42.85)	28, 171	(46. 14)	2, 324
その他	1, 508	(2.50)	1, 248	(2.04)	△260
合 計	60, 322	(100.00)	61,056	(100.00)	734

(注) () 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種類	令和 5	5年度	令和(6年度	増	減
貯金・定期積金等	292	(0.48)	269	(0.44)		$\triangle 23$
有価証券	1	(0.00)	-	(0.00)		-
動産	1	(0.00)	-	(0.00)		-
不動産	92	(0.15)	74	(0.12)		△18
その他担保物	35	(0.06)	26	(0.04)		$\triangle 9$
小計	420	(0.70)	371	(0.61)		$\triangle 49$
農業信用基金協会保証	12, 371	(20.51)	12, 576	(20.60)		205
その他保証	20, 806	(34. 49)	23, 917	(39. 17)	3	3, 111
小計	33, 177	(55.00)	36, 493	(59.77)	3	3, 316
信用	26, 725	(44. 30)	24, 191	(39. 62)	$\triangle 2$	2, 534
合 計	60, 322	(100.00)	61, 056	(100.00)		734

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円、%)

種類	令和	令和5年度		6年度	増	減
設備資金	46, 811	(77. 60)	48, 005	(78.62)		1, 194
運転資金	13, 598	(22. 54)	13, 046	(21. 37)		$\triangle 552$
合 計	60, 322	(100.00)	61, 056	(100.00)		734

⁽注) () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位:百万円、%)

				(114.	. П / 3 I 1′ /0/
種類	令和	5年度	令和(6年度	増減
農業	4, 728	(7.84)	4, 396	(7. 20)	△332
林業	32	(0.05)	30	(0.05)	$\triangle 2$
水産業	27	(0.04)	26	(0.04)	△1
製造業	2, 734	(4. 53)	3, 025	(4. 95)	291
鉱業	97	(0. 16)	129	(0.21)	32
建設業	2, 345	(3. 89)	2, 672	(4. 38)	327
不動産業	8, 899	(14. 75)	8, 138	(13. 33)	△761
電気・ガス・熱供給水道業	576	(0.95)	661	(1.08)	85
運輸・通信業	976	(1. 62)	944	(1.55)	△32
卸売・小売・飲食業	1, 794	(2. 97)	1, 933	(3. 17)	139
サービス業	8, 991	(14. 91)	9, 478	(15. 52)	487
金融・保険業	1, 951	(3. 23)	1, 249	(2.05)	△702
地方公共団体	10, 409	(17. 26)	10, 292	(16. 86)	△117
その他	16, 757	(27. 78)	18, 075	(29.60)	1, 318
合 計	60, 322	(100.00)	61, 056	(100.00)	734

(注) () 内は構成比です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

〔資金種類別の貸出金〕

(単位:百万円)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
プロパー資金	916	973	57
農業制度資金	4	7	3
農業近代化資金	191	252	61
その他制度資金	23	18	△5
合 計	1, 134	1, 250	116

- (注) 1 プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 - 2 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 - 3 その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[資金種類別の受託貸付金]

該当する取引はありません。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況 〔令和5年度〕

(単位:百万円)

生体区八	債権額	保全額				
債権区分	1貝/惟初	担保	保証	引当	合計	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	544	112	155	276	544	
危険債権	175	86	56	33	175	
要管理債権	86	87	-	ı	86	
三月以上延滞債権	1	1	-	1	_	
貸出条件緩和債権	86	87	-	-	86	
小 計	807	286	211	310	807	
正常債権	59, 590					
合 計	60, 398	286	211	310	808	

〔令和6年度〕

(単位:百万円)

	连长区八	生长炉		保金	全額	
	債権区分	債権額	担保	保証	引当	合計
破	産更生債権及びこれらに準ずる債権	336	92	84	159	336
危	険債権	168	54	92	22	168
要	管理債権	199	199	_	2	199
	三月以上延滞債権	-	-	-	-	-
	貸出条件緩和債権	199	199	_	2	199
	小 計	705	346	176	184	705
正省	常債権	60, 409				
	合 計	61, 114	346	176	184	707

(注) 1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及 びこれらに準ずる債権をいいます。

2 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3 要管理債権

4. 三月以上延滞債権に該当する貸出金と5. 貸出条件緩和債権に該当する貸出金の合計額をいいます。

4 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額 〔令和5年度〕

(単位:千円)

					(1177 : 114)	
債権区分	期首残高			期中減少額		
順惟區汀	别目/发向	朔甲增加領	目的使用	その他	期末残高	
一般貸倒引当金	16, 390	25, 974	_	16, 390	25, 974	
個別貸倒引当金	415, 939	326, 143	8, 528	407, 411	326, 143	
合 計	432, 330	352, 118	8, 528	423, 801	352, 118	

〔令和6年度〕

(単位:千円)

					(1122 : 114)	
債権区分	期首残高	朝首残高 期中増加額 -		期中減少額		
惧惟凸刀	州日7天同	朔中垣加領	目的使用	その他	期末残高	
一般貸倒引当金	25, 974	35, 036	-	25, 974	35, 036	
個別貸倒引当金	326, 143	208, 099	102, 089	224, 053	208, 099	
合 計	352, 118	243, 136	102, 089	250, 028	243, 136	

⑪ 貸出金償却の額

(単位:千円)

種類	令和5年度	令和6年度
貸出金償却額	507	102, 089

(3) 内国為替取扱実績

(単位:件、千円)

種類		令和!	5年度	令和 (6年度
性 類		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込・為替	件数	92, 165	220, 845	86, 529	218, 060
运並·1版/L· 荷省	金額	67, 364, 530	80, 871, 688	65, 225, 324	77, 796, 105
代金取立為替	件数		-	1	_
10 並以並為督	金額	-	1	1	_
雑為替	件数	9, 708	8, 344	8, 784	7, 582
*性动管	金額	2, 253, 646	1, 949, 556	2, 131, 436	1, 734, 986
合 計	件数	102, 062	229, 580	95, 313	225, 642
□ FI	金額	69, 618, 176	82, 821, 244	67, 356, 760	79, 531, 092

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

			(十四・111)
種類	令和5年度	令和6年度	増 減
国債	2, 664, 136	2, 768, 895	104, 759
地方債	2, 057, 330	2, 001, 934	△55, 396
政府保証債	99, 984	99, 969	△15
金融債	_	_	1
短期社債	-	-	-
社債	1, 321, 308	1, 357, 730	36, 422
株式	-	-	-
その他の証券	599, 737	586, 545	△13, 192
合 計	6, 742, 497	6, 815, 075	72, 578

⁽注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高 〔令和5年度〕

(単位:千円)

								(1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
種類	1年以下	1 年超 3 年以下	3年超 5年以下	5 年超 7 年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国債	-	-	600,000	-	-	2, 000, 000	_	2, 600, 000
地方債	1	300,000	400, 000	900,000	400,000	1	1	2,000,000
政府保証債	-	-	-	-	-	100, 000	-	100, 000
金融債	-	-	-	-	-	-	-	-
短期社債	1	1	1	-	-	1	1	-
社債	100, 000	200, 000	400, 000	_	200, 000	500, 000	1	1, 400, 000
株式	-	1	1	-	-	1	1	-
その他の証券	-	600,000	1		-	1	1	600, 000
合 計	100, 000	1, 100, 000	1, 400, 000	900,000	600,000	2, 600, 000	0	6, 700, 000

〔令和6年度〕

								(十匹・111)
種類	1年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	숨 計
国債	-	-	600,000	-	200, 000	2, 000, 000	_	2, 800, 000
地方債	200, 000	300,000	500,000	600,000	400, 000	-	_	2, 000, 000
政府保証債	-	-	-	-	-	100, 000	-	100, 000
金融債	-	-	-	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	-	600,000	1	1	200, 000	500, 000	_	1, 300, 000
株式	-	1	1	-	-	-	-	_
その他の証券		450, 000	1		-			450, 000
合 計	200, 000	1, 350, 000	1, 100, 000	600,000	800,000	2,600,000	-	6, 650, 000

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

〔売買目的有価証券〕

該当する取引はありません。

〔満期保有目的有価証券〕

該当する取引はありません。

〔その他目的有価証券〕

(単位:千円)

					令和5年度			令和6年度	
	種類		貸借対照表 計上額	取得原価また は償却減価	評価差額	貸借対照表 計上額	取得原価また は償却減価	評価差額	
	株式	Ĵ		-	-	-	-	-	_
	債券	÷		3, 215, 890	3, 114, 107	101, 783	2, 336, 780	2, 310, 465	26, 315
		国債		644, 100	612,004	32, 096	621, 840	609, 520	12, 320
貸借対照表計上額が 取得原価または償却		地方債		1, 749, 880	1, 701, 984	47, 896	1, 108, 700	1, 100, 855	7, 845
城価を超えるもの		政府保証債	f	_	_	-	-	_	_
		社債		821, 910	800, 119	21, 791	606, 240	600, 090	6, 150
	その他の証券			-	-	_	-	_	-
		小	計	3, 215, 890	3, 114, 107	101, 783	2, 336, 780	2, 310, 466	26, 314
	株式	t		l	-	_	ı	-	-
	債券	Ŕ		2, 773, 350	2, 983, 437	△210, 087	3, 448, 000	3, 883, 684	△435, 684
		国債		1, 806, 210	1, 981, 269	△175, 059	1, 851, 260	2, 181, 673	△330, 413
貸借対照表計上額が 取得原価または償却		地方債		298, 760	300, 000	△1,240	875, 030	900,000	△24, 970
取得原価または負却 減価を超えないもの		政府保証債	ť	94, 360	100, 000	△5, 640	88, 940	100,000	△11,060
		社債		574, 020	602, 168	△28, 148	632, 770	702, 011	△69, 241
	その他の証券		503, 970	600, 000	△96, 030	349, 020	450,000	△100, 980	
		小	計	3, 277, 320	3, 583, 437	△306, 117	3, 797, 020	4, 333, 685	△536, 665
合		計		6, 493, 210	6, 697, 545	△204 , 335	6, 133, 800	6, 644, 151	△510, 351

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

(6)預かり資産の状況

① 投資信託残高 (ファンドラップ含む)

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度
投資信託残高 (ファンドラップ含む)	844, 910	1, 161, 778

② 残高有り投資信託口座数

(単位:口座)

	令和5年度	令和6年度
残高有り投資信託口座数	590	750

2. 共済事業

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位:千円)

	锤 粨	令和5年度		令和6年度	
	種類	新契約高	保有高	新契約高	保有高
	終身共済	3, 844, 148	133, 293, 963	3, 594, 472	126, 281, 962
	定期生命共済	1, 811, 000	4, 147, 400	918, 900	4, 774, 290
	養老生命共済	469, 130	38, 870, 605	370, 150	33, 668, 965
生	うちこども共済	225, 300	19, 721, 751	166, 400	17, 702, 151
命	医療共済	30, 000	2, 741, 350	52,600	2, 387, 450
系	がん共済	-	581, 500	1	560, 500
	定期医療共済	-	609, 300	-	527, 600
	介護共済	280, 203	2, 212, 381	425, 177	2, 520, 071
	年金共済	-	-	1	1
建华	 勿更生共済	18, 995, 050	294, 701, 897	11, 740, 580	289, 609, 035
	合計 計	25, 429, 801	477, 158, 397	17, 101, 880	460, 329, 870

⁽注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位:千円)

在 宏	令和5年度		令和6年度	
種類	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	112	47, 091	142	41, 519
がん共済	428	17, 209	356	17, 040
定期医療共済	-	3, 142	-	2, 845
合 計	540	67, 442	498	61, 404

⁽注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位:千円)

				(十四・111)	
種類	令和	令和5年度		令和6年度	
種類	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
介護共済	367, 222	3, 562, 194	547, 957	3, 932, 331	
認知症共済	67, 900	201, 700	13, 500	200, 900	
生活傷害共済 (一時金型)	1, 128, 400	2, 674, 500	688, 500	3, 170, 100	
生活傷害共済(定期年金型)	36, 880	137, 500	11,800	131, 120	
特定重度疾病共済	136, 900	820, 400	77, 000	749, 800	
合 計	1, 737, 302	7, 396, 294	1, 338, 757	8, 184, 251	

⁽注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

				(中位・111)	
種類	令和	令和5年度		令和6年度	
性 規	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
年金開始前	56, 841	2, 650, 053	42, 950	2, 479, 442	
年金開始後		1, 642, 130		1, 613, 447	
合 計	56, 841	4, 292, 184	42, 950	4, 092, 891	

⁽注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位:千円)

種類	令和5年度		令和6年度	
性 規	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	48, 611, 590	49, 081	49, 066, 160	49, 252
自動車共済		835, 176		834, 756
傷害共済	84, 458, 900	100, 353	88, 094, 000	94, 647
定額定期生命共済	12,000	71	8,000	47
賠償責任共済		2, 303		2, 292
自賠責共済		123, 505		120, 186
合 計		1, 110, 491		1, 101, 183

⁽注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済 の金額欄は斜線。)を記載しています。

3. 農業・生活その他事業

(1) 買取購買品取扱実績

① 受託購買品 該当する事項はありません。

② 買取購買品

				(単位:十円)
種 類 -	令和 5	5年度	令和(6年度
性 規	供給高	手数料	供給高	手数料
生産資材	2, 783, 323	386, 977	2, 645, 575	342, 170
肥料	534, 037	121, 301	472, 936	90, 854
農薬	604, 527	60, 995	592, 721	51, 114
飼料	287, 686	8, 283	277, 179	7, 577
温床資材	64, 050	9, 923	63, 060	9, 630
農機具	394, 726	51, 596	406, 541	50, 208
自動車	160, 292	8, 987	134, 147	8, 462
出荷資材	308, 966	56, 562	323, 942	56, 784
その他生産資材	429, 633	70, 244	375, 300	67, 792
収益認識会計基準適用に係る調整額 (グリーンポイント)	△ 597	△ 597	△ 253	△ 253
生活物資	861, 294	52, 008	826, 205	48, 700
食品	190, 846	17, 906	174, 898	17, 550
衣料品	6, 584	972	6, 508	811
耐久消費財	0	0	182	16
家庭燃料	826	188	2, 160	499
その他生活物資	663, 036	32, 940	642, 456	29, 822
合 計	3, 644, 617	439, 005	3, 471, 781	390, 870

(2)受託販売品取扱実績

① 受託販売品

(単位:千円)

種類	令和5年度		令和6年度	
種類	販売高	手数料	販売高	手数料
米	2, 951, 825	121, 450	3, 163, 069	126, 468
麦・豆・雑穀	108, 743	4, 349	114, 424	7, 220
野菜	845, 081	33, 833	968, 877	38, 739
果実	2, 273, 983	90, 950	2, 491, 633	99, 221
花き・花木	273, 618	10, 960	273, 602	10, 933
その他農産物	4, 776	191	4,036	161
畜産物	601, 139	8, 485	570, 590	7, 973
合 計	7, 059, 174	270, 223	7, 586, 237	290, 721

② 買取販売品

該当する事項はありません。

(3) 保管事業取扱実績

(単位:千円)

項目	令和5年度	令和6年度
保管事業収益	50, 656	49, 592
保管事業費用	12, 530	14, 642
差引	38, 126	34, 949

(4) 利用事業取扱実績

種類	Į į	令和5年度	令和6年度
収益		32, 072	32, 293
育苗センター	費用	21, 253	21, 859
	差引	10, 819	10, 433
	収益	120, 778	120, 579
ライスセンター等	費用	89, 906	95, 467
	差引	30, 872	25, 111
	収益	22, 190	22, 699
西郷機械利用組合	費用	12, 721	12, 387
	差引	9, 469	10, 311
合 言	+	51, 160	45, 855

(5) その他の事業取扱実績

種類		令和5年度	令和6年度
	収益	1, 412, 221	1, 522, 281
直売事業	費用	1, 067, 936	1, 177, 980
	差引	344, 285	344, 301
	収益	104, 554	110, 771
宅地等供給事業	費用	11,566	13, 009
	差引	92, 988	97, 761
	収益	48, 041	38, 109
農用地利用調整事業	費用	47, 974	38, 109
	差引	67	_
	収益	72, 333	69, 076
福祉事業	費用	17, 958	17, 840
	差引	54, 375	51, 235
	収益	4, 511	3, 788
その他の事業	費用	5, 893	4, 289
	差引	△ 1,382	△ 501
	収益	55, 468	46, 901
指導事業	費用	62, 188	56, 405
	差引	△ 6,720	△ 9,503
合 言	+	483, 613	483, 293

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位:%)

			(11=4 . 7=7
項目	令和5年度	令和6年度	増減
総資産経常利益率	0. 23	0.13	△0.11
資本経常利益率	4. 21	2.35	△1.85
総資産当期純利益率	0.19	0.12	△0.08
資本当期純利益率	3.50	2. 18	△1.32

- (注) 1 総資産経常利益率=経常利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 - 2 資本経常利益率=経常利益/純資産勘定平均残高×100
 - 3 総資産当期純利益率=当期剰余金(税引後)/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 - 4 資本当期純利益率=当期剰余金(税引後)/純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位:%)

区	分	令和5年度	令和6年度	増減
貯貸率	期末	35. 79	35. 56	△0.23
則 具竿	期中平均	35. 97	36. 24	0.28
貯証率	期末	3.85	3. 57	△0. 28
<u>奸証</u>	期中平均	4.01	4. 02	0.01

- (注) 1 貯貸率 (期末) =貸出金残高/貯金残高×100
 - 2 貯貸率 (期中平均) =貸出金平均残高/貯金平均残高×100
 - 3 貯証率 (期末) =有価証券残高/貯金残高×100
 - 4 貯証率(期中平均)=有価証券平均残高/貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:千円、%)

		(単位:千円、%)
項目	令和5年度末	令和6年度末
<コア資本に係る基礎項目>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	9, 415, 963	9, 538, 221
うち、出資金及び資本準備金の額	3, 812, 184	3, 750, 819
うち、再評価積立金の額	_	-
うち、利益剰余金の額	5, 813, 559	5, 935, 173
うち、外部流出予定額 (△)	97, 559	97, 169
うち、上記以外に該当するものの額	△ 112, 221	△ 50,601
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	25, 974	35, 036
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	25, 974	35, 036
うち、適格引当金コア資本算入額	-	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	_
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	61, 476	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	9, 503, 415	9, 573, 258
<コア資本に係る調整項目>		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額	53, 038	49, 929
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	53, 038	49, 929
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	_	
適格引当金不足額	_	_
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	_	_
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	_	_
前払年金費用の額	_	_
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	_	_
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	_	_
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	_	_
特定項目に係る10パーセント基準超過額	_	_
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	_	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	_	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_
特定項目に係る15パーセント基準超過額	_	_
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	_	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	_	
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額		
	F0 000	40,000
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	53, 038	49, 929
	0.450.276	0 522 220
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ) (ハ) (ハ)	9, 450, 376	9, 523, 329
	74 000 706	76 955 909
信用リスク・アセットの額の合計額 資産 (オン・バランス) 項目	74, 002, 726 74, 002, 726	76, 355, 393
資産 (オン・ハフンス) 項目 うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		76, 355, 393
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出し たリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額	1, 366, 150	-
(△)うち、上記以外に該当するものの額	1, 366, 160	
オフ・バランス項目	1, 300, 100	
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額		
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		
十大併身機関関連エクヘルーシャーに味る信用リスク・チェットの領 オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8 パーセントで除して得た額	6, 324, 549	6, 274, 621
オペレーショブル・リスク相当観の台前観を8 ハーセントで味じて得た観信用リスク・アセット調整額	0, 324, 349	0, 214, 021
18 ガンペン・ア ヒット両登線 オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	80, 327, 276	82, 630, 014
(一) (自己資本比率)	00, 321, 210	02, 030, 014
自己資本比率((ハ)/(ニ))	11. 76%	11. 52%
ロロタケルナ (ソ) / (一) /	11.70%	11. 02%

- (注) 1 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
 - 2 当 J A は、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
 - 3 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項 (1)信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位:千円、%)

		令和5年度		令和6年度				
信用リスク・アセット	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 (a)	所要自己資本額 (b=a×4%)	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 (a)	所要自己資本額(b=a×4%)		
現金	839, 500	-	-	654, 074	-	-		
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2, 600, 766	-	-	2, 799, 320	-	-		
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-		
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	_		
我が国の地方公共団体向け	12, 435, 413	-	-	12, 317, 355	-	-		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-		
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-		
地方公共団体金融機構向け	603, 009	60, 300	2, 412	502, 581	50, 258	2, 010		
我が国の政府関係機関向け	804, 281	70, 415	2, 816	804, 110	70, 398	2, 81		
地方三公社向け	_	-		-	-			
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	100, 196, 632	20, 039, 326	801, 573	99, 661, 064	19, 932, 212	797, 28		
法人等向け	2, 099, 997	1, 540, 810	61, 632	1,663,810	1, 126, 726	45, 06		
中小企業等向け及び個人向け	28, 561, 339	12, 001, 527	480, 061	31, 673, 249	13, 985, 060	559, 40		
抵当権付住宅ローン		-	-	_	_	,		
不動産取得等事業向け	_	_		_	_			
三月以上延滯等	279, 178	81,066	3, 242	137, 045	48, 513	1, 94		
取立未済手形	23, 804	4, 760	190	32, 979	6, 595	26		
信用保証協会等保証付	12, 400, 643	1, 223, 476	48, 939	12, 616, 020	1, 245, 451	49, 81		
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	12, 400, 043	1, 220, 410		12,010,020	1, 240, 401	40,01		
共済約款貸付	_	_		_	_			
出資等	001 469	000 002	26 020	000 450	000 450	26.00		
	901, 462	900, 993	36, 039	902, 452	902, 452	36, 09		
(うち出資等のエクスポージャー)	901, 462	900, 993	36, 039	902, 452	902, 452	36, 09		
(うち重要な出資のエクスポージャー) 上記以外	23, 743, 264	36, 713, 218	1, 468, 528	25, 099, 777	38, 987, 156	1, 559, 48		
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち 対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手 段に該当するもの以外のものに係るエクスポー ジャー)	-	-	-	-	-	1, 000, 10		
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象 資本調達手段に係るエクスポージャー)	8, 494, 674	21, 236, 686	849, 467	9, 313, 625	23, 284, 063	931, 36		
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	204, 361	510, 904	20, 436	-	-			
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権 を保有している他の金融機関等に係るその他外部T LAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	-	-			
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権 を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部 分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-			
(うち上記以外のエクスポージャー)	15, 044, 227	14, 965, 626	598, 625	15, 786, 151	15, 703, 093	628, 12		
証券化	-	-	-	-	_			
証券化 (STC要件適用分)	_	-	-	-	_			
証券化 (非STC要件適用分)	_	-	-	-	-			
再証券化	-	-	-	-	-			
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクス ポージャー	3, 392	678	27	2, 842	568	4		
(うちルックスルー方式)	3, 392	678	27	2, 842	568	4		
(うちマンデート方式)	-	-	_	-	-			
(うち蓋然性方式250%)	-	-	_	-	-			
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-			
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-				
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるも のの額		1, 366, 150	54, 646	-	_			
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に 算入されなかったものの額 (△)	-	-	-	-	-			
準的手法を適用するエクスポージャー別計	184, 653, 186	74, 002, 726	2, 960, 109	188, 212, 610	76, 355, 393	3, 054, 21		
VAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-			
央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-			
(信用リスク・アセットの額)	185, 492, 686	74, 002, 726	2, 960, 109	188, 866, 684	76, 355, 393	3, 054, 21		

	令和5年度		令和6年度			
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で 除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %		
が安日に資本の領 <基礎的手法>	6, 025, 570	249, 402	6, 164, 908	246, 596		
所要自己資本額計	リスク・アセット等 (分母) 計 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	リスク・アセット等 (分母) 計 a	所要自己資本額 b = a × 4 %		
の 安日 し貝 平 銀品	80, 251, 114	3, 305, 201	82, 630, 014	3, 305, 201		

- (注) 1 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 - 2 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 - 3 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 - 4 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
 - 5 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
 - 6 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
 - 7 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
 - 8 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

· 8 %

3. 信用リスクに関する事項

(1) 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。 また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

- (注) リスク・ウェイトとは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。
- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に 以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's	
法人向けエクスポージャー (短期)	JCR, S&P, Fitch	

(2) 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別) および 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:千円)

				令和5年度			令和6年度				
		信用リスクに関				三月以上	信用リスクに関				三月以上
		するエクスポー ジャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバ ティブ	延滞エクスポー ジャー	するエクスポー ジャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバ ティブ	延滞エクスポー ジャー
[3	国内	185, 489, 294	59, 034, 997	6, 115, 638	-	279, 178	188, 863, 842	59, 900, 277	6, 212, 344	-	137, 046
3	国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
也域	別残高計	185, 489, 294	59, 034, 997	6, 115, 638	-	279, 178	188, 863, 842	59, 900, 277	6, 212, 344	-	137, 046
	農業	193, 669	184, 330	-	-	-	255, 987	245, 215	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	20,000	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	885, 917	885, 917	-	-	326	826, 593	826, 593	-	-	266
ž	電気・ガス・熱供 給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	603, 561	-	603, 561	-	-	603, 389	-	603, 389	-	-
	金融・保険業	97, 668, 688	890, 049	904, 740	-	-	95, 739, 531	-	804, 253	-	-
	卸売・小売・飲食・ サービス業	3, 724, 267	272, 252	-	-	-	4, 246, 727	261, 806	-	-	-
	日本国政府・ 地方公共団体	15, 131, 649	9, 619, 573	5, 512, 076	-	-	14, 851, 752	9, 242, 798	5, 608, 955	-	-
	上記以外	2, 034, 151	1, 511, 722	-	-	-	2, 013, 606	1, 494, 533	-	-	619
作	国人	46, 920, 913	45, 671, 155	-	-	278, 852	48, 922, 753	47, 829, 332	-	-	136, 161
ł	その他	18, 306, 478	-	-	-	-	21, 403, 504	-	-	-	-
英種	別残高計	183, 422, 321	57, 504, 704	6, 115, 638	-	279, 178	186, 774, 312	58, 337, 913	6, 212, 344	-	136, 427
]	1年以下	101, 758, 427	237, 616	100, 415	-		101, 273, 690	315, 683	201, 154	-	
1	年超3年以下	1, 785, 446	1, 275, 081	503, 542	-		1, 914, 972	996, 074	904, 117	-	
5	3年超5年以下	3, 011, 274	1, 575, 271	1, 417, 917	-		2, 893, 251	1, 770, 124	1, 113, 316	-	
Ę	5年超7年以下	3, 327, 180	2, 424, 637	902, 542	-		2, 952, 348	2, 350, 689	601, 659	-	
7	7年超10年以下	5, 899, 482	5, 298, 366	601, 116	-		5, 955, 336	5, 154, 058	801, 278	-	
1	10年超	50, 037, 922	47, 447, 817	2, 590, 106	-		51, 472, 002	48, 881, 182	2, 590, 820	-	
	別限の定めの ないもの	19, 669, 563	776, 209	-	-		22, 402, 243	432, 467	-	-	
曳存	期間別残高計	185, 489, 294	59, 034, 997	6, 115, 638	-		188, 863, 842	59, 900, 277	6, 212, 344	-	

- (注) 1 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
 - 2 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
 - 3 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
 - 4 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
 - 5 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

(3) 貸倒引当金の期末残高および期中の増加額

									(+	17 · 1 1 1 1
			令和5年度			令和6年度				
区 分	期首残高	期中	期中》	載少額	期末残高	期首残高	期中	期中》	載少額	期末残高
		増加額	目的使用	その他	朔木牧向	州自然向	増加額	目的使用	その他	朔不伐向
一般貸倒引当金	16, 390	25, 974	-	16, 390	25, 974	25, 974	35, 036	-	25, 974	35, 036
個別貸倒引当金	415, 939	326, 143	8, 528	407, 411	326, 143	326, 143	208, 099	102, 089	224, 053	208, 099

(4)業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位:千円)

				令和:	左座					△和 /	c左座	\ 1 J==	
						1			令和6年度				
	区 分	期首残高	期中	期中》	載少額	期末残高	貸出金	期首残高	期中	期中》	咸少額	期末残高	貸出金
		,,, L ,,,,,,,	増加額	目的使用	その他	7,31143414	償却	771 11 254114	増加額	目的使用	その他	7,471434114	償却
国夕地域別	内	415, 939	326, 143	8, 528	407, 411	326, 143		326, 143	208, 099	102, 089	224, 053	208, 099	
	外	=	-	-	=	-		-	=	-	-	-	
	別計	415, 939	326, 143	8, 528	407, 411	326, 143		326, 143	208, 099	102, 089	224, 053	208, 099	
	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	618	-	-	618	-
	鉱業	=	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産	業 386	326	-	386	326	-	326	-	-	326	-	-
注ノ			-	-	-	-	-	-	266	-	-	266	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・ 食・サービス		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	日本国政府 · 地方公共団体		-	-	=	=	=	=	=	=	-	=	=
	上記以外	339	-	-	339	-	-	-	884	=	-	884	=
個	人	415, 214	325, 817	8, 528	406, 686	325, 817	-	325, 817	206, 331	102, 089	223, 727	206, 331	-
業種	別計	415, 939	326, 143	8, 528	407, 411	326, 143		326, 143	208, 099	102, 089	224, 053	208, 099	

(5) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

	区分		令和5年度			令和6年度	
	©刀	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
	リスク・ウェイト 0%	_	15, 875, 680	15, 875, 680	_	15, 770, 750	15, 770, 750
l⇒	リスク・ウェイト 2%	-	-	-	-	-	-
信用	リスク・ウェイト 4%	-	-	-	-	_	-
リス	リスク・ウェイト 10%	_	13, 807, 934	13, 807, 934	-	13, 922, 713	13, 922, 713
力	リスク・ウェイト 20%	-	100, 321, 448	100, 321, 448	-	99, 794, 994	99, 794, 994
削減	リスク・ウェイト 35%	-	-	-	-	-	-
効果	リスク・ウェイト 50%	-	215, 406	215, 406	-	98, 074	98, 074
勘	リスク・ウェイト 75%	-	28, 561, 340	28, 561, 340	-	31, 673, 250	31, 673, 250
案後	リスク・ウェイト 100%	-	19, 342, 763	19, 342, 763	-	18, 273, 728	18, 273, 728
残高	リスク・ウェイト 150%	-	31, 837	31, 837	-	16, 707	16, 707
同	リスク・ウェイト 250%	-	8, 699, 037	8, 699, 037	-	9, 313, 625	9, 313, 625
	その他	_	56, 432	56, 432	-	52, 771	52, 771
リン	スク・ウェイト 1250%	-	-	-	-	-	-
	計	_	186, 911, 876	186, 911, 876	_	188, 916, 613	188, 916, 613

- (注) 1 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算 が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バラ ンス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
 - 2 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」はエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。 なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
 - 3 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
 - 4 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。 信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために 第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引につい て信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視および管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:千円)

		令和5年度		令和6年度		
区分	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	100, 128	-	-	100, 126	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関向け及び 第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	52, 993	-	-	29, 905	-	-
抵当権住宅ローン	19, 800	16, 375, 531	-	36, 060	16, 968, 558	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三カ月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	_	_	-	_	_	_
上記以外	_	22, 186	-	_	21, 101	_
合 計	72, 793	16, 497, 845	-	65, 965	17, 089, 786	-

- (注) 1 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
 - 2 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 - 3 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが 150%になったエクスポージャーのことです。
 - 4 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 - 5 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当 J A の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析およびポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。

運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、 取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取 得原価との評価差額については、その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外 出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な 会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位:千円)

区	4	令和5年度		令和6年度		
		貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額	
上場		_	-	_	_	
非上場		8, 506, 088	8, 506, 088	10, 216, 078	10, 216, 078	
合	計	8, 506, 088	8, 506, 088	10, 216, 078	10, 216, 078	

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(3) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う掲益

該当する取引はありません。

(4)貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当する取引はありません。

(5) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する取引はありません。

【経営資料】 V自己資本の充実の状況

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	3, 393	2, 842
マンデート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然式方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	_
蓋然式方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	_
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

9. 金利リスクに関する事項

(1) 金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明 該当ありません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(\angle EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動 ショックの設定上は不変としています。

内部モデルの使用等、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提内部モデルは使用しておりません。

・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

変動はありません。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

 \Diamond \angle E V E および \angle N I I 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる \triangle EVEおよび \triangle NIIと大きく異なる点

特段ありません。

【経営資料】 V自己資本の充実の状況

(2) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

項番	令和5年度		令和6年度	
以 () () () () () () () () () () () () ()	⊿EVE	⊿NII	⊿EVE	⊿NII
1 上方パラレルシフト	778	251	349	194
2 下方パラレルシフト	△921	△17	△408	△93
3 スティーブ化	782		410	_
4 フラット化	△336		△215	-
5 短期金利上昇	121		17	_
6 短期金利低下	183		218	_
7 最大値	782	251	410	194
8 自己資本の額		9, 450		9, 523

VI 連結情報

1. グループの概況

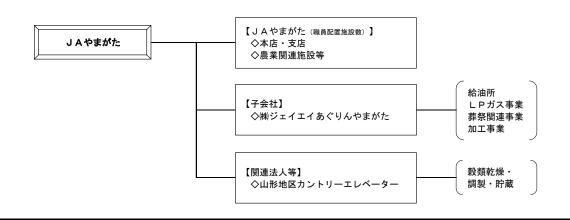
(1) グループの事業系統図

JAやまがたのグループは、当JA、子会社1社、関連法人等1社で構成されています。

このうち、当年度および前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は㈱ジェイエイあぐりんやまがた 1 社です。

山形地区カントリーエレベーターは、経営権を山形市農業協同組合と平等で保有しています。連結純損益および利益剰 余金等におよぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しています。

また、金融業務を営む関連法人等はありません。



(2) 子会社等の状況

(単位:千円、%)

名 称	主たる営業所または 事務所の所在地	事業の内容	設立年月日	資本金	当 J Aの 議決権比率	当 J Aおよび 他の子会社等 の議決比率
㈱ジェイエイ あぐりんやまがた	山形市大字前明石字下川原 298-5	給油所、LPガス、葬祭 事業他	平成11年10月	55, 000	100	100
山形地区カントリー エレベーター	山形市南志戸田	穀類乾燥、調製、貯蔵	昭和63年3月	10,000	50	50

(3) 連結事業概況

◇連結事業の概況

①事業の概況

令和6年度の当JAの連結決算は子会社1社を連結しております。

連結決算の内容は、連結経常利益277百万円、連結当期剰余金240百万円、連結純資産11,051百万円、連結 総資産189,271百万円で、連結自己資本比率は12.64%となりました。

②連結子会社の事業概況

株式会社ジェイエイあぐりんやまがた

石油事業については、安価・安定供給に努め、各給油所それぞれの特徴を生かしたサービスを展開し、組合員・地域の皆様のニーズにお応えできるよう取り組んでまいりました。

エネルギー事業については、器具販売などの実績確保とお客様の安全確保を基本活動としながら、生活全般をサポートするエネルギー事業として住宅リフォームをはじめ、住宅設備・機器の提供に力を入れ取り組んでまいりました。

葬祭事業については、年々変化している葬儀形態に対応できるよう新たな考えを取り入れ、JA葬祭としての特徴を生かした安心・信頼できるサービスの提供に取り組みました。

エーコープ事業については、地元生産物商品・自社商品のすばらしさを多くの人に伝える活動に取り組み、安全・安心な商品の製造・販売はもちろん、お客様を大切にする接客対応を心がけ取り組んでまいりました。

その結果、売上高2,301百万円、当期純利益24百万円(前年対比109.33%)となりました。

(4) 最近の5連結事業年度の主要な経営指標

(単位:千円、%)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
連結経常収益(事業収益)	9, 799, 349	10, 065, 404	9, 000, 253	8, 516, 474	8, 680, 283
信用事業収益	1, 439, 963	1, 441, 194	1, 426, 774	1, 361, 329	1, 480, 574
共済事業収益	1, 073, 533	997, 067	945, 800	909, 443	869, 487
農業関連事業収益	5, 503, 945	5, 564, 851	6, 470, 453	6, 064, 296	6, 146, 583
その他事業収益	1, 781, 908	2, 062, 292	157, 218	181, 398	183, 635
連結経常利益	402, 337	434, 181	447, 286	471, 873	277, 299
連結当期剰余金	274, 947	209, 627	366, 993	378, 958	275, 870
連結純資産額	10, 927, 751	11, 045, 791	11, 145, 096	11, 252, 466	11, 051, 026
連結総資産額	185, 971, 552	188, 497, 816	188, 607, 311	187, 112, 007	189, 271, 235
連結自己資本比率	12.08%	11.95%	12.72%	12. 91%	12.64%

⁽注) 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき 算出しております。

(5) 連結貸借対照表

_			(単位:千円)
	科目	令和5年度	令和6年度
	11 H	(令和6年2月29日)	(令和7年2月28日)
	(資産の部)		
1	信用事業資産	168, 140, 746	167, 964, 640
	(1) 現金及び預金	101, 069, 241	100, 245, 603
	(2) 有価証券	6, 493, 210	6, 133, 800
	(3) 貸出金	60, 263, 864	61, 009, 442
	(4) その他の信用事業資産		771, 494
		636, 316	
_	(5) 貸倒引当金	△321, 885	△195, 699
2	共済事業資産	676	702
	(1) その他の共済事業資産	679	707
	(2) 貸倒引当金	$\triangle 3$	△5
3	経済事業資産	3, 175, 218	3, 762, 954
	(1) 受取手形及び経済事業未収金	708, 065	716, 638
	(2) 棚卸資産	525, 694	528, 701
	(3) その他の経済事業資産	1, 971, 876	2, 565, 322
	(4) 貸倒引当金	△30, 417	△47, 707
4	維資産	393, 567	367, 007
5	固定資産	6, 612, 388	6, 685, 655
J	(1) 有形固定資産	6, 546, 395	
			6, 616, 510
	建物	6, 661, 387	6, 744, 447
	機械装置	2, 179, 656	2, 244, 666
	土地	3, 897, 183	3, 929, 956
	リース資産	15, 917	15, 916
	建物仮勘定	30, 400	4, 522
	その他の有形固定資産	1, 866, 829	2, 060, 297
	減価償却累計額	△8, 104, 977	△8, 383, 294
	(2) 無形固定資産	65, 993	69, 145
6	外部出資	8, 450, 674	10, 161, 132
U	(1) 外部出資	8, 451, 142	10, 161, 132
			10, 101, 132
_	(2) 外部出資等損失引当金	△468	
7	繰延税金資産	338, 738	329, 139
	資産の部合計	187, 112, 007	189, 271, 229
	(負債の部)		
1	信用事業負債	172, 463, 865	174, 677, 657
	(1) 貯金	167, 846, 854	171, 035, 628
	(2) 譲渡性貯金	3, 991, 864	2, 656, 454
	(3) 借入金	2,830	615
	(4) その他の信用事業負債	622, 317	984, 960
2	共済事業負債	554, 971	533, 327
_	(1) 共済資金	239, 370	229, 972
0	(2) その他の共済事業負債	315, 601	303, 355
3	経済事業負債	735, 248	947, 180
	(1) 支払手形及び経済事業未払金	325, 435	383, 283
	(2) その他の経済事業負債	409, 813	563, 897
	雑負債	342, 370	335, 243
5	諸引当金	1, 314, 425	1, 278, 280
	(1) 賞与引当金	86, 721	88, 075
	(2) 退職給付に係る負債	941, 057	932, 441
	(3) 役員退職慰労引当金	38,842	43, 491
	(4) その他の引当金	247, 805	214, 273
6	再評価に係る繰延税金負債	448, 661	448, 516
0	毎計画に保る様処枕並具頂 負債の部合計	175, 859, 540	178, 220, 203
		170, 003, 040	110, 220, 203
_	(純資産の部)		
1	組合員資本	10, 539, 312	10, 644, 265
	(1) 出資金	3, 812, 184	3, 750, 819
	(2) 利益剰余金	6, 801, 168	6, 944, 650
	(3) 処分未済持分	△73, 437	△50,601
	(4) 子会社の所有する親組合出資金	△603	△603
			406, 761
2	評価・換算差額等	713. 155 1	4(11) 7111
2	評価・換算差額等 (1) その他有価証券評価差額金	713, 155 ^204, 335	
2	(1) その他有価証券評価差額金	△204, 335	△510, 351
2	(1) その他有価証券評価差額金(2) 土地再評価差額金	△204, 335 917, 490	△510, 351 917, 112
2	(1) その他有価証券評価差額金	△204, 335	△510, 351

(6) 連結損益計算書

	A 4. = 5 m	(単位:十円)
¥1	令和5年度	令和6年度
科目	自 令和5年3月 1日 至 令和6年2月29日	自 令和6年3月 1日 至 令和7年2月28日
1 事業総利益		
事業心型 事業収益	3, 932, 025 8, 516, 474	3, 756, 252 8, 680, 278
事業費用	4, 584, 449	4, 924, 026
(1) 信用事業収益	1, 361, 330	1, 480, 573
資金運用収益	1, 257, 787	1, 375, 661
(うち預金利息)	511, 908	659, 163
(うち有価証券利息)	67, 170	68, 483
(うち貸出金利息)	669, 352	646, 315
(うちその他受入利息)	9, 356	1, 699
役務取引等収益	65, 239	66, 302
その他経常収益	38, 304	38, 610
(2) 信用事業費用	278, 983	408, 899
資金調達費用	39, 021	120, 267
(うち貯金利息)	31, 901	113, 029
(うち給付補填備金繰入)	1, 278	1,010
		2, 096
(うち譲渡性貯金利息)	2, 173	2,090
(うち借入金利息)		
(うちその他支払利息)	3, 629	4, 113
役務取引等費用	123, 344	132, 539
その他事業直接費用	116 619	34, 240 121, 853
その他経常費用	116, 618	
信用事業総利益	1, 082, 347	1, 071, 674
(3) 共済事業収益	909, 444	869, 486
共済付加収入	864, 611	819, 553
その他の収益	44, 833	49, 933
(4) 共済事業費用	48, 526	42, 203
共済推進費及び共済保全費	48, 213	41, 910
その他の費用	313	293
共済事業総利益	860, 918	827, 283
(5) 購買事業収益	4,010,020	3, 947, 225
購買品供給高	3, 877, 788	3, 841, 173
その他の収益	132, 232	106, 052
(6) 購買事業費用	2, 931, 023	2, 950, 866
購買品供給原価	2, 881, 246	2, 909, 726
その他の費用	49, 777	41, 140
購買事業総利益	1, 078, 997	996, 359
(7) 販売事業収益	301, 609	334, 162
販売品販売高	-	
販売手数料	270, 223	290, 721
その他の収益	31, 386	43, 441
(8) 販売事業費用	33, 182	42, 500
販売品販売原価	-	
その他の費用	33, 182	42, 500
販売事業総利益	268, 427	291, 662
(9) その他事業収益	1, 934, 071	2, 048, 832
(10) その他事業費用	1, 292, 735	1, 479, 558
その他事業総利益	641, 336	569, 274
2 事業管理費	3, 562, 314	3, 539, 299
(1) 人件費	2, 610, 718	2, 569, 046
(2) その他事業管理費	951, 596	970, 253
事業利益	369, 711	216, 953
3 事業外収益	158, 047	106, 249
(1) 受取雑利息	1	27
(2) 受取出資配当金	149, 301	55, 357
(3) その他の事業外収益	8,745	50, 865
4 事業外費用	55, 885	45, 904
(1) 支払雑利息	-	
(2) その他の事業外費用	55, 885	45, 904
経常利益	471, 873	277, 298
5特別利益	22, 525	<u> </u>
(1) 固定資産処分益	7, 219	
(2) その他の特別利益	15, 306	
6_ 特別損失	52, 540	1, 427
(1) 固定資産処分損	18, 341	524
(2) 減損損失	18, 893	903
(3) その他の特別損失	15, 306	<u> </u>
税金等調整前当期利益	441, 858	275, 871
法人税・住民税及び事業税	45, 928	25, 757
法人税等調整額	16, 972	9, 454
法人税等合計	62, 900	35, 211
当期剰余金	378, 958	240, 660

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書

	1 44-64	(年位・1円/
	令和5年度	令和6年度
科目	│ │ │ │ │ │	「 自 令和6年3月 1日 〕
	し 至 令和6年2月29日 」	し 至 令和7年2月28日 ∫
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	441, 859	265, 645
減価償却費	256, 248	264, 374
減損損失	18, 893	903
のれん勘定償却額	-	_
(学例引当金の増加額) (学例引当金の増加額) (学例引当金の増加額) (学別の対象 (学別の) (学別	A 00 107	△ 108,801
	△ 80, 187	
賞与引当金の増加額	△ 2,512	1, 354
退職給付に係る負債の増加額	△ 67, 984	△ 3,966
その他引当金の増加額	△ 33,750	△ 36, 236
信用事業資金運用収益	△ 1, 257, 781	△ 1,339,722
信用事業資金調達費用	39, 021	116, 154
共済貸付金利息	-	-
共済借入金利息	_	-
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 149, 303	△ 55, 384
支払雑利息	△ 143, 303	△ 55, 564
	_	_
為替差損益		
有価証券関係損益		
外部出資関係損益	20	△ 468
固定資産売却損益	11, 121	524
資産除去債務にかかる増加額	825	840
圧縮損計上以外一般補助金	-	_
持分法による投資損益	-	-
(信用事業活動による資産及び負債の増減)	_	-
貸出金の純増減	△ 1,078,900	△ 745,577
預金の純増減	100,000	△ 1,800,000
貯金の純増減	△ 1, 264, 641	
		1, 853, 365
信用事業借入金の純増減	△ 4,749	△ 2, 215
その他の信用事業資産の純増減	3, 844	△ 9, 208
その他の信用事業負債の純増減	△ 266, 582	297, 564
(共済事業活動による資産及び負債の増減)	=	=
共済貸付金の純増減	-	1
共済借入金の純増減	-	-
共済資金の純増減	△ 758	△ 9,397
未経過共済付加収入の純増減	△ 11, 414	△ 13, 281
その他共済事業資産の増減		
その他共済事業負債の増減	1 0	1, 035
(経済事業活動による資産及び負債の増減)	_	1,000
受取手形及び経済事業未収金の純増減	△ 6,906	△ 8,572
経済受託債権の純増減	54, 596	△ 565, 948
棚卸資産の純増減	55, 947	1, 420
支払手形及び経済事業未払金の純増減	△ 53,676	57, 847
経済受託債務の純増減	141, 409	154, 615
その他経済事業資産の増減	_	_
その他経済事業負債の増減	-	355
(その他の資産及び負債の増減)	=	-
その他の資産の純増減	52, 910	△ 1,758
その他の負債の純増減	12, 167	28, 617
未払消費税等の増減額	12, 107	20, 017
		1 010 000
信用事業資金運用による収入	1, 257, 441	1, 213, 689
信用事業資金調達による支出	△ 41, 953	△ 51,011
共済貸付金利息による収入	=	_
共済借入金利息による支出	-	<u> </u>
事業分量配当金の支払額	△ 60, 171	△ 60, 171
小 計	△ 1, 934, 973	△ 553, 443
雑利息及び出資配当金の受取額	149, 303	55, 384
雑利息の支払額	-	-
法人税等の支払額	△ 42, 267	△ 24, 982
事業活動によるキャッシュ・フロー	$\triangle 42,207$ $\triangle 1,827,938$	\triangle 24, 962 \triangle 523, 040
尹耒 仏駅によるイヤツンユ・ノロー	△ 1,827,938	△ 523, 040

【経営資料】 VI連結情報

科 目	令和 5 年度 (自 令和5年3月 1日 (至 令和6年2月29日)	令和6年度 自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	_	-
有価証券の取得による支出	△ 2, 497, 030	△ 767, 250
有価証券の売却・償還による収入	2, 710, 155	820, 644
補助金の受入れによる収入	15, 306	-
固定資産の取得による支出	△ 374, 320	△ 671,049
固定資産の売却による収入	277, 783	331, 976
有形固定資産の除去による支出	△ 11,090	_
外部出資による支出	△ 240	△ 1,709,990
外部出資の売却等による収入	_	-
連結範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出	-	-
連結範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入	_	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	120, 563	△ 1,995,669
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	_	-
設備借入れによる収入	-	-
設備借入金の返済による支出	_	_
リース債務の返済による支出	△ 7,035	△ 7,035
出資の受入による収入	△ 88, 863	△ 108, 438
出資の払戻しによる支出	21, 423	47, 928
持分の取得による支出	△ 44, 742	△ 48, 087
持分の譲渡による収入	44, 742	48, 087
出資配当金の支払額	△ 37, 381	△ 37, 381
非支配株主への配当金支払額	-	-
連結範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の取得による支出	-	_
連結範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の売却による収入	-	_
その他財務活動による資本の増減	_	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 111,857	△ 104, 927
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
5 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	△ 1,819,231	△ 2,623,638
6 現金及び現金同等物の期首残高	12, 187, 606	10, 368, 374
7 現金及び現金同等物の期末残高	10, 368, 374	7, 744, 736

(8) 連結注記表

【令和5年度】 I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- 連結の範囲に関する事項
- (1) 連結される子会社・子法人等・・・・・・1社 株式会社ジェイエイあぐりんやまがた
- (2) 非連結子会社・子法人等・・・・・・・・該当する会社はありません。
- 2 持分法の適用に関する事項
- (1) 持分法適用の非連結子会社・子法人等・・・・該当する会社はありません。
- (2) 持分法適用の関連法人等・・・・・・・・該当する会社はありません。
- (3) 持分法非適用の非連結子会社・子法人等・・・該当する会社はありません。
- (4) 持分法非適用の関連法人等・・・・・・1社 山形地区カントリーエレベーター組合

持分法非適用の非連結子会社・子法人等及び関連法人等は、当年度純損益 (持分に見合う額) 及び剰余金(持分に見合う額) からみて持分法の対象から 除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いて います。

- 3 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項
- (1) 連結される子会社・子法人等の決算日は次のとおりです。 2月末日・・・1社
- (2) 連結されるすべての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致し ています。
- 4 のれん勘定の償却方法及び償却期間 該当事項はありません。
- 5 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作 成しています。

- 6 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
- (1) 現金及び現金同等物の資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上 の現金及び預金のうち、現金及び預金中の当座預金、普通預金及び通知預金 となっています。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金 額との関係

現金及び預金勘定 101,069,241 壬円 別段預金、定期性預金及び譲渡性預金 90,700,867千円 10.368.374 壬円 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物

- 次に掲げるものの評価基準及び評価方法
- (1) 有価証券 (株式形態の外部出資を含む) の評価基準及び評価方法
 - イ 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

Ⅱ 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- ロ その他有価証券
 - 時価のあるもの

連結決算目の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入 法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - イ 購買品 (肥料、農薬、飼料、出荷資材、温床資材の収量管理品) 総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
 - ロ 購買品 (上記以外)
 - 売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
 - ハ その他の棚卸資産

総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

- 2 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建 物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属 設備及び構築物については定額法を採用しております)。

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用ソフトウェアについては、当 組合及び子会社等における利用可能期間 (5年) に基づく定額法により償却 しています。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しておりま

【令和6年度】

- I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 連結の範囲に関する事項
- (1) 連結される子会社・子法人等・・・・・・1社 株式会社ジェイエイあぐりんやまがた

(2) 非連結子会社・子法人等・・・・・・・・該当する会社はありません。

- 2 持分法の適用に関する事項
- (1) 持分法適用の非連結子会社・子法人等・・・・該当する会社はありません。
- (2) 持分法適用の関連法人等・・・・・・・・該当する会社はありません。
- (3) 持分法非適用の非連結子会社・子法人等・・・該当する会社はありません。
- (4) 持分法非適用の関連法人等・・・・・・1社

山形地区カントリーエレベーター組合

持分法非適用の非連結子会社・子法人等及び関連法人等は、当年度純損益 (持分に見合う額) 及び剰余金(持分に見合う額) からみて持分法の対象から 除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いて います。

- 3 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項
- (1) 連結される子会社・子法人等の決算日は次のとおりです。 2月末日・・・1社
- (2) 連結されるすべての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致し ています。
- 4 のれん勘定の償却方法及び償却期間 該当事項はありません。
- 5 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作 成しています。

- 6 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
- (1) 現金及び現金同等物の資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上 の現金及び預金のうち、現金及び預金中の当座預金、普通預金及び通知預金 となっています

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金 貊レの関係

現金及び預金勘定 100, 245, 603 千円 別段預金、定期性預金及び譲渡性預金 92,500,867千円 7.744.736 壬円

Ⅱ 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 次に掲げるものの評価基準及び評価方法
- (1) 有価証券 (株式形態の外部出資を含む) の評価基準及び評価方法
 - イ 子会社株式及び関連会社株式
 - 移動平均法による原価法
 - ロ その他有価証券
 - 時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入 法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

- 市場価格のない株式等
 - 移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - イ 購買品 (肥料、農薬、飼料、出荷資材、温床資材の収量管理品) 総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
 - ロ 購買品 (上記以外)

売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

ハ その他の棚卸資産

総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

- 2 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建 物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属 設備及び構築物については定額法を採用しております)。

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用ソフトウェアについては、当 組合及び子会社等における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却 しています。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しておりま

3 引当金 (農協法第11条の34第1項に規定する価格変動準備金を含む) の計 ト基準

(1)貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の 償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フロー と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額 を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、担当部署から独立した貸出審査担当部署等が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結 会計期負担分を計上しています。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支 給額を計上しています。

(4) 特例業務負担金引当金

旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充て るため拠出する特例業務負担金の令和6年2月現在における令和14年3月 までの将来見込額を計上しています。

(5) 外部出資等損失引当金

当組合及び子会社等の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資 形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外 のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上 しています。

4 収益及び費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合及び子会社等の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業 における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりで す。

(1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(2) 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(3) 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、 当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っ ております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたっ て充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識していま

(4) 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・ 保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合及び子 会社等は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。 この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足す ることから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

(6)農用地利用調整事業

農地等の所有者から委任を受けて農地等を貸し付ける事業であり、当組合 は利用者との契約に基づき役務を提供する義務を負っています。この利用者 に対する履行義務は、農地等の賃貸借料の受払時点で充足することから、当 3 引当金 (農協法第11条の34第1項に規定する価格変動準備金を含む) の計 ト基準

(1)貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の 償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上していませ

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、担当部署から独立した貸出審査担当部署等が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結 会計期負担分を計上しています。

(3)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支 給額を計上しています。

(4) 特例業務負担金引当金

旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充て るため拠出する特例業務負担金の令和7年2月現在における令和14年3月 までの将来見込額を計上しています。

(5) 外部出資等損失引当金

当組合及び子会社等の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

4 収益及び費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合及び子会社等の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業 における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりで す。

(1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(2) 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(3) 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、 当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っ ております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたっ て充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識していま

(4) 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

(6)農用地利用調整事業

農地等の所有者から委任を受けて農地等を貸し付ける事業であり、当組合 は利用者との契約に基づき役務を提供する義務を負っています。この利用者 に対する履行義務は、農地等の賃貸借料の受払時点で充足することから、当 該時点で収益を認識しています。

(7) 福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護等の介護保険事業や高齢者 生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義 務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点や サービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識していま

(8) 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であ り、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を 負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が 完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

等償却を行っています。

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均

6 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目につ いては「0」で表示しています。

なお、残高がない項目については、「一」で表示しています。

7 その他連結計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合及び子会社等は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相 殺表示を行っています。

また、捐益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行 規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販 売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする 「JA共同計算」を行っており、その計算には、当組合が再委託した全国農 業協同組合連合会山形県本部が販売を行いプール計算する「県域共同計算」 の結果を組み入れています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売 について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概 算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金を計上しています。

当組合では、共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、販売 手数料、倉庫保管料、運搬費等)を計算し、月次において経済受託債権及び 経済受託債務を相殺する会計処理を行うとともに、当組合が受け取る販売手 数料を控除した経済受託債務残高を生産者への精算金として留保し、最終精 **算時に精算金として支払っています。**

(3) 肉用牛長期平均払制度

当組合は、畜産経営の健全経営を図ることを目的とした肉用牛長期平均払 制度を実施しています。当該制度は、貸借対照表のその他の経済事業資産に 含めている「肉用牛長期平均払」勘定を用いて、契約を締結した組合員との 間で生じる販売代金の精算 (入金)、素牛購入代金や飼料代金等の肉用牛の 飼育経費等の精算(出金)を行っているものです。

(4) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している 場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。ま た、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与してい る場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

(5) 退職給付に係る負債又は資産並びに退職給付費用の処理方法

退職給付に係る負債は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計期末に おける退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計期に発生し ていると認められる額を計上しています。

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計期までの期間 に帰属させる方法については、期間定額基準(又は給付算定式基準)によっ ております

ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計期の発生時における職員の平均 残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額 を、それぞれ発生の翌連結会計期から費用処理することとしています。

過去勤務費用については、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一 定の年数(15年)による定額法により費用処理しています。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調 整の上、純資産の部における評価・換算差額等の退職給付に係る調整累計額 に計上しています。

該時点で収益を認識しています。

(7) 福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護等の介護保険事業や高齢者 生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義 務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点や サービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識していま

(8) 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であ り、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を 負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が 完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均 等償却を行っています。

6 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目につ いては「0」で表示しています。

なお、残高がない項目については、「一」で表示しています。

7 その他連結計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合及び子会社等は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相 殺表示を行っています。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行 規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販 売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする 「JA共同計算」を行っており、その計算には、当組合が再委託した全国農 業協同組合連合会山形県本部が販売を行いプール計算する「県域共同計算」 の結果を組み入れています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売 について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概 算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金を計上しています。

当組合では、共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、販売 手数料、倉庫保管料、運搬費等)を計算し、月次において経済受託債権及び 経済受託債務を相殺する会計処理を行うとともに、当組合が受け取る販売手 数料を控除した経済受託債務残高を生産者への精算金として留保し、最終精 算時に精算金として支払っています。

(3) 肉用牛長期平均払制度

当組合は、畜産経営の健全経営を図ることを目的とした肉用牛長期平均払 制度を実施しています。当該制度は、貸借対照表のその他の経済事業資産に 含めている「肉用牛長期平均払」勘定を用いて、契約を締結した組合員との 間で生じる販売代金の精算(入金)、素牛購入代金や飼料代金等の肉用牛の 飼育経費等の精算(出金)を行っているものです。

(4) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している 場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。ま た、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与してい る場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

(5) 退職給付に係る負債又は資産並びに退職給付費用の処理方法

退職給付に係る負債は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計期末に おける退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計期に発生し ていると認められる額を計上しています。

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計期までの期間 に帰属させる方法については、期間定額基準(又は給付算定式基準)によっ ております。

ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計期の発生時における職員の平均 残存勤務期間以内の一定の年数 (10年) による定額法により按分した額 を、それぞれ発生の翌連結会計期から費用処理することとしています。

過去勤務費用については、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一 定の年数(15年)による定額法により費用処理しています。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調 整の上、純資産の部における評価・換算差額等の退職給付に係る調整累計額 に計上しています。

Ⅲ 会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号20 21年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期 首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに 従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用 することとしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

Ⅳ 会計上の見積りに関する注記

- 1 繰延税金資産の回収可能性
- (1) 当連結会計期の計算書類に計上した金額 繰延税金資産(純額) 338,738 千円 (繰延税金負債と相殺前の金額は348,632 千円です。)
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、翌連結会計期以降において将来減算一時差異を利 用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

翌連結会計期以降の課税所得の見積りについては、令和4年1月の理事会において決議した第8次中期経営刷新計画(素案)を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の 影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積り と異なった場合には、翌連結会計期以降の計算書類において認識する繰延税 金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌連結 会計期以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を 与える可能性があります。

- 2 固定資産の減損
- (1) 当連結会計期の計算書類に計上した金額

減損損失 18,893 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引 前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グルー プについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、 他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年1月の理事会において決議した第8次中期経営刷新計画(素案)を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、羽連結会計期以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

- 3 貸倒引当金
- (1) 当連結会計期の計算書類に計上した金額

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - ①算定方法

「II 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3 引当金 (農協法第 11条の34第1項に規定する価格変動準備金を含む)の計上基準」の「(1)貸倒引当金」に記載しています。

②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

③翌連結会計期に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計期に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅲ 会計上の見積りに関する注記

- 1 繰延税金資産の回収可能性
- (1) 当連結会計期の計算書類に計上した金額 繰延税金資産(純額) 329,139 千円 (繰延税金負債と相殺前の金額は 338,613 千円です。)
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、翌連結会計期以降において将来減算一時差異を利 用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

翌連結会計期以降の課税所得の見積りについては、令和6年12月の理事会において決議した第9次中期経営刷新計画(素案)を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の 影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積り と異なった場合には、翌連結会計期以降の計算書類において認識する繰延税 金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌連結会計期以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

- 2 固定資産の減損
- (1) 当連結会計期の計算書類に計上した金額

減損損失 903 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引 前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グルー プについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、 他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和6年12月の理事会において決議した第9次中期経営刷新計画(素案)を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、 関連結会計期以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

- 3 貸倒引当金
- (1) 当連結会計期の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 243,841 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

2) 云司工い。①算定方法

「II 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3 引当金 (農協法第 1 1 条の 3 4 第 1 項に規定する価格変動準備金を含む)の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しています。

②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

③翌連結会計期に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計期に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

V 連結貸借対照表に関する注記

1 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 3,948,966 千円であり、その内訳は次のとおりです。

土地 41,877 千円 建物 1,822,351 千円 機械装置 1,310,513 千円 その他の有形固定資産 774,223 千円

2 担保に供している資産

定期預金のうち、17,206,000 千円をJAバンク基本方針に基づく相互援助預金の担保に、6,000,000 千円を為替決済の担保に、600 千円を指定金融機関等の事務取扱の担保にそれぞれ供しています。

3 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務 親組合の役員に対する金銭債権の総額は73,321千円です。 親組合の役員に対する金銭債務はありません。

IV 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 3,948,687 千円であり、その内訳は次のとおりです。

 土地
 41,877 千円
 建物
 1,822,351 千円

 機械装置
 1,310,513 千円
 その他の有形固定資産
 773,944 千円

2 担保に供している資産

定期預金のうち、17,179,000 千円を J A バンク基本方針に基づく相互援助預金の担保に、6,000,000 千円を為替決済の担保に、600 千円を指定金融機関等の事務取扱の担保にそれぞれ供しています。

3 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務 親組合の役員に対する金銭債権の総額は 96, 190 千円です。 親組合の役員に対する金銭債務はありません。

4 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 544,667 千円、危険債権額は 175,927 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する 債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政 状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りが できない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)で す。

債権のうち、三月以上延滞債権は無く、貸出条件緩和債権額は 93,751 千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三 月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債 権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務 者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、 危險債権及びこ月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は814.346千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- (1) 再評価を行った年月日 平成11年3月31日
- (2) 再評価を行った土地の当連結会計期末における時価の合計額は再評価後の帳 簿価額の合計額を上回っています。
- (3) 同法律第3条3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

4 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 336,407 千円、危険債権額は 168,930 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する 債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政 状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りが できない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)で せ

債権のうち、三月以上延滞債権は無く、貸出条件緩和債権額は 211,970 千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三 月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債 権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務 者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、 危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額及 び貸出条件緩和債権額の合計額は717,308 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- (1) 再評価を行った年月日 平成11年3月31日
- (2) 再評価を行った土地の当連結会計期末における時価の合計額は再評価後の帳 簿価額の合計額を上回っています。
- (3) 同法律第3条3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

VI 連結損益計算書に関する注記

1 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グル ープの概要

当組合及び子会社等では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピング を実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産(遊 休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位と しています。

本店やたい肥センター、ハウス団地等は、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当連結会計期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

コ足相名前が11年以及及人と前上でに固定異生1857年のと40万で万。						
場所	区 分	用途	種 類	その他		
旧ふれあい 山寺店	遊休資産	旧支店事務所	土地	業務外 固定資産		
旧東支店	遊休資産	旧支店事務所	土地	業務外 固定資産		
旧本庄支店	遊休資産	旧支店事務所	土地	業務外 固定資産		
旧あぐりん 本庄SS	遊休資産	旧賃貸施設	土地	業務外 固定資産		
旧半郷集荷場	遊休資産	旧集出荷場	建物および 土地	業務外 固定資産		
旧中川 肥料倉庫	遊休資産	旧資材倉庫	建物および土地	業務外 固定資産		

(2) 減損損失の認識に至った経緯

この度、減損損失を計上した施設は、事業外の施設や遊休資産でありキャッシュ・インフローが発生しないことにより減損の兆候があることから、回収可能額で評価し、帳簿価格との差額を減損損失として認識しています。

V 連結損益計算書に関する注記

1 減損損失に関する注記(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合及び子会社等では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピング を実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産(遊 休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位と しています。

本店やたい肥センター、ハウス団地等は、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当連結会計期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場所	区 分	用途	種 類	その他
旧山辺西部ライス センター	遊休資産	旧籾乾燥調製 施設	土地	業務外 固定資産
旧本庄支店	遊休資産	旧支店事務所	土地	業務外 固定資産
旧あぐりん本庄 SS	遊休資産	旧賃貸施設	土地	業務外 固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

この度、減損損失を計上した施設は、事業外の施設や遊休資産でありキャッシュ・インフローが発生しないことにより減損の兆候があることから、回収可能額で評価し、帳簿価格との差額を減損損失として認識しています。

(3)減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ご との減損損失の内部

(単位: 千円)

		(平位・111)
建物等	土地	合計
-	135	135
-	9, 964	9964
-	159	159
-	94	94
71	7,961	8,033
51	454	505
123	18, 769	18, 893
	- - - - 71 51	- 135 - 9,964 - 159 - 94 71 7,961 51 454

(4) 回収可能額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額を採用しています。

2 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、6,106 千円の棚 卸評価損が含まれています。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ご との減損損失の内訳

(単位:千円)

対象資産	建物等	土地	合計
旧山辺西部ライスセン ター	ı	311	311
旧本庄支店	-	371	371
旧あぐりん本庄SS	_	220	220
合 計	_	903	903

(4) 回収可能額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額を採用しています。

2 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、3,400 千円の棚 卸評価損が含まれています。

Ⅶ 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合及び子会社等は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合及び子会社等が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員 等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行に よってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は債券、投資信託であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債権である経済受託債権は、組合員等の信用リスクに晒されていま

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合及び子会社等は、個別の重要案件又は大口案件については理事会に おいて対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本店に融資審査担当部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。 審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。

②市場リスクの管理

当組合及び子会社等では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。

このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機 敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合及び子会社等で保有している金融商品はすべてトレーディング目 的以外の金融商品です。当組合及び子会社等において、主要なリスク変数 である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のう ちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合及び子会社等では、これらの金融資産及び金融負債について、期 末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、 金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当連結会計期末 現在、指標となる金利が 0.28%上昇したものと想定した場合には、経済価値が 199,533 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、 金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定 額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合及び子会社等では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等

当連結会計期末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず、(3)に記載しています。

VI 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合及び子会社等は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家 組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ 預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運 用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合及び子会社等が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員 等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行に よってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は債券、投資信託であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債権である経済受託債権は、組合員等の信用リスクに晒されています

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合及び子会社等は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本店に融資審査担当部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。

②市場リスクの管理

当組合及び子会社等では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。

このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機 敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合及び子会社等で保有している金融商品はすべてトレーディング目 的以外の金融商品です。当組合及び子会社等において、主要なリスク変数 である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のう ちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合及び子会社等では、これらの金融資産及び金融負債について、期 末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、 金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当連結会計期末 現在、指標となる金利が 0.98%上昇したものと想定した場合には、経済価値が 265,741 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、 金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定 額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合及び子会社等では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等

当連結会計期末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、 次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず、(3)に記載しています。

			(単位:千円)
	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	100, 219, 996	100, 178, 157	△41,839
有価証券 その他有価証券	6, 493, 210	6, 493, 210	_
貸出金	60, 263, 864		
貸倒引当金 (注)	△321, 885		
貸倒引当金控除後	59, 941, 979	60, 259, 804	317, 825
経済受託債権	1, 699, 603	1, 699, 603	_
資 産 計	168, 354, 788	168, 630, 774	275, 985
貯金	167, 846, 854	167, 775, 875	△70, 979
譲渡性貯金	3, 991, 863	3, 991, 825	△38
負 債 計	171, 838, 717	171, 767, 700	△71,017

(注)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。 (2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当 該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレー トである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 。以下「O I S」と いう。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定してい ます。

②有価証券

有価証券について、国債については、活発な市場における無調整の相場価 格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用い ています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約ま たは買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要 な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、 貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近 似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、 元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額 から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳 簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

4)経済受託債権

経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ 等しいことから、当該帳簿価額によっています

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳 簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金及び譲渡性貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を 時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシ ユ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価 値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価 情報には含まれていません。

	(十四・111)
	連結貸借対照表計上額
外部出資	8, 506, 087

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算目後の償還予定額

					(牛	位:十円)
	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超
	1 平以四	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	3 平旭
預金	100, 219, 996					
有価証券(注1)						
その他有価証券の うち満期があるもの	100, 000	200, 000	803, 970	600, 000	800, 000	4, 100, 000
貸出金(注2,3)	5, 383, 996	3, 785, 643	3, 859, 408	3, 423, 375	3, 247, 918	40, 252, 317
経済受託債権	1, 699, 603					
合 計	107, 403, 595	3, 985, 643	4, 663, 378	4, 023, 375	4, 047, 918	44, 352, 317

- (注1) 有価証券の連結決算日後の償還予定額については、元本(額面) べ スでの償還予定額を記載していますので、連結貸借対照表額とは一致し ません。
- (注2) 貸出金のうち、当座貸越920,022 千円については「1年以内」に含め ています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に 含めています。
- (注3)貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 370,305 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

			(単位:千円)
	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	99, 580, 921	99, 347, 557	△233, 364
有価証券 その他有価証券	6, 133, 800	6, 133, 800	
貸出金	61, 009, 442		
貸倒引当金 (注)	△195, 699		
貸倒引当金控除後	60, 813, 743	60, 662, 725	△151,018
経済受託債権	2, 265, 552	2, 265, 552	
資 産 計	168, 794, 016	168, 409, 634	△384, 383
貯金	171, 035, 628	170, 607, 603	△428, 025
譲渡性貯金	2, 656, 454	2, 653, 768	△2, 686
負 債 計	173, 692, 082	173, 261, 371	△430, 712

(注)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当 該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレー トである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 。以下「O I S」と いう。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定してい ます。

②有価証券

有価証券について、国債については、活発な市場における無調整の相場価 格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用い ています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約ま たは買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要 な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場 合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、 貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近 似していることから当該帳簿価額によっています。

方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、 元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額 から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳 簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④経済受託債権

経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ 等しいことから、当該帳簿価額によっています

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳 簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金及び譲渡性貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を 時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシ ュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価 値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価 情報には含まれていません。

(単位: 千円)

	連結貸借対照表計上額
外部出資	10, 161, 132

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

					(単	位:千円)
	1年以内	1 年超 2 年以内	2年超 3年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5年超
			9 TWL1	4 TW11	0 TWI	
預金	99, 580, 921	_	_	_	_	_
有価証券(注1)						
その他有価証券の うち満期があるもの	200 000	649, 020	600, 000	800, 000	300, 000	4, 000, 000
貸出金(注2,3)	5, 327, 366	3, 860, 613	3, 652, 927	3, 507, 850	3, 297, 311	41, 164, 099
経済受託債権	2, 265, 552					
合 計	107, 373, 839	4 509 633	4. 252. 927	4, 307, 850	3.597.311	45, 164, 099

- (注1) 有価証券の連結決算日後の償還予定額については、元本(額面)べ スでの償還予定額を記載していますので、連結貸借対照表額とは一致し ません
- (注2) 貸出金のうち、当座貸越1,230,508千円については「1年以内」に含 めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」 に含めています。
- (注3) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 246,571 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(畄位・壬田)

(十四:111)						
	1 /EDIH	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超
	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	り午旭
貯金 (注)	159, 769, 986	4, 280, 178	2, 590, 689	321, 672	849, 057	35, 270
譲渡性貯金	3, 991, 863	-	-	_	_	-
合 計	163, 761, 849	4, 280, 178	2, 590, 689	321, 672	849, 057	35, 270
			_			

(注) 貯金のうち要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

(5) 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位:千円) 2年超 3年超 4年超 5年紹 1年以内 2年以内 3年以内 4年以内 5年以内 貯金(注) 159, 960, 837 2, 665, 781 3, 967, 697 815, 808 3, 613, 992 11,510 譲渡性貯金 2,656,454 162, 617, 291 2, 665, 781 合 計 3, 967, 697 815, 808 3, 613, 992 11, 510

(注) 貯金のうち要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています

Ⅲ 有価証券に関する注記

- 1 有価証券の時価及び評価差額に関する事項
 - 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。
- (1) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価また は償却原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

				(単位:十円)
種	類	連結貸借対照 表計上額	取得原価又は 償却減価	評価差額
連結貸借対	国債	644, 100	612, 004	32, 095
照表計上額	地方債	1, 749, 880	1, 701, 984	47, 895
が取得原価	政府保証債	-	I	-
または償却	社債	821, 910	800, 119	21,790
原価を超え	受益証券	_	1	-
るもの	小 計	3, 215, 890	3, 114, 107	101, 782
連結貸借対	国債	1, 806, 210	1, 981, 269	△175,059
照表計上額	地方債	298, 760	300, 000	△1,240
が取得原価	政府保証債	94, 360	100, 000	△5, 640
または償却	社債	574, 020	602, 168	△28, 148
原価を超え	受益証券	503, 970	600,000	△96,030
ないもの	小 計	3, 277, 320	3, 583, 437	△306, 117
合	計	6, 493, 210	6, 493, 210	△204, 335

- (注) 上記の差額△204,335 千円が、「その他有価証券評価差額金」として計上 されています。
- 2 当連結会計期中に売却したその他有価証券

当連結会計期中に売却したその他有価証券はありません。

- 3 当連結会計期中において、保有目的が変更となった有価証券 当連結会計期中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。
- 4 当連結会計期中において、減損処理した有価証券 当連結会計期中において、減損処理した有価証券はありません。

- Ⅵ 有価証券に関する注記 有価証券の時価及び評価差額に関する事項
 - 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。
 - (1) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価また は償却原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位・壬田)

				(十匹・111)
種	類	連結貸借対照 表計上額	取得原価又は 償却減価	評価差額
連結貸借対	国債	621, 840	609, 520	12, 319
照表計上額	地方債	1, 108, 700	1, 100, 855	7, 844
が取得原価	政府保証債	_	ı	I
または償却	社債	606, 240	600, 090	6, 149
原価を超え	受益証券	_	_	_
るもの	小 計	2, 336, 780	2, 310, 466	26, 313
連結貸借対	国債	1, 851, 260	2, 181, 673	△330, 413
照表計上額	地方債	875, 030,	900, 000	△24, 970
が取得原価	政府保証債	88, 940	100, 000	△11,060
または償却	社債	632, 770	702, 011	△69, 241
原価を超え	受益証券	349, 020	450, 000	△100, 980
ないもの	小 計	3, 797, 020	4, 333, 685	△536, 665
合	計	6, 133, 800	6, 644, 151	△510, 351
(33.3 L dos 3	twist A E 4 0 O E 4 -		to he are NA art he at the	

- (注)上記の差額△510.351 千円が、「その他有価証券評価差額金」として計上 されています。
- 2 当連結会計期中に売却したその他有価証券

当連結会計期中に売却したその他有価証券は、次のとおりです。

種 類	売却額	売却益	売却損
受益証券	115, 760	1	34, 240

- 3 当連結会計期中において、保有目的が変更となった有価証券 当連結会計期中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。
- 4 当連結会計期中において、減損処理した有価証券 当連結会計期中において、減損処理した有価証券はありません。

IX 退職給付に関する注記

1 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用 しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるた め全共連との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

2 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2, 359, 615 千円
勤務費用	96, 798 千円
利息費用	18, 113 千円
数理計算上の差異の当期発生額	△24, 484 千円
退職給付の支払額	△218, 264 千円
期末における退職給付債務	2,231,777 千円

3 年

金資産の期首残高と期末残高の調整表	
期首における年金資産	1,417,812 千円
期待運用収益	17,722 千円
数理計算上の差異の当期発生額	△2,453 千円
確定給付型年金制度への拠出金	51,472 千円
退職給付の支払額	△89,674 千円
期末における年金資産	1,394,878 千円

4 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付 に係る負債の調整表

退職給付債務 2,231,777 千円 確定給付型年金制度 △1,394,878 千円 未積立退職給付債務 836,899 千円 未認識過去勤務費用 4,553 千円 未認識数理計算上の差異 △2,181 千円 連結貸借対照表に計上された資産と負債の純額 839, 271 千円 退職給付に係る負債 839, 271 千円

Ⅲ 退職給付に関する注記

1 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用 しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるた め全共連との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

2 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,231,777 千円
勤務費用	92,996 千円
利息費用	15,875 千円
数理計算上の差異の当期発生額	△22, 213 千円
退職給付の支払額	△102,590 千円
期末における退職給付債務	2, 231, 777 千円

3 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,394,878 千円
期待運用収益	17, 435 千円
数理計算上の差異の当期発生額	△1,309 千円
確定給付型年金制度への拠出金	49,450 千円
退職給付の支払額	△39,993 千円
期末における年金資産	1,420,462 千円

4 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付 に係る負債の調整表

退職給付債務	2,215,846 千円
確定給付型年金制度	△1,420,462 千円
未積立退職給付債務	795, 383 千円
未認識過去勤務費用	_
未認識数理計算上の差異	24,375 千円
連結貸借対照表に計上された資産と負債の純額	820, 119 千円
退職給付に係る負債	820, 119 千円

5	退職給付費用及びその内訳項目の金額		5	退職給付費用及びその内訳項目の金額	
	勤務費用(注)	96, 222 千円		勤務費用(注)	92, 425 千円
	利息費用(注)	18,065 千円		利息費用(注)	15,823 千円
	期待運用収益	△17,722 千円		期待運用収益	△17, 435 千円
	数理計算上の差異の費用処理額	9,070 千円		数理計算上の差異の費用処理額	6,012 千円
	級性計算工の差異の責用処理額 過去勤務費用の費用処理額	9,070 1 円 △4,553 千円		過去勤務費用の費用処理額	△4,553 千円
	合 計	101,082 千円		合 計	92,271 千円
	(注) 出向者に係る負担額を控除しています。			(注) 出向者に係る負担額を控除しています。	
6	年金資産の主な内訳		6	年金資産の主な内訳	
U	年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次の	レセルです	0	年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次の	トセルです
	. —				
	一般勘定	100%		一般勘定	100%
			ļ _		
7	長期期待運用収益率の設定方法に関する記載		7	長期期待運用収益率の設定方法に関する記載	
	年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、理	見在及び予想される年金資		年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、明	!在及び予想される年金資
	産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在	E及び将来期待される長期		産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在	及び将来期待される長期
	の収益率を考慮しています。			の収益率を考慮しています。	
8	割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項		8	割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項	
	割引率	0.818%		割引率	0.818%
	長期期待運用収益率	1.25%		長期期待運用収益率	1. 25%
	過去勤務費用の処理年数	15 年		過去勤務費用の処理年数	15 年
	数理計算上の差異の償却年数	10年		数理計算上の差異の償却年数	10年
		20 1			±9 1
9	特例業務負担金の将来見込額		9	特例業務負担金の将来見込額	
	人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度)	及び農林漁業団体職員共落		人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及	び農林漁業団体職員共済
	組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済総			組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組	
	律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)			##日前後の献日を図るための展析点来団体職員共併報 律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)	
	に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金2	0,119 下内を召めて計上し		に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金28	0,248 下内を召めて計上し
	ています。	7 4 4 4 4 6 6 7 7 7 7 7		ています。	7 / 5-11 / 5 - 2 - 2
	なお、同組合より示された令和6年2月現在におけ			なお、同組合より示された令和7年2月現在におけ	
	例業務負担金の将来見込額は、227,933 千円となって	います。		例業務負担金の将来見込額は、201,408 千円となって	ハます。
	전투 B 스타트메뉴 7 스타			전시 B 스타 (- B) 그 경우	
	税効果会計に関する注記	⇒n	_	税効果会計に関する注記	₹n
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内	武	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内	武
	繰延税金資産			繰延税金資産	
	退職給付に係る負債	267,014 千円		退職給付に係る負債	265, 326 千円
	減損損失	155,856 千円		減損損失	146,054 千円
	特例業務負担金引当金	68,542 千円		特例業務負担金引当金	59,268 千円
	貸倒引当金	41,614 千円		貸倒引当金	13,534 千円
	賞与引当金	28,043 千円		賞与引当金	28,487 千円
	資産除去債務	23, 179 千円		資産除去債務	23, 324 千円
	役員退職慰労引当金	9,547 千円		役員退職慰労引当金	11,475 千円
	借地権	14, 126 千円		借地権	15, 106 千円
	その他有価証券評価損	56,519 千円		その他有価証券評価損	141, 163 千円
	- 1-11-11-11				141, 163 千円 △2, 940 千円
	その他	5,884 千円		その他	_ ,
	繰延税金資産小計	670,328 千円		繰延税金資産小計	700,801 千円
	評価性引当額	△321,696 千円		評価性引当額	△362, 187 千円
	繰延税金資産合計 (A)	348,632 千円		繰延税金資産合計 (A)	338,613 千円
	繰延税金負債			繰延税金負債	
	全農合併交付金	△988 千円		全農合併交付金	△988 千円
	有形固定資産(資産除去費用)	△8,905 千円	1		
		△0,900 □		有形固定資産(資産除去費用)	△8, 494 千円
	繰延税金負債合計 (B)	△9,894 千円		有形固定資産(資産除去費用) 繰延税金負債合計(B)	
					△8,494 千円
	繰延税金負債合計 (B)	△9,894 千円		繰延税金負債合計 (B)	△8, 494 千円 △9, 473 千円
2	繰延税金負債合計 (B) 繰延税金資産の純額 (A) + (B) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	△9, 894 千円 338, 738 千円	2	繰延税金負債合計 (B) 繰延税金資産の純額 (A) + (B) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	△8, 494 千円 △9, 473 千円 329, 129 千円
2	繰延税金負債合計 (B) 繰延税金資産の純額 (A) + (B) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率	△9,894 千円	2	繰延税金負債合計 (B) 繰延税金資産の純額 (A) + (B)	△8, 494 千円 △9, 473 千円
2	繰延税金負債合計 (B) 繰延税金資産の純額 (A) + (B) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	△9, 894 千円 338, 738 千円	2	繰延税金負債合計 (B) 繰延税金資産の純額 (A) + (B) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	△8, 494 千円 △9, 473 千円 329, 129 千円
2	繰延税金負債合計 (B) 繰延税金資産の純額 (A) + (B) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率	△9, 894 千円 338, 738 千円	2	繰延税金負債合計 (B) 繰延税金資産の純額 (A) + (B) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率	△8, 494 千円 △9, 473 千円 329, 129 千円
2	繰延税金負債合計 (B) 繰延税金資産の純額 (A) + (B) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率 (調整)	△9,894 千円 338,738 千円 27.66%	2	繰延税金負債合計 (B) 繰延税金資産の純額 (A) + (B) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率 (調整)	△8, 494 千円 △9, 473 千円 329, 129 千円 27, 66%
2	繰延税金負債合計(B)繰延税金資産の純額(A)+(B)法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率 (調整)交際費等永久に損金に算入されない項目	△9,894 千円 338,738 千円 27.66% 4.28%	2	繰延税金負債合計(B)繰延税金資産の純額(A) + (B)法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率 (調整)交際費等永久に損金に算入されない項目	△8, 494 千円 △9, 473 千円 329, 129 千円 27. 66% 7. 25%
2	繰延税金負債合計 (B) 繰延税金資産の純額 (A) + (B) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 事業分量配当等の損金に算入される項目	△9,894 千円 338,738 千円 27.66% 4.28% △5.33% △4.14%	2	繰延税金負債合計 (B) 繰延税金資産の純額 (A) + (B) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 事業分量配当等の損金に算入される項目	△8, 494 千円 △9, 473 千円 329, 129 千円 27. 66% 7. 25% △3. 58% △7. 09%
2	繰延税金負債合計 (B) 繰延税金資産の純額 (A) + (B) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 事業分量配当等の損金に算入される項目 住民税均等割等	△9,894 千円 338,738 千円 27.66% 4.28% △5.33% △4.14% 1.22%	2	繰延税金負債合計 (B) 繰延税金資産の純額 (A) + (B) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 事業分量配当等の損金に算入される項目 住民税均等割等	△8, 494 千円 △9, 473 千円 329, 129 千円 27. 66% 7. 25% △3. 58% △7. 09% 2. 09%
2	繰延税金負債合計 (B) 繰延税金資産の純額 (A) + (B) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 事業分量配当等の損金に算入される項目 住民税均等割等 評価性引当額の増減	△9,894 千円 338,738 千円 27.66% 4.28% △5.33% △4.14% 1.22% △10.37%	2	繰延税金負債合計 (B) 繰延税金資産の純額 (A) + (B) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 事業分量配当等の損金に算入される項目 住民税均等割等 評価性引当額の増減	△8, 494 千円 △9, 473 千円 329, 129 千円 27. 66% 7. 25% △3. 58% △7. 09% △18. 80%
2	繰延税金負債合計 (B) 繰延税金資産の純額 (A) + (B) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 事業分量配当等の損金に算入される項目 住民税均等割等 評価性引当額の増減 法人税額の特別控除	△9,894 千円 338,738 千円 27.66% 4.28% △5.33% △4.14% 1.22% △10.37% △0.40%	2	繰延税金負債合計 (B) 繰延税金資産の純額 (A) + (B) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 事業分量配当等の損金に算入される項目 住民税均等割等 評価性引当額の増減 法人税額の特別控除	△8, 494 千円 △9, 473 千円 329, 129 千円 27. 66% 7. 25% △3. 58% △7. 09% 2. 09%
2	繰延税金負債合計 (B) 繰延税金資産の純額 (A) + (B) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 事業分量配当等の損金に算入される項目 住民税均等割等 評価性引当額の増減 法人税額の特別控除 過年度法人税、住民税及び事業税	△9,894 千円 338,738 千円 27.66% 4.28% △5.33% △4.14% 1.22% △10.37% △0.40% △3.79%	2	繰延税金負債合計 (B) 繰延税金資産の純額 (A) + (B) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 事業分量配当等の損金に算入される項目 住民税均等割等 評価性引当額の増減 法人税額の特別控除 過年度法人税、住民税及び事業税	△8, 494 千円 △9, 473 千円 329, 129 千円 27. 66% 7. 25% △3. 58% △7. 09% 2. 09% △18. 80% △0. 03%
2	繰延税金負債合計 (B) 繰延税金資産の純額 (A) + (B) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 事業分量配当等の損金に算入される項目 住民税均等割等 評価性引当額の増減 法人税額の特別控除 過年度法人税、住民税及び事業税 その他	△9,894 千円 338,738 千円 27.66% 4.28% △5.33% △4.14% 1.22% △10.37% △0.40% △3.79% 1.47%	2	繰延税金負債合計 (B) 繰延税金資産の純額 (A) + (B) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 事業分量配当等の損金に算入される項目 住民税均等割等 評価性引当額の増減 法人税額の特別控除 過年度法人稅、住民稅及び事業稅 その他	△8, 494 千円 △9, 473 千円 329, 129 千円 27. 66% 7. 25% △3. 58% △7. 09% △18.80% △0. 03% — △0. 68%
2	繰延税金負債合計 (B) 繰延税金資産の純額 (A) + (B) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 事業分量配当等の損金に算入される項目 住民税均等割等 評価性引当額の増減 法人税額の特別控除 過年度法人税、住民税及び事業税	△9,894 千円 338,738 千円 27.66% 4.28% △5.33% △4.14% 1.22% △10.37% △0.40% △3.79%	2	繰延税金負債合計 (B) 繰延税金資産の純額 (A) + (B) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 事業分量配当等の損金に算入される項目 住民税均等割等 評価性引当額の増減 法人税額の特別控除 過年度法人税、住民税及び事業税	△8, 494 千円 △9, 473 千円 329, 129 千円 27. 66% 7. 25% △3. 58% △7. 09% 2. 09% △18. 80% △0. 03%
	繰延税金負債合計 (B) 繰延税金資産の純額 (A) + (B) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 事業分量配当等の損金に算入される項目 住民税均等割等 評価性引当額の増減 法人税額の特別控除 過年度法人稅、住民稅及び事業稅 その他 税効果会計適用後の法人税等の負担率	△9,894 千円 338,738 千円 27.66% 4.28% △5.33% △4.14% 1.22% △10.37% △0.40% △3.79% 1.47%		繰延税金負債合計 (B) 繰延税金資産の純額 (A) + (B) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 事業分量配当等の損金に算入される項目 住民税均等割等 評価性引当額の増減 法人税額の特別控除 過年度法人税、住民税及び事業税 その他 税効果会計適用後の法人税等の負担率	△8, 494 千円 △9, 473 千円 329, 129 千円 27. 66% 7. 25% △3. 58% △7. 09% △18. 80% △0. 03% — △0. 68%
	繰延税金負債合計 (B) 繰延税金資産の純額 (A) + (B) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 事業分量配当等の損金に算入される項目 住民税均等割等 評価性引当額の増減 法人税額の特別控除 過年度法人税、住民税及び事業税 その他 税効果会計適用後の法人税等の負担率	△9,894 千円 338,738 千円 27.66% 4.28% △5.33% △4.14% 1.22% △10.37% △0.40% △3.79% 1.47% 10.61%		繰延税金負債合計 (B) 繰延税金資産の純額 (A) + (B) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 事業分量配当等の損金に算入される項目 住民税均等割等 評価性引当額の増減 法人税額の特別控除 過年度法人税、住民税及び事業税 その他 税効果会計適用後の法人税等の負担率	△8, 494 千円 △9, 473 千円 329, 129 千円 27. 66% 7. 25% △3. 58% △7. 09% 2. 09% △18. 80% △0. 03% — △0. 68% 6. 82%
	繰延税金負債合計 (B) 繰延税金資産の純額 (A) + (B) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 事業分量配当等の損金に算入される項目 住民税均等割等 評価性引当額の増減 法人税額の特別控除 過年度法人税、住民税及び事業税 その他 税効果会計適用後の法人税等の負担率 収益認識に関する注記 「Ⅱ 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の	 △9,894 千円 338,738 千円 27.66% 4.28% △5.33% △4.14% 1.22% △10.37% △0.40% △3.79% 1.47% 10.61% 		繰延税金負債合計 (B) 繰延税金資産の純額 (A) + (B) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 事業分量配当等の損金に算入される項目 住民税均等割等 評価性引当額の増減 法人税額の特別控除 過年度法人税、住民税及び事業税 その他 税効果会計適用後の法人税等の負担率 収益認識に関する注記 「Ⅱ 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の	△8, 494 千円 △9, 473 千円 329, 129 千円 27. 66% 7. 25% △3. 58% △7. 09% △1. 09% △18. 80% △0. 03% — △0. 68% 6. 82%
	繰延税金負債合計 (B) 繰延税金資産の純額 (A) + (B) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 事業分量配当等の損金に算入される項目 住民税均等割等 評価性引当額の増減 法人税額の特別控除 過年度法人税、住民税及び事業税 その他 税効果会計適用後の法人税等の負担率	 △9,894 千円 338,738 千円 27.66% 4.28% △5.33% △4.14% 1.22% △10.37% △0.40% △3.79% 1.47% 10.61% 		繰延税金負債合計 (B) 繰延税金資産の純額 (A) + (B) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 事業分量配当等の損金に算入される項目 住民税均等割等 評価性引当額の増減 法人税額の特別控除 過年度法人税、住民税及び事業税 その他 税効果会計適用後の法人税等の負担率	△8, 494 千円 △9, 473 千円 329, 129 千円 27. 66% 7. 25% △3. 58% △7. 09% △1. 09% △18. 80% △0. 03% — △0. 68% 6. 82%
хі	繰延税金負債合計 (B) 繰延税金資産の純額 (A) + (B) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 事業分量配当等の損金に算入される項目 住民税均等割等 評価性引当額の増減 法人税額の特別控除 過年度法人税、住民税及び事業税 その他 税効果会計適用後の法人税等の負担率 収益認識に関する注記 「Ⅱ 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の	 △9,894 千円 338,738 千円 27.66% 4.28% △5.33% △4.14% 1.22% △10.37% △0.40% △3.79% 1.47% 10.61% 	x	繰延税金負債合計 (B) 繰延税金資産の純額 (A) + (B) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 事業分量配当等の損金に算入される項目 住民税均等割等 評価性引当額の増減 法人税額の特別控除 過年度法人税、住民税及び事業税 その他 税効果会計適用後の法人税等の負担率 収益認識に関する注記 「Ⅱ 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の	△8, 494 千円 △9, 473 千円 329, 129 千円 27. 66% 7. 25% △3. 58% △7. 09% △1. 09% △18. 80% △0. 03% — △0. 68% 6. 82%
хі	繰延税金負債合計 (B) 繰延税金資産の純額 (A) + (B) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 事業分量配当等の損金に算入される項目 住民税均等割等 評価性引当額の増減 法人税額の特別控除 過年度法人稅、住民稅及び事業稅 その他 税効果会計適用後の法人税等の負担率 収益認識に関する注記 「Ⅱ 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の 基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略 その他の注記	△9,894 千円 338,738 千円 27.66% 4.28% △5.33% △4.14% 1.22% △10.37% △0.40% △3.79% 1.47% 10.61% 「4 収益及び費用の計上 こしております。	x	繰延税金負債合計 (B) 繰延税金資産の純額 (A) + (B) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 事業分量配当等の損金に算入される項目 住民税均等割等 評価性引当額の増減 法人税額の特別控除 過年度法人稅、住民稅及び事業稅 その他 税効果会計適用後の法人税等の負担率 収益認識に関する注記 「Ⅱ 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の 基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略 その他の注記	△8,494 千円 △9,473 千円 329,129 千円 27.66% 7.25% △3.58% △7.09% △18.80% △0.03% — △0.68% 6.82% 「4 収益及び費用の計上 しております。
XI	繰延税金負債合計 (B) 繰延税金資産の純額 (A) + (B) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 事業分量配当等の損金に算入される項目 住民税均等割等 評価性引当額の増減 法人税額の特別控除 過年度法人税、住民税及び事業税 その他 税効果会計適用後の法人税等の負担率 収益認識に関する注記 「Ⅱ 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の 基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略 その他の注記 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上している	△9,894 千円 338,738 千円 27.66% 4.28% △5.33% △4.14% 1.22% △10.37% △0.40% △3.79% 1.47% 10.61% 「4 収益及び費用の計上 こしております。	x	繰延税金負債合計 (B) 繰延税金資産の純額 (A) + (B) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 事業分量配当等の損金に算入される項目 住民税均等割等 評価性引当額の増減 法人税額の特別控除 過年度法人稅、住民稅及び事業稅 その他 税効果会計適用後の法人税等の負担率 収益認識に関する注記 「Ⅱ 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の 基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略 その他の注記 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上している	△8,494 千円 △9,473 千円 329,129 千円 27.66% 7.25% △3.58% △7.09% △18.80% △0.03% — △0.68% 6.82% 「4 収益及び費用の計上 しております。
XI	繰延税金負債合計 (B) 繰延税金資産の純額 (A) + (B) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因法定実効税率 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 事業分量配当等の損金に算入される項目 住民税均等割等 評価性引当額の増減 法人税額の特別控除 過年度法人税、住民税及び事業税 その他 税効果会計適用後の法人税等の負担率 収益認識に関する注記 「Ⅱ 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の 基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略 その他の注記 資産除去債務の 5 ち連結貸借対照表に計上している 当該資産除去債務の 長期額 (A) + (B)	△9,894 千円 338,738 千円 27.66% 4.28% △5.33% △4.14% 1.22% △10.37% △0.40% △3.79% 1.47% 10.61%	x	繰延税金負債合計(B) 繰延税金資産の純額(A) + (B) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 事業分量配当等の損金に算入される項目 住民税均等割等 評価性引当額の増減 法人税額の特別控除 過年度法人税、住民税及び事業税 その他 税効果会計適用後の法人税等の負担率 「II 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の 基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略 その他の注記 資産除去債務の、5・連結貸借対照表に計上している 当該資産除去債務の概要	△8, 494 千円 △9, 473 千円 329, 129 千円 27. 66% 7. 25% △3. 58% △7. 09% 2. 09% △18. 80% △0. 03% — △0. 68% 6. 82% 「4 収益及び費用の計上 しております。
XI	繰延税金負債合計 (B) 繰延税金資産の純額 (A) + (B) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因法定実効税率 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 事業分量配当等の損金に算入される項目 住民税均等割等 評価性引当額の増減 法人税額の特別控除 過年度法人税、住民税及び事業税 その他 税効果会計適用後の法人税等の負担率 収益認識に関する注記 「Ⅱ 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の 基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略 その他の注記 資産除去債務の・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	△9,894 千円 338,738 千円 27.66% 4.28% △5.33% △4.14% 1.22% △10.37% △0.40% △3.79% 1.47% 10.61% 「4 収益及び費用の計上 こしております。	x	繰延税金負債合計(B) 繰延税金資産の純額(A) + (B) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 事業分量配当等の損金に算入される項目 住民税均等割等 評価性引当額の増減 法人税額の特別控除 過年度法人税、住民税及び事業税 その他 税効果会計適用後の法人税等の負担率 収益認識に関する注記 「Ⅱ 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の 基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略 その他の注記 資産除去債務の・長の、機関の、 資産除去債務の・制理の、 をの他の注記 資産除去債務の・制理の、 資産に対している。 当該資産除去債務の・制理の、 当組合及び子会社等の施設の一部は、設置の際に土	△8, 494 千円 △9, 473 千円 329, 129 千円 27. 66% 7. 25% △3. 58% △7. 09% △1. 09% △18. 80% △0. 03% — △0. 68% 6. 82% 「4 収益及び費用の計上 しております。
XI	繰延税金負債合計 (B) 繰延税金資産の純額 (A) + (B) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因法定実効税率 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 事業分量配当等の損金に算入される項目 住民税均等割等 評価性引当額の増減 法人税額の特別控除 過年度法人税、住民税及び事業税 その他 税効果会計適用後の法人税等の負担率 収益認識に関する注記 「Ⅱ 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の 基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略 その他の注記 資産除去債務の 5 ち連結貸借対照表に計上している 当該資産除去債務の 長期額 (A) + (B)	△9,894 千円 338,738 千円 27.66% 4.28% △5.33% △4.14% 1.22% △10.37% △0.40% △3.79% 1.47% 10.61% 「4 収益及び費用の計上 こしております。	x	繰延税金負債合計(B) 繰延税金資産の純額(A) + (B) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 事業分量配当等の損金に算入される項目 住民税均等割等 評価性引当額の増減 法人税額の特別控除 過年度法人税、住民税及び事業税 その他 税効果会計適用後の法人税等の負担率 「II 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の 基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略 その他の注記 資産除去債務の、5・連結貸借対照表に計上している 当該資産除去債務の概要	△8, 494 千円 △9, 473 千円 329, 129 千円 27. 66% 7. 25% △3. 58% △7. 09% △18. 80% △0. 03% — △0. 68% 6. 82% 「4 収益及び費用の計上 しております。

【経営資料】 VI連結情報

2 当該資産除去債務の金額の算定方法 資産除去債務の免額の算定方法 資産除去債務の総額の増減

期首残高 112,348 千円 時の経過による調整額 825 千円 資産除去債務の履行による減少額 \triangle 11,090 千円 期末残高 102,084 千円

は 0.17%~2.24%を採用しています。

3 当連結会計期末における当該資産除去債務の総額の増減 期首残高 102,084 千円 時の経過による調整額 840 千円 期末残高 102,924 千円

(9) 連結剰余金計算書

(単位:千円)

	科目	令和5年度	令和6年度
	(資本剰余金の部)		
1	資本剰余金期首残高	_	-
2	資本剰余金増加高	-	-
3	資本剰余金減少高	-	_
4	資本剰余金期末残高	-	_
	(利益剰余金の部)		
1	利益剰余金期首残高	6, 507, 025	6, 801, 168
2	利益剰余金増加高	391, 614	241,036
	当期剰余金	378, 958	240, 659
	土地再評価差額金取崩額	12, 656	377
3	利益剰余金減少高	97, 472	97, 553
	配当金	97, 472	97, 553
4	利益剰余金期末残高	6, 801, 168	6, 944, 651

(10) 農協法に基づく開示債権

(単位:百万円)

区分	令和5年度	令和6年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	544	336	△208
危険債権額	175	169	△6
要管理債権額	93	93	212
三月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	93	93	212
小計	812	812	717
正常債権額	59, 586	59, 586	60, 397
合 計	60, 398	60, 398	61, 114

(注) 1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債 権をいいます。 2 危険債権

心疾順権 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りがで きない可能性の高い債権をいいます。

- 3 要管理債権
 - 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5.「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
- 4 三月以上延滞債権

- 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

- 5 貸出条件緩和債権
 - 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利 となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
- 6 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(11) 連結事業年度の事業別経常収益等

				(単位・1円)
区	分	項目	令和5年度	令和6年度
		事業収益	1, 361, 329	1, 480, 574
信用事業		経常利益	367, 275	335, 779
		資産の額	168, 140, 746	167, 964, 640
		事業収益	909, 443	869, 487
共済事業		経常利益	183, 204	144, 134
		資産の額	675	702
		事業収益	6, 245, 702	6, 330, 222
その他事業		経常利益	△ 78,606	△ 202,615
		資産の額	18, 970, 586	21, 305, 893
		事業収益	8, 516, 474	8, 680, 283
合	計	経常利益	471, 873	277, 298
		資産の額	187, 112, 007	189, 271, 235

2. 連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

令和7年2月末における連結自己資本比率は、12.64%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項目	内 容
発行主体	山形農業協同組合
資本調達手段の種類 普通出資	
コア資本に係る基礎項目に算入した額	3,750百万円(前年度3,812百万円)

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理およびこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位:千円、%)

項	令和5年度末	(単位:十円、% 令和6年度末
コア資本に係る基礎項目>	7和3牛皮木	7和0年及本
通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	10,404,174	10,547,
うち、出資金及び資本準備金の額	3,812,787	3,750,
うち、再評価積立金の額	-	
うち、利益剰余金の額	6,801,167	6,944,
うち、外部流出予定額(△)	△97,559	△97,
うち、上記以外に該当するものの額	△112,221	△50,
ア資本に算入される評価・換算差額等	-	
うち、退職給付に係るものの額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	=	
ア資本に係る調整後少数株主持分の額		0.5
ア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	26,054	35,
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 うち、適格引当金コア資本算入額	26,054	35,
格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	
行は資本制度子校が銀がりら、社場相直によりニノ資本に成る金旋残らが銀に占よれる銀	_	
うち、上記以外に該当するものの額	_	
的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に る基礎項目の額に含まれる額	-	
地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る	61,476	
機項目の額に含まれる額 ************************************	· ·	
数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	10 401 704	10 500
ア資本に係る基礎項目の額(イ)	10,491,704	10,582
一ノ買やに体の胸盤項目と 形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	53,038	49
の固た資産(モーケージ・リーこうシグ・ノインに採むものを除く。)の額の合計額 うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	55,038 _	49
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	53,038	49
延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	10
格引当金不足額	=	
券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	=	
責の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	
職給付に係る資産の額	_	
己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	
図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	
数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	
定項目に係る10パーセント基準超過額	=	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	=	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	
定項目に係る15パーセント基準超過額	_	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	
ア資本に係る調整項目の額(p)	53,038	49
自己資本>		
己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	10,438,666	10,532
リスク・アセット等>	=	
用リスク・アセットの額の合計額	74,551,502	77,044
資産(オン・バランス)項目	74,551,502	77,044
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,366,150	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)に係るも	-	
のの額 うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットの額に算入されることになっ たものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額	_	
7-50のの銀のプラ、裸型化立員単に示るものの領 うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットの額に算入されることになっ たものの額のうち、退職給付に係る資産に係るものの額	_	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・ アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)	-	
うち、上記以外に該当するものの額	1,366,150	
オフ・バランス項目	=	
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額	-	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		
ペレーショナル・リスク相当額の合計額を8 パーセントで除して得た額	6,324,549	6,274
用リスク・アセット調整額	-	
ペレーショナル・リスク相当額調整額		
ク・アセット等の額の合計額(ニ)	80,876,051	83,319
連結自己資本比率>		
店自己資本比率((ハ)/(ニ))		

- 12.91% 12.91% 12.1 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
 2 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
 3 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位:千円、%)

		令和5年度		令和6年度		
信用リスク・アセット	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 (a)	所要自己資本額 (b=a×4%)	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 (a)	所要自己資本額 (b=a×4%)
現金	839, 500	-	_	654, 074	-	_
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2, 600, 766	1	-	2, 799, 320	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	1	-	-	_	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	_
我が国の地方公共団体向け	12, 435, 413	-	-	12, 317, 355	-	_
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	_	-	-	
国際開発銀行向け	_	_	_	_	_	_
地方公共団体金融機構向け	603, 009	60, 300	2, 412	502, 581	50, 258	2,010
我が国の政府関係機関向け	804, 281	70, 415	2, 816	804, 110	70, 398	2, 815
地方三公社向け	004, 201	10, 413	2,010	004, 110	10, 550	2,010
	100 100 000	00 000 000	001 579	00 001 004	10 000 010	707 000
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	100, 196, 632	20, 039, 326	801, 573	99, 661, 064	19, 932, 212	797, 288
法人等向け	2, 099, 997	1, 540, 810	61, 632	1, 663, 810	1, 126, 726	45, 069
中小企業等向け及び個人向け	28, 561, 339	12, 001, 527	480, 061	31, 673, 249	13, 985, 060	559, 402
抵当権付住宅ローン	_	_	_	-	_	
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	,
三月以上延滞等	279, 178	81, 066	3, 242	137, 045	48, 513	1, 94
取立未済手形	23, 804	4, 760	190	32, 979	6, 595	26
信用保証協会等保証付	12, 400, 643	1, 223, 476	48, 939	12, 616, 020	1, 245, 451	49, 81
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	- 12, 100, 040	1, 220, 110	10, 505	- 12, 010, 020	1, 210, 101	10,01
株式云社地域経済信任化文後機構等による休証的 共済約款貸付	-			-	_	
	001 400	000 000	0.000	000 450		00.00
出資等	901, 462	900, 993	36, 039	902, 452	902, 452	36, 09
(うち出資等のエクスポージャー)	901, 462	900, 993	36, 039	902, 452	902, 452	36, 09
(うち重要な出資のエクスポージャー)	_	-		_	-	
上記以外	23, 743, 264	36, 713, 218	1, 468, 528	25, 099, 777	38, 987, 156	1, 559, 48
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち 対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手 段に該当するもの以外のものに係るエクスポー ジャー)	-	-	-	-	-	
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象 資本調達手段に係るエクスポージャー)	8, 494, 674	21, 236, 686	849, 467	9, 313, 625	23, 284, 063	931, 36
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分 に係るエクスポージャー)	204, 361	510, 904	20, 436	-	-	
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権 を保有している他の金融機関等に係るその他外部T LAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	-	-	
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権 を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部 分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	
(うち上記以外のエクスポージャー)	15, 044, 227	14, 965, 626	598, 625	15, 786, 151	15, 703, 093	628, 12
証券化	_	-		_	-	,
証券化 (STC要件適用分)	-	-	_	-	-	
証券化(非STC要件適用分)	-	-	_	_	-	
再証券化	_	_		_	-	
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクス ボージャー	3, 392	678	27	2, 842	568	4
(うちルックスルー方式)	3, 392	678	27	2,842	568	2
(うちマンデート方式)		-			-	
(うち蓋然性方式250%)	_	_		_	_	
	_	_		-		
(うち蓋然性方式400%)	_			_		
(うちフォールバック方式)	_	_		_	-	
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	1, 366, 150	54, 646	_	-	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に 算入されなかったものの額 (△)	-	-	-	-	-	
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	184, 653, 186	74, 002, 726	2, 960, 109	188, 212, 610	76, 355, 393	3, 054, 21
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	_
中央清算機関関連エクスポージャー	_	-	_	-	-	
計(信用リスク・アセットの額)	185, 492, 686	74, 002, 726	2, 960, 109	188, 866, 684	76, 355, 393	3, 054, 21

	令和5年度		令和6年度		
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8% で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	オペレーショナル・リスク相当額を8% で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	
// 女自し貝本い根、巫姫の子伝/	6, 025, 570	249, 402	6, 164, 908	246, 596	
所要自己資本額計	リスク・アセット等 (分母) 計 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	リスク・アセット等 (分母) 計 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	
(3)	80, 251, 114			, ,	

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載していま (注) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該 2 当します。
 - 3

 - 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。 (粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法および手続の概要

当連結グループでは、JA以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針および手続等は定めていません。 JAの信用リスク管理の方針および手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。 (注)単体の「リスク管理の状況」び項目に記載。

② 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。 また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

/ 0	
適格格付機関	
株式会社格付投資情報センター(R&I)	
株式会社日本格付研究所(JCR)	
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)	
S&Pグローバル・レーティング (S&P)	
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)	
(注) リスク・ウェイトとは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。	

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's	
法人向けエクスポージャー (短期)	JCR, S&P, Fitch	

③ 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別・業種別・残存期間別)および三月以上延滞エクスポージャー の期末残高

(単位:千円)

			令和5年度					令和6年度			
		信用リスクに関するエクスポー				三月以上 延滞エクスポー	信用リスクに関 するエクスポー				三月以上 延滞エクスポー
		ジャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバ ティブ	ジャー	ジャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバ ティブ	ジャー
[3	国内	185, 489, 294	59, 034, 997	6, 115, 638	-	279, 178	188, 863, 842	59, 900, 277	6, 212, 344	-	137, 04
[3	国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地域	以 別残高計	185, 489, 294	59, 034, 997	6, 115, 638	-	279, 178	188, 863, 842	59, 900, 277	6, 212, 344	-	137, 04
	農業	193, 669	184, 330	-	-	-	255, 987	245, 215	-	_	
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	_	
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製造業	20,000	-	-	-	-	-	-	-	-	
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
12	建設・不動産業	885, 917	885, 917	-	-	326	826, 593	826, 593	-	-	26
Ĵ	電気・ガス・熱供 給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	運輸・通信業	603, 561	-	603, 561	-	-	603, 389	-	603, 389	-	
	金融・保険業	97, 668, 688	890, 049	904, 740	-	-	95, 739, 531	-	804, 253	-	
	卸売・小売・飲食・ サービス業	3, 724, 267	272, 252	-	-	-	4, 246, 727	261, 806	-	-	
	日本国政府・ 地方公共団体	15, 131, 649	9, 619, 573	5, 512, 076	-	-	14, 851, 752	9, 242, 798	5, 608, 955	-	
	上記以外	2, 034, 151	1, 511, 722	-	-	-	2, 013, 606	1, 494, 533	-	-	61
作		46, 920, 913	45, 671, 155	-	-	278, 852	48, 922, 753	47, 829, 332	-	-	136, 16
Ą	その他	18, 306, 478	-	-	-	-	21, 403, 504	-	-	-	
業種	即残高計	183, 422, 321	57, 504, 704	6, 115, 638	-	279, 178	186, 774, 312	58, 337, 913	6, 212, 344	-	136, 42
1	1年以下	101, 758, 427	237, 616	100, 415	-	-	101, 273, 690	315, 683	201, 154	-	
1	1年超3年以下	1, 785, 446	1, 275, 081	503, 542	-	-	1, 914, 972	996, 074	904, 117	-	
3	3年超5年以下	3, 011, 274	1, 575, 271	1, 417, 917	-	-	2, 893, 251	1, 770, 124	1, 113, 316	-	
5	5年超7年以下	3, 327, 180	2, 424, 637	902, 542	-	-	2, 952, 348	2, 350, 689	601, 659	_	
7	7年超10年以下	5, 899, 482	5, 298, 366	601, 116	-	-	5, 955, 336	5, 154, 058	801, 278	-	
1	1 0 年超	50, 037, 922	47, 447, 817	2, 590, 106	-	-	51, 472, 002	48, 881, 182	2, 590, 820	-	
其	朝限の定めのないもの	19, 669, 563	776, 209	-	-	-	22, 402, 243	432, 467	-	-	
残存	F期間別残高計	185, 489, 294	59, 034, 997	6, 115, 638	-	-	188, 863, 842	59, 900, 277	6, 212, 344	-	

- (注) 1 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
 3 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
 4 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

 - った。 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

④ 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

			令和5年度			令和6年度				
区 分	#11272	期中	期中》	載少額	#4+++	##***	期中	期中海	咸少額	##+#\=
	期首残高	期自残尚 増加額	目的使用	その他	期末残高	期首残高	増加額	目的使用	その他	期末残高
一般貸倒引当金	16, 534	26, 054	-	16, 534	26, 054	26, 054	35, 130	-	26, 054	35, 130
個別貸倒引当金	416, 295	326, 586	8, 528	407, 767	326, 586	326, 586	208, 709	102, 089	224, 496	208, 709

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位:千円)

					令和 5	5年度					令和 6	6年度		
		区 分	期首残高	期中	期中海	域少額	期末残高	貸出金 償却	期首残高	期中 増加額	期中海	域少額	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	貸出金 償却
			州目/文向	増加額	目的使用	その他	州木牧南	償却	791 E 7X IFI	増加額	目的使用	その他	期末残高	償却
	国内		416, 295	326, 586	8, 528	407, 767	326, 586		326, 586	208, 709	102, 089	224, 496	208, 709	
	国外		-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
地	域別詞	+	416, 295	326, 586	8, 528	407, 767	326, 586		326, 586	208, 709	102, 089	224, 496	208, 709	
		農業	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		林業	1	1	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-
		水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	=
		製造業	=	=	=	=	=	=	=	618	=	=	618	=
		鉱業	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=
	法	建設・不動産業	386	326	=	386	326	=	326	=	=	326	=	=
	人	電気・ガス・熱供 給・水道業	=	=	=	=	=	=	-	266	=	-	266	=
		運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	=
		金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		卸売・小売・飲 食・サービス業	=	=	=	=	=	=	-	=	=	-	=	=
		日本国政府・ 地方公共団体	=	=	=	=	=	=	-	=	=	-	=	=
		上記以外	339	-	1	339	-	-	-	884	-	-	884	-
	個人		415, 570	326, 260	8, 528	407, 042	326, 260	-	326, 260	206, 941	102, 089	224, 170	206, 941	-
業	種別語	H	416, 295	326, 586	8, 528	407, 767	326, 586		326, 586	208, 709	102, 089	224, 496	208, 709	

⑥ 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

	区分		令和5年度	令和5年度			令和6年度			
	込 ガ	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計			
	リスク・ウェイト 0%	-	15, 875, 680	15, 875, 680	_	15, 770, 750	15, 770, 750			
信	リスク・ウェイト 2%	_	-	_	_	-	-			
用川	リスク・ウェイト 4%	1	ı	1	ı	-	-			
ス	リスク・ウェイト 10%	1	13, 807, 934	13, 807, 934	1	13, 922, 713	13, 922, 713			
り削	リスク・ウェイト 20%	1	100, 321, 448	100, 321, 448	1	99, 794, 994	99, 794, 994			
減	リスク・ウェイト 35%	_	-	-	_	-	-			
効果	リスク・ウェイト 50%	_	215, 406	215, 406	_	98, 074	98, 074			
勘	リスク・ウェイト 75%	1	28, 561, 340	28, 561, 340	ı	31, 673, 250	31, 673, 250			
案後	リスク・ウェイト 100%	-	19, 342, 763	19, 342, 763	-	18, 273, 728	18, 273, 728			
核残	リスク・ウェイト 150%	-	31, 837	31, 837	-	16, 707	16, 707			
高	リスク・ウェイト 250%	1	8, 699, 037	8, 699, 037	1	9, 313, 625	9, 313, 625			
	その他	_	56, 432	56, 432	_	52, 771	52, 771			
リン	スク・ウェイト 1250%	1	ı	1	ı	-	-			
	計		186, 911, 876	186, 911, 876	1	188, 916, 613	188, 916, 613			

- 1 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当 (注) 額を含みます。
 - 2 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」はエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。 なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
 - 3 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
 4 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

連結自己資本比率の算出にあって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。 信用リスク削減手法の適用および管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針および手続に準じて行っています。 JAのリスク管理の方針および手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:千円)

		令和5年度		令和6年度			
区 分	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	
地方公共団体金融機構向け	-	_	_	_	_	_	
我が国の政府関係機関向け	-	100, 128	-	_	100, 126	-	
地方三公社向け	-	_	-	-	-	-	
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-	
法人等向け	-	_	-	-	-	-	
中小企業等向け及び個人向け	52, 993	-	-	29, 905	-	-	
抵当権住宅ローン	19, 800	16, 375, 531	-	36, 060	16, 968, 558	-	
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-	
三カ月以上延滞等	-	-	-	-	-	-	
証券化	-	-	-	-	-	-	
中央清算機関関連	-	_	-	-	-	=	
上記以外	-	22, 186	-	-	21, 101	-	
合 計	72, 793	16, 497, 845	-	65, 965	17, 089, 786	-	

- (注) 1 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券 等が該当します。
 - 2 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 - 3 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 - 4 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 - 5 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(5)派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においては J A のリスク管理およびその手続に準じたリスク管理を行っています。

また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。 JAのリスク管理の方針および手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理およびその手続に準じたリスク管理を行っています。

また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。

JAのリスク管理の方針および手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位:千円)

区 分		\wedge	令和 5	5年度	令和6年度		
			貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額	
上場			_	_	_	_	
非上場			8, 506, 088	8, 506, 088	10, 216, 078	10, 216, 078	
	合	計	8, 506, 088	8, 506, 088	10, 216, 078	10, 216, 078	

⁽注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益

該当する取引はありません。

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当する取引はありません。

⑤ 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する取引はありません。

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:千円)

		(1 1 1 1
	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	3, 393	2, 842
マンデート方式を適用するエクスポージャー	-	_
蓋然式方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	_
蓋然式方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	_
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	_	_

(10) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定方法の概要

連結グループの金利リスクの算定方法は、JAの金利リスクの算定方法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定方法は、単体の開示内容をご参照ください。

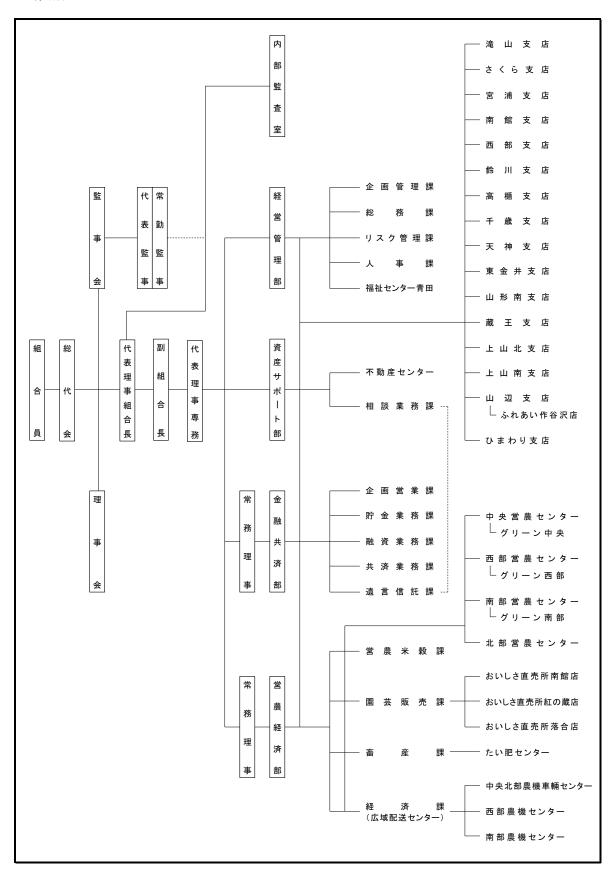
② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

項番	令和 :	5年度	令和6年度	
供	⊿EVE	⊿NII	∠EVE	⊿NII
1 上方パラレルシフト	778	251	349	194
2 下方パラレルシフト	△921	△17	△408	△93
3 スティーブ化	782		410	
4 フラット化	△336		△215	
5 短期金利上昇	121		17	
6 短期金利低下	183		218	
7 最大値	782	251	410	194
8 自己資本の額		10, 438		10, 532

【JAの概要】

1. 機構図



2. 役員構成(役員一覧)

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代表理事組合長	岡崎 輝明	理事	髙橋 德郎
代表理事専務	栗原 秀行	理事	齊藤 稔
常務理事	羽角 克之	理事	熊谷 與志己
常務理事	大場 一仁	理事	半田 義信
理事	鏡 惠子	理事	鎌田 宗悦
理事	稲毛 泰一	理事	村上 英之
理事	鑓水 豊	理事	佐藤 清也
理事	武田 政則	理事	斎藤 一美
理事	丹野 雅彦	理事	髙橋 美子
理事	須田 和弘	代表監事	宮部 伸一
理事	木村 純一	常勤監事	井上 誠治
理事	渡邉 洋二	監事	山口 富哉
理事	秋葉 浩之	監事	岡崎 康平
理事	佐藤 光之	監事	武田 みちよ

3. 会計監査人の名称

みのり監査法人

4. 組合員数

(単位:人、団体)

区 分	令和5年度	令和6年度	増減
正組合員	10, 324	10, 216	△ 108
個人	10, 295	10, 180	△ 115
法人	29	36	7
准組合員	10, 689	10, 807	118
個人	10, 578	10, 698	120
法人	111	109	△ 2
合 計	21, 013	21, 023	10

5. 組合員組織の状況

(単位:人)

7-78-7	tan is make	1-111	b = w
組織名	構成員数	組織名	構成員数
農事実行組合	7, 318	花き部会	96
稲作部会	1, 504	畜産部会	16
野菜部会	275	青年部	82
果樹部会	1, 214	女性部	276

6. 特定信用事業代理業者の状況

区分	氏名または名称(称号)	主たる事務所の所在地	代理業を営む営業所 または事業所の所在地
特定信用事業代理業者	_	-	-

7. 地区一覧

山形市・上山市・中山町・山辺町

8. 沿革・あゆみ

 $\rm J\,A$ やまがたは、平成9年4月1日に9つの $\rm J\,A$ ($\rm J\,A$ 山形、 $\rm J\,A$ 本沢、 $\rm J\,A$ ざおう、 $\rm J\,A$ かみのやま、 $\rm J\,A$ にしごう、 $\rm J\,A$ 上山中川、 $\rm J\,A$ 山形長崎、 $\rm J\,A$ 中山町豊田、 $\rm J\,A$ 山辺町)が合併し、山形農業協同組合「 $\rm J\,A$ やまがた」として設立されました。

「J Aやまがた」の管内は、県都山形市を中心に上山市、中山町、山辺町の2 市2 町からなり、奥羽山系の蔵王山脈と月山・朝日連峰に囲まれた肥沃な村山盆地に位置し南陽市、天童市、寒河江市などと隣接しております。

気候は、盆地型気象で四季の区別と寒暖差があり、多種多様な農作物が生産されています。

また、地域環境も都市化の拡大により市街化区域から純農村部、中山間部にいたるまでバラエティーに富んでおり、地域の特徴や広域合併のメリットを生かした特産物のブランド確立をはかるなど生産者の所得向上に取り組んでおります。

当然のことながら、JAとしても組織機構の整備と事業機構の充実をはかりながら組合員や地域の方々との接点を最重点として役職員一体となって事業に邁進しております。

9. 店舗等のご案内

店舗および事務所名	住所	電話番号	ATMの設置 および稼働状況	
本店	山形市旅篭町1-12-35	(023) 641-3121	ATM	
滝山支店	山形市小立4-19-12	(023) 641-3150	ATM	
さくら支店	山形市青田4-1-24	(023) 631-3575	ATM	
宮浦支店	山形市宮浦14-8	(023) 645-4132	ATM	
南館支店	山形市南館3-14-8	(023) 645-3026	ATM	
西部支店	山形市大字門伝字下4295-1	(023) 647-1010	ATM	
鈴川支店	山形市双月町2-3-3	(023) 631-2415	ATM	
高楯支店	山形市大字中里北田89-1	(023) 686-9611	ATM	
千歳支店	山形市長町2-5-40	(023) 642-4661	ATM	
東金井支店	山形市陣場3-8-19	(023) 684-2776	ATM	
天神支店	山形市天神町59	(023) 681-1011	ATM	
小巫去士庄	山形士上帝公共222 1	(023) 688-3131	ATM	
山形南支店	山形市大字谷柏777-1	(023) 688-2633	AIM	
李丁士店	支店 山形市蔵王半郷字西の宮250-1		ATM	
蔵王支店	□形印廠土干納子四の宮250-1	(023) 688-3111	ATM	
上山北支店	上山市東町8-20	(023) 676-2115	ATM (2台)	
上山南支店	上山市相生字下御前殿1159-5	(023) 695-6011	ATM	
7) + Jo In + It	中山四十分 巨体105	(023) 662-2231	ATM	
ひまわり支店	中山町大字長崎165	(023) 662-2341		
山辺支店	山辺町大字山辺字東町345	(023) 664-5003	ATM	
東沢コミュニティセンター	山形市妙見寺4		ATM	
A外 あぐりんランドえまたSS	山形県山形市江俣2-1-1		ATM	
A	中山町大字土橋字滝393-2		ATM	
11 直 JAビル	山形市七日町3-1-16		ATM	

<組合単体開示項目 農業協同組合施行規則第204条関係>				
開示項目	ページ	開示項目	ページ	
●概況及び組織に関する事項				
○業務の運営の組織	98	物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分をい	50	
〇理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	99	う。)の貸出金残高及び債務保証見返額		
〇会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名又は名称	99	・使途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の貸出金残高	50	
○事務所の名称及び所在地	100	・主要な農業関係の貸出実績	51	
〇特定信用事業代理業者に関する事項	99	・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	50	
●主要な業務の内容		・貯貸率の期末値及び期中平均値	60	
〇主要な業務の内容	20	◇有価証券に関する指標		
013 03/3/01/1		・商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証		
●主要な業務に関する事項		・商品有価証券の種類が、商品国債、商品地方債、商品政府保証 債及びその他の商品有価証券の区分をいう。)の平均残高	54	
○直近の事業年度における事業の概況	2	・有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国		
○直近の5事業年度における主要な業務の状況		情券及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同	54	
・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	47	じ。)の残存期間別の残高		
- 経常利益又は経常損失	47	・有価証券の種類別の平均残高	53	
- 当期剰余金又は当期損失金	47	・貯証率の期末値及び期中平均値	53	
・出資金及び出資口数	47			
•純資産額	47	●業務の運営に関する事項		
·総資産額	47	〇リスク管理の体制	15	
•貯金等残高	47	〇法令遵守の体制	17	
•貸出金残高	47	〇中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	11	
•有価証券残高	47	〇苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	17	
・単体自己資本比率	47			
・剰余金の配当の金額	47	●組合の直近の2事業年度における財産の状況		
·職員数	47	〇貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	30 , 43	
信託報酬、信託勘定貸出金残高、信託勘定有価証券残高、信託		○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	52	
勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高、信託財産額	47	・破産更生債権及びこれらに準ずる債権		
○直近の2事業年度における事業の状況		•危険債権		
◇主要な業務の状況を示す指標		•三月以上延滞債権		
・事業粗利益、事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、コア事		•貸出条件緩和債権		
業純益及びコア事業純益(投資信託解約損益を除く。)	47	•正常債権		
資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	47	〇元本補てん契約のある信託に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに		
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び 総資金利ざや	48	準ずる債権 危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・ 合計額・正常債権の額	52	
・受取利息及び支払利息の増減	48	〇自己資本の充実の状況	61	
·総資産経常利益率及び資本経常利益率	60	○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益		
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	60	·有価証券	55	
◇貯金に関する指標		・金銭の信託	55	
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残		·デリバティブ取引	55	
高	49	・金融等デリバティブ取引	55	
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごと		・有価証券店頭デリバティブ取引	55	
の定期貯金の残高	49	○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	53	
◇貸出金等に関する指標		〇貸出金償却の額	53	
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	49	〇会計監査人設置組合にあっては、法第37条の2第3項の規定に基づき会		
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	49	計監査人の監査を受けている旨	46	

<連結(組合及び子会社等)に関する開示項目 農業協同組合施行規則第205条関係>

	開示項目	ページ	
	○直近の5連結会計年度における主要な業務の状況		
72	・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	73	
	・経常利益又は経常損失	73	
72	・ 当期利益又は当期損失	73	
72	•純資産額	73	
72	•総資産額	73	
72	•連結自己資本比率	73	
72			
. 70	●直近の2連結会計年度における財産の状況につき連結したもの		
/2	○貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	74	
	○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	88	
	・破産更生債権及びこれらに準ずる債権		
	·危険債権		
	•三月以上延滞債権		
	•貸出条件緩和債権		
73	·正常債権		
	〇自己資本の充実の状況	89	
	○事業の種類ごとの事業収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産 の額として算出したもの	89	
	72 72 72 72 72 72 72	72 ・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計) ・経常利益又は経常損失 72 ・当期利益又は当期損失 72 ・総資産額 72 ・総資産額 72 ・連結自己資本比率 72 72 ●直近の2連結会計年度における財産の状況につき連結したもの 〇貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書 ○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額 72 ・破産更生債権及びこれらに準ずる債権 ・ご月以上延滞債権 ・ご月以上延滞債権 ・ご月以上延滞債権 ・「登出条件緩和債権 ・「正常債権 ・「日日資本の充実の状況 ・「事業の種類ごとの事業収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産	

<自己資本の充実の状況に関する開示項目> 「農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項」に基づく開示項目

開示項目	ページ
●単体における事業年度の開示事項	•
○ 自己資本の構成に関する開示事項	61
〇 定性的開示事項	
・自己資本調達手段の概要	15
・組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	15
・信用リスクに関する事項	15,63
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	65
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	67
・証券化エクスポージャーに関する事項	67
・オペレーショナル・リスクに関する事項	63
・出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び 手続の概要	68
・金利リスクに関する事項	70
〇 定量的開示事項	
・自己資本の充実度に関する事項	62
・信用リスクに関する事項	63
・信用リスク削減手法に関する事項	66
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	67
・証券化エクスポージャーに関する事項	67
・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	68
・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区 分ごとの額	69
・金利リスクに関する事項	70

開示項目	ページ
●連結における事業年度の開示事項	
○ 自己資本の構成に関する開示事項	90
〇 定性的開示事項	
・連結の範囲に関する事項	72
・自己資本調達手段の概要	89
・連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	91
・信用リスクに関する事項	92
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	95
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリ スク管理の方針及び手続の概要	95
・証券化エクスポージャーに関する事項	95
・オペレーショナル・リスクに関する事項	96
・出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び 手続の概要	96
・金利リスクに関する事項	97
〇 定量的開示事項	
・その他金融機関等であって組合の子法人等であるもののうち、規制上 の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額 の総額	_
・自己資本の充実度に関する事項	91
・信用リスクに関する事項	92
・信用リスク削減手法に関する事項	95
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	95
・証券化エクスポージャーに関する事項	95
・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	96
・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区 分ごとの額	97
・金利リスクに関する事項	97

